

荒尾市環境基本計画 (改訂版 素案)

都市と自然が調和する環境共生都市 あらお
～持続可能な社会を目指して～



平成24年 4月
荒尾市

はじめに

現在、世界的な人口の増加やアジアを中心とした経済成長など経済規模の拡大によって、エネルギー・食糧などの需要の増加、温室効果ガスや廃棄物、大気汚染・水質汚濁などの環境負荷の増大が見込まれ、日本国内においても生活の24時間化などによる環境負荷の増加や生物種の減少、生態系の破壊による生物多様性の保全に関する問題が顕在化しています。

また平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの死亡・行方不明者の発生に加え、原子力発電所事故により、電力不足による経済活動の停滞、放射性物質が一般環境へ放出され、住民が避難するといった事態を招きました。

甚大な被害が起きたこの震災では、自然の力の強大さを思い知らされ、人間の作った社会やシステムの脆弱さを痛感させられるとともに、私たちが大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、持続可能な社会を構築し、次世代へ継承していくことの必要性を再確認させられました。

本市においても、都市化の進展にともなう身近な自然の減少や有明海の環境悪化、地下水質の悪化、ごみ処理問題といった環境問題が発生しています。

このような社会的な状況の変化に加え、本計画が策定から5年以上経過し、第5次荒尾市総合計画の策定に合わせ、その整合性を図りながら今後の市が実施すべき環境施策の課題としてラムサール条約湿地登録を推進している荒尾干潟の保全を行っていくことなどを盛り込み、現行の環境基本計画の理念を受け継ぎつつ、必要な改訂を行いました。

今後も市民、事業者の皆様方のご理解とご協力を頂きながら、市自らも率先して計画の推進に努めてまいります。

最後になりますが、今回の計画の見直しにあたり、荒尾市環境審議会の皆様をはじめ、エコパートナーあらか市民会議の皆様、そして多くの市民の方々に貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに心よりお礼申し上げます。

平成24年4月

荒尾市長 前畑淳治

< 目 次 >

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の役割	4
第3節 計画の位置づけ	5
第4節 計画の目指すもの	6
第5節 国の環境基本計画、荒尾市総合計画との連携・整合	8
第6節 計画の対象地域と環境の範囲	10
第7節 計画の期間	10
第8節 計画の作成方法	11
第9節 計画の構成	12
第2章 環境の現状	13
第1節 荒尾市の特徴	14
第2節 荒尾市の環境の現状	22
第3章 環境の課題	47
第1節 環境の課題の抽出	48
第2節 課題の解決に向けて	54
第4章 施策の展開	55
施策の体系図	56
第1節 安心できる生活環境づくりに取り組もう	58
第2節 自然と共生できるまちづくりに取り組もう	72
第3節 限りある資源を大切にす循環型社会を目指そう	89
第4節 良好な環境を次世代に継承しよう	101

第5章 計画の推進と進行管理	115
第1節 計画の推進体制	116
第2節 計画の進行管理	117
第3節 関係機関・関連計画等との連携	118
第4節 財政措置	118
資料編	119
1. 荒尾市環境基本条例	120
2. 荒尾市環境審議会	124
3. 荒尾市環境推進会議	127
4. 荒尾市環境市民会議	131
5. 用語の解説	133

第1章

計画の基本的事項



市の花：なしの花

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

本市は、東に県立自然公園となっている小岱山、西に広大な干潟を持つ有明海、そして丘陵地には緑が広がる自然豊かな環境にあります。隣接する大牟田市とともに、石炭のまちとして栄えてきましたが、平成9年に三池炭鉱が閉山し、離職者対策、産業振興、炭鉱関連跡地の有効活用などが課題となっています。

日本は高度成長を経て、大きな発展を遂げました。しかし、一方で、大気汚染、水質汚濁などによる公害が発生し、環境問題への対応が重要視されるようになりました。こうした環境問題は、法規制の整備が進むことで改善されてきましたが、豊かな時代を象徴する大量消費型のライフスタイルが、ごみの増加をもたらし、ダイオキシン問題、ひいては地球温暖化という地球環境問題にまでつながっています。

このような中、国においては、平成5年に「環境基本法」、翌年には「環境基本計画」が策定されました。その後、持続可能な社会を目指して、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの法律の整備が進められています。

第4次荒尾市総合計画（平成14年策定）では、環境への負荷の少ない循環型社会づくりとともに、魅力ある都市空間と豊かな自然が調和する共生のまちづくりを目指して、「都市と自然が調和する環境共生都市」を基本目標の一つとして掲げました。まちづくりの主役は市民であり、様々な課題に対して、それぞれの協働により取り組むことの重要性から「協働のまちづくり」が進められており、また、現在の環境問題が、私たちの生活から引き起こされていることを考えると、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担の下、課題に取り組んでいくことが必要です。こうした観点から、荒尾市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、本市の自然的・社会的環境特性を考慮し、将来にわたる良好な環境を確保するために必要な施策について、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また今回、計画策定より5年以上経過し、中間年度で計画の進捗評価を行うとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所事故の影響による電力不足や放射性物質汚染の問題など社会情勢の変化への対応、平成24年に策定の第5次荒尾市総合計画との整合性、荒尾干潟の重要性を認識し、ラムサール条約湿地登録の推進へ向けた動きや国が推し進める水資源保全の動き、熊本県が定めた地下水保全条例の改正などを加味した上で、計画の見直しを行うものです。

■ 一人ひとりが環境を汚さない生活に心がけ、豊かな自然を守っていくことが必要です

自然豊かな環境を未来の子どもたちへ残していくことが、今を生きる私たちの責務だと考えます。

一度失われた環境を元に戻すことは容易ではありません。自然環境を守りつつ、できるだけ環境への負荷を少なくするような生活に努めていかなければなりません。

■ 「もったいない」の気持ちを持って、日々の生活を振り返ってみることが必要です

本市では、年間約 18,000 トン（平成 22 年度）のごみが発生しており、年々増加傾向にありましたが、平成 20 年度家庭系ごみ処理の有料化の施行で、ごみ減量に一定の効果が表れています。

現在の私たちが忘れかけている「もったいない」の気持ちを呼び戻し、ものを大切にする社会づくりに努めていく必要があります。

■ 地球に住む一員として地球規模での環境問題にも目を向け、取り組むことが必要です

社会経済の発展に伴い、人間の活動が引き起こす急激な変化が自然の許容範囲を超え、地球温暖化などの様々な弊害が表れてきています。

地球温暖化については、先進国などの温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が平成 17 年 2 月に発効しました。日本では、1990 年（平成 2 年）を基準として 6% の削減が求められていますが、既に増加している分を考慮すると、削減は容易ではなく、市民、事業者、行政といったすべての主体が協力して取り組んでいかなければなりません。

環境基本法

環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定めた法律。
国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全の施策を総合的に推進するための環境基本計画の策定などを定めている。

循環型社会形成推進基本法

物資の効率的な利用やリサイクルを推進することにより、資源の消費を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することを目的に定められている。

容器包装リサイクル法

容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけている。ガラスビン、ペットボトルなどが事業者の再商品化義務の対象となる。

家電リサイクル法

家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけている。
対象となるのは、エアコン、テレビ（携帯液晶テレビ等一部を除く）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫。

第2節 計画の役割

本計画は、環境行政の指針となるものとして、次のような役割を求められています。

- (1) 環境基本法の基本理念を実現するための具体的な計画を定めます。
- (2) 市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割の下で協力して取り組んでいくことができるように、具体的な行動例を示します。
- (3) 本市のまちづくりの基本となる荒尾市総合計画を環境面から効果的に推進し、今後の事業を環境に配慮したものへと誘導していきます。

環境基本法の基本理念

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

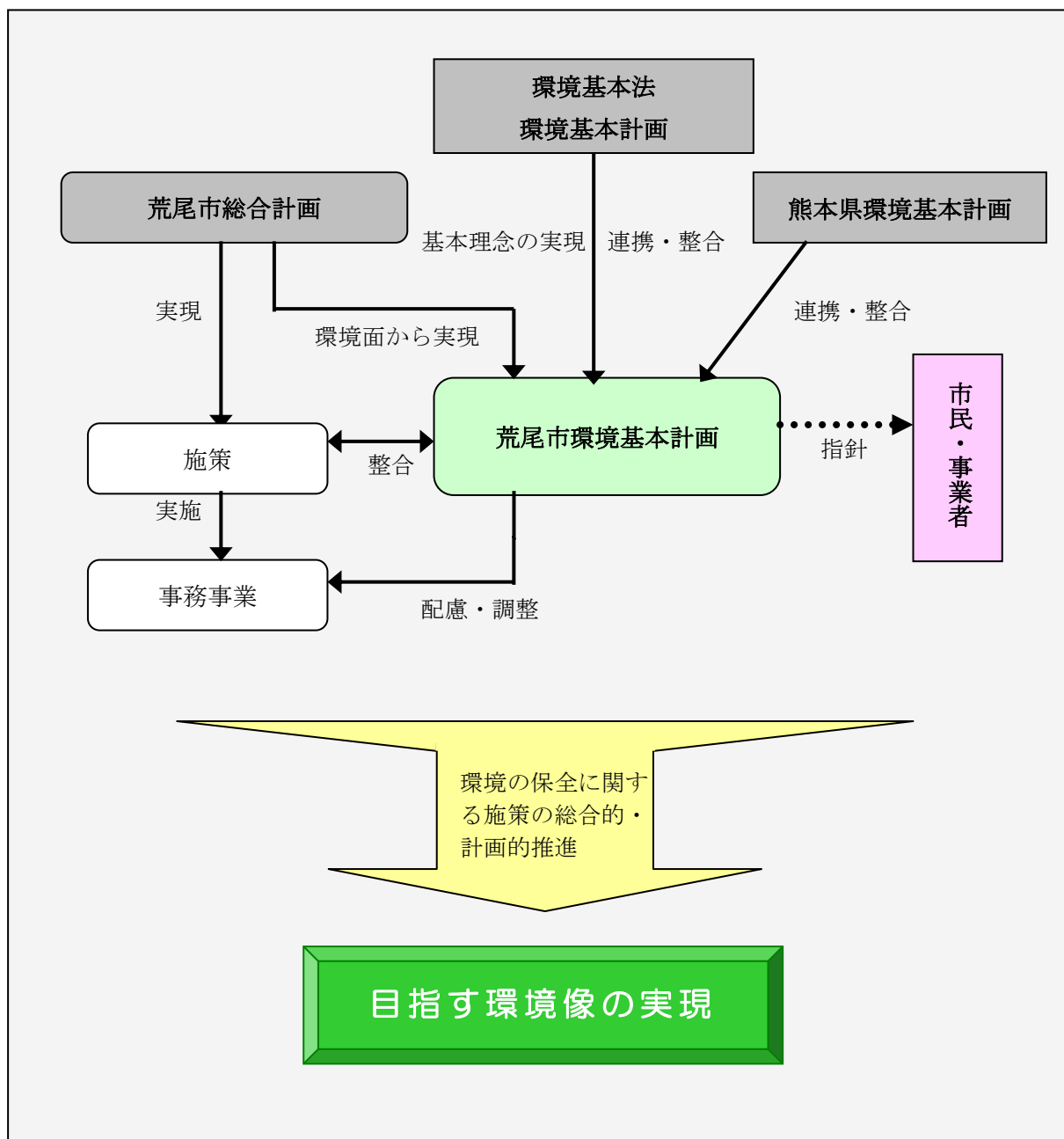


第3節 計画の位置づけ

環境基本法の第7条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

これに基づき、荒尾市の地域特性にあった環境基本計画を策定します。

▼ 荒尾市環境基本計画の位置づけ



第4節 計画の目指すもの

1. 目指す環境像

第4次荒尾市総合計画で掲げる「都市と自然が調和する環境共生都市」を実現し、一人ひとりが今のライフスタイルを見つめ直して、将来にわたって持続可能な社会を築き上げていくために、本市の目指す環境像を次のように定めます。

都市と自然が調和する環境共生都市 あらお
～持続可能な社会を目指して～

第5次総合計画では、「しあわせ 優都 あらお」～ふるさとへの誇り、人とのつながりを大切に自然と夢にあふれるまち～を荒尾市の将来像としており、その環境面における将来像として位置付けます。

2. 環境像の実現に向けた基本方針

目指す環境像の実現に向けて、計画の四つの柱となる基本方針を定めます。本計画を効果的に推進していくために、市民アンケート調査、環境市民会議での意見から課題や問題点を抽出し、その解決に向けた基本方針を設定しました。

生活環境

安心できる生活環境づくりに取り組もう

私たちの生活が環境へ与える影響を考え、できるだけ環境への負荷を少なくするよう行動します。

自然環境

自然と共生できるまちづくりに取り組もう

豊かな自然の大切さを再認識し、この自然を将来に引き継いでいくため、人と自然が共生できるまちづくりを目指します。

ごみ (循環型社会)

限りある資源を大切にする循環型社会を目指そう

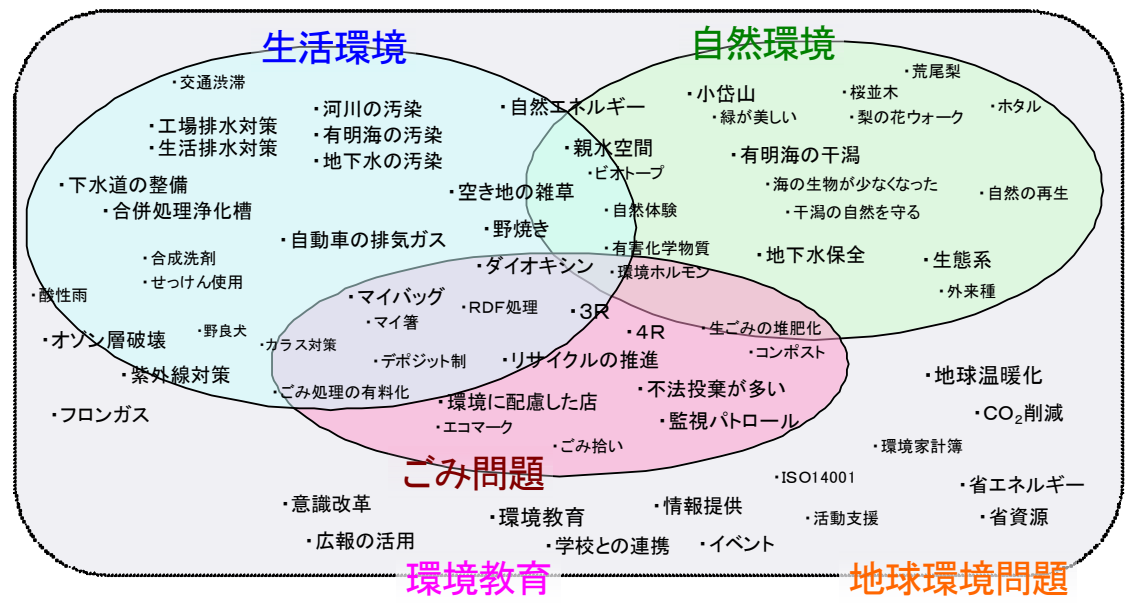
大量消費型のライフスタイルを見直し、ごみを出さない社会づくり、資源を有効に利用していく社会づくりに努めます。

環境教育 (地球環境問題)

良好な環境を次世代に継承しよう

すべての人が環境について学び、環境にやさしい行動を進めていくことで、将来の世代へ良好な環境を引き継いでいきます。

▼ 環境基本計画の課題・問題点（キーワード）



荒尾市環境市民会議 ワークショップ

第5節 国の環境基本計画、荒尾市総合計画との連携・整合

国の環境基本計画では、目指すべき社会を「持続可能な社会」とし、長期的目標として「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の四つを掲げています。本市の環境基本計画では、この四つの目標を次のように考え、推進していきます。

国の環境基本計画で掲げる「持続可能な社会」を実現するための「長期的目標」

「循環」「共生」「参加」「国際的取組」



荒尾市環境基本計画では

循環

環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、ごみ減量、リサイクルを推進し、資源、エネルギーの効率的な利用を図ります

参加

市民・事業者・行政、すべての主体が公平な役割分担により、環境保全を実現する社会を目指します

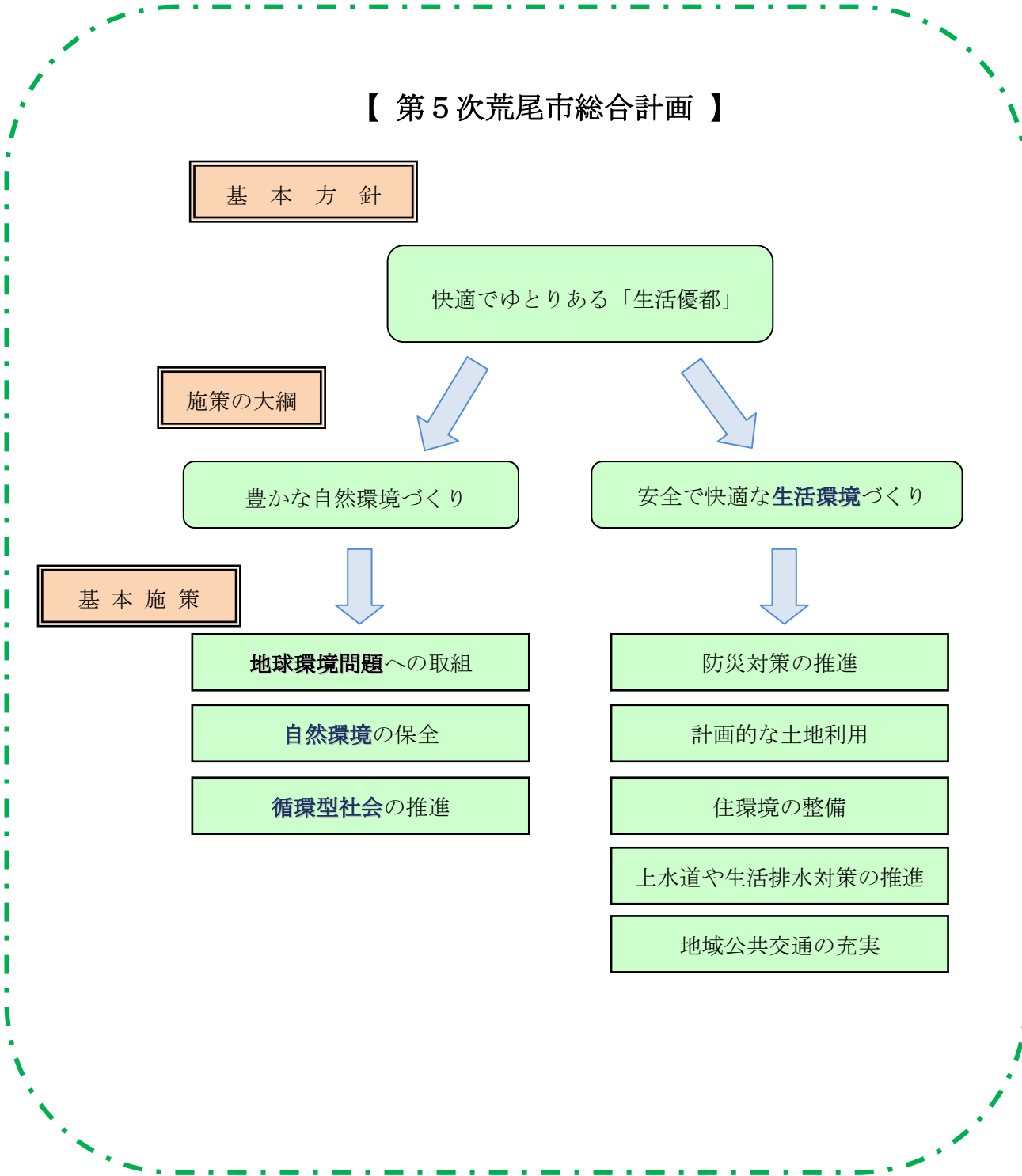
共生

私たちの生活が与える影響を理解し、都市空間と自然が調和する共生のまちづくりを目指します

広域的取組

一自治体としての責任を果たした上で、県及び周辺市町村と連携・協力を図り、広域的な取組を進めます

第5次荒尾市総合計画では、市の将来像を「しあわせ 優都 あらお」とし、基本方針として、笑顔で人が輝く「市民優都」、活力あふれる「産業優都」、快適でゆとりある「生活優都」の3つを掲げています。本市の環境基本計画の目指すものは、この中の「生活優都」に位置付けられ、環境基本計画の四つの柱となる基本方針は、次のように対応しています。

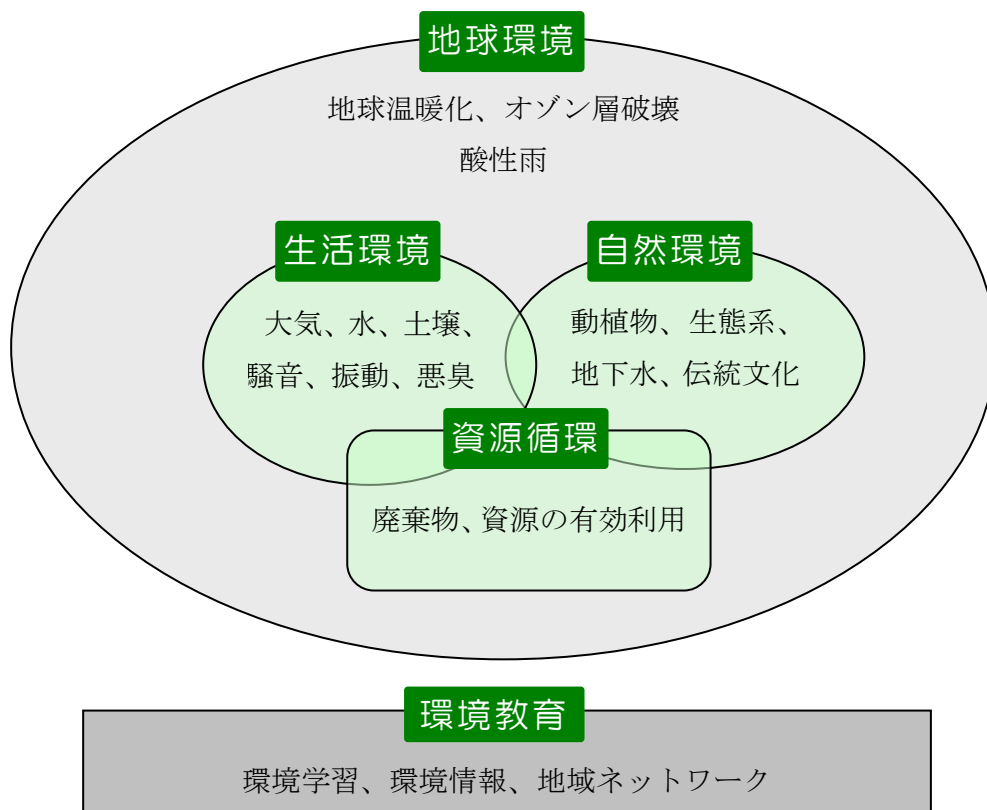


第6節 計画の対象地域と環境の範囲

本計画は、荒尾市全域を対象範囲とします。

また、日常生活や事業活動で関わりのある周辺市町村や有明海沿岸域の市町村とも連携を図ります。

本計画において対象とする環境の範囲は、「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「地球環境」とし、それらの環境を支える基盤として、「環境教育」を位置づけます。



第7節 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とします。

ただし今回、社会的な情勢の変化や科学的知見の進展などを踏まえて、見直しを行いましたので改訂版の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）までとします。

第8節 計画の作成方法

本計画は、市民・事業者・行政が協働の考えの下に、それぞれの役割に応じた環境配慮を進めるための基本的な指針となるものです。本市に住むすべての人が取り組んでいく計画ですので、市民・事業者の意見を十分に反映させるために、平成16～17年度にかけて公募市民委員による検討を重ね、パブリックコメント等の意見を考慮し、計画を策定しています。

パブリックコメントの実施

平成18年1月16日（月）～27日（金）にかけて、パブリックコメントの募集を行い、6名の方から27件のご意見をいただきました。

また今回、中間年度で、行政内部及び外部の組織において点検・評価を実施し、その結果、必要な見直しを行いました。

中間見直しにあたってのパブリックコメントの実施

平成24年2月1日（水）～29日（水）にかけて、改訂版についてパブリックコメントの募集を行い、1名の方から9件のご意見をいただきました。

第9節 計画の構成

本計画の構成の概要は、以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の背景と目的
- 計画の役割
- 計画の位置づけ
- 計画の目指すもの
- 国の環境基本計画との連携
- 計画の対象地域と環境の範囲
- 計画の期間
- 計画の作成方法
- 計画の構成

第2章 環境の現状

- 荒尾市の特徴
- 荒尾市の環境の現状

第3章 環境の課題

- 環境の課題の抽出
- 課題の解決に向けて

第4章 施策の展開

- 施策の体系図
- 安心できる生活環境づくりに取り組もう
- 自然と共生できるまちづくりに取り組もう
- 限りある資源を大切にす循環型社会を目指そう
- 良好な環境を次世代に継承しよう

第5章 計画の推進と進行管理

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理
- 関係機関・関連計画等との連携
- 財政措置

第2章
環境の現状



ヤマトシジミ

第2章 環境の現状

第1節 荒尾市の特徴

1. 位置及び地勢

本市は、熊本県の西北端に位置し、北は福岡県大牟田市、西は有明海を隔てて長崎県及び佐賀県を望んでいます。東には標高 501m の小岱山、西には広大な干潟を持つ有明海、その合間を縫うように豊富な緑を持つ丘陵地が点在する豊かな自然に抱かれた環境にあります。

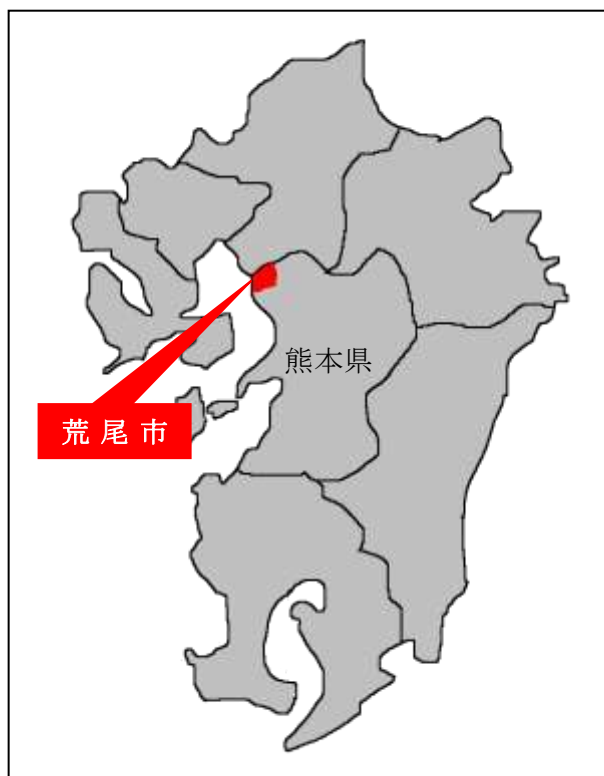
また、本市の中心部から、県庁所在地の熊本市まで約 40km、九州の拠点都市福岡市まで約 80km の所にあり九州のほぼ中央に位置しています。市域面積は 57.15km² で東西 8km、南北 7km にわたっています。

市内を流れる河川として最大の関川は、玉名郡南関町、荒尾市を経て大牟田市に入ると諏訪川と名前を変え、飲料用水としても利用されています。そのほかに、^{かんがい}灌漑用水としての役目を果たしている浦川、菜切川、行末川が市内を流れています。

気象は、年間平均気温 16.8℃、年間積算降雨量は約 1,700mm で、風向きは北西が最も多く、降雪も少なく、季節風もあまり強くない、温暖な気候と四季の変化に富んだ住みよい風土です。

交通網は、国道 208 号が市南東部から北西部を貫き、熊本市及び佐賀県、福岡県久留米方面を結ぶ主要幹線としての役割を担っています。

本市は、昭和 17 年 4 月 1 日に当時の荒尾町、平井村、有明村、八幡村及び府本村の 5 カ町村が合併して市制を施行し、昭和 30 年 7 月 20 日に清里村の一部を編入して、現在の「荒尾市」となっています。

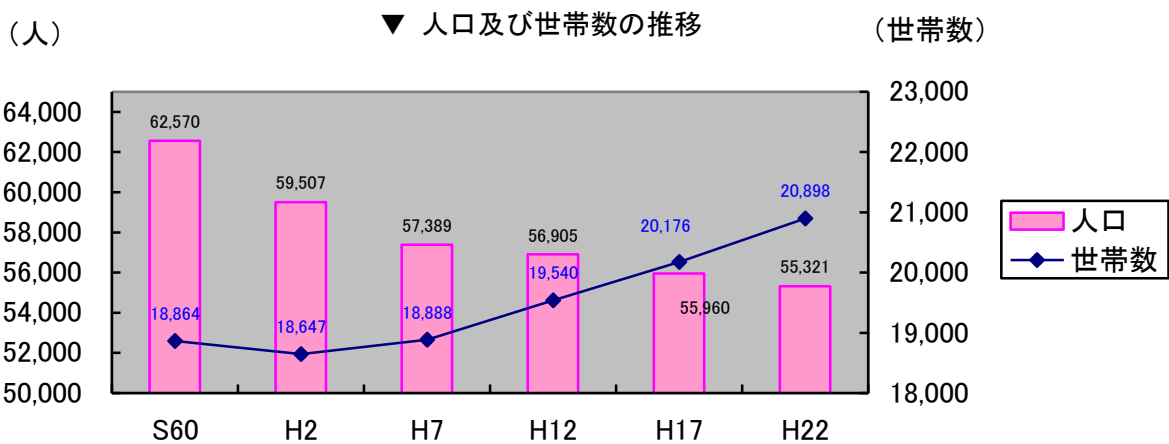




2. 人口

本市の人口は、平成12年から平成22年の間で1,584人の減少で、10年間で約3%の減少にとどまっています。

世帯数は昭和60年から平成2年にかけて若干減少したものの、その後増加傾向にあり、平成22年の国勢調査世帯数は20,898世帯です。



資料：昭和60年～平成22年国勢調査

3. 産業別就業人口

本市の産業別就業人口は、第1次、第2次産業就業者は減少し、第3次産業就業者は増加傾向を示しています。特に、三池炭鉱が閉山（平成9年）した影響で第2次産業（鉱業）の就業者が大幅に減少しています。

▼ 産業別就業人口の推移

(単位：人)

	就業者総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
昭和60年	25,128	2,491	9.9%	9,350	37.2%	13,284	52.9%
平成2年	23,815	1,943	8.2%	8,407	35.3%	13,455	56.5%
平成7年	23,977	1,641	6.8%	8,200	34.2%	14,121	58.9%
平成12年	23,751	1,408	5.9%	7,404	31.2%	14,833	62.7%
平成17年	23,416	1,202	5.2%	6,734	29.0%	15,291	65.8%

※分類不能も含まれるため、構成比の合計が100%にならない場合もあります。

資料：国勢調査

4. 産業別総生産

総生産額は、平成21年度は1,134億円となっています。構成比で見ると、第1次産業、第2次産業は、減少傾向にあり、第3次産業が増加しています。県内平均と比較すると、第1次産業、第2次産業が低く、第3次産業が高くなっています。

▼ 産業別総生産額の推移

(単位：百万円)

	総生産額	帰属利子等控除前					
		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
昭和60年	78,577	3,183	3.9%	19,155	23.6%	58,665	72.4%
平成2年	103,923	3,140	2.9%	21,823	20.2%	83,226	76.9%
平成7年	121,775	2,798	2.2%	24,441	19.5%	98,009	78.3%
平成12年	118,442	2,319	1.9%	20,751	15.8%	97,610	80.9%
平成17年	113,144	1,813	1.6%	15,385	13.3%	98,668	85.2%
平成21年	113,430	1,398	1.2%	15,751	13.6%	98,665	85.2%

資料：熊本県市町村民所得推計報

(1) 農業の推移

農家数は大きく減少しており、経営耕地面積も減少傾向にあります。本市の主要な農産物は生産額の高い順に、梨、みかん、米となっており、新高梨（ジャンボ梨）は荒尾を代表する特産品になっています。

▼ 農家数及び経営耕地面積の推移

(単位：戸、ha)

年次 項目	昭和		平成				
	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年
農家数合計	2,204	2,026	1,571	1,273	1,047	956	887
専業（販売農業）	467	492	390	333	226	255	231
第一種兼業	330	266	198	145	118	88	99
第二種兼業	1,407	1,268	983	795	703	252	205
自給的農家	—	—	—	—	—	361	352
経営耕地面積	1,336	1,263	1,158	1,011	901	701	690
田	722	679	656	562	500	388	399
畑	286	268	207	179	137	84	85
樹園地等	328	316	295	270	264	229	206

資料：農林業センサス

※自給的農家は平成17年から調査

第一種兼業農家・・・農業所得を主とする兼業農家
 第二種兼業農家・・・農業所得を従とする兼業農家

▼ 農業粗生産額の推移

(単位：千万円)

年次 項目	年									
	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
農業粗生産額合計	383	362	305	398	321	331	329	307	362	324
果実	183	140	221	142	156	142	150	148	183	167
畜産	70	71	73	72	72	72	68	70	86	73
米	56	42	51	53	50	53	61	39	45	38
野菜	29	27	27	27	27	27	27	25	26	25
その他	24	25	26	27	26	27	23	23	20	20
生産農業所得総額	156	183	146	176	129	125	123	102	119	114

資料：農林水産統計年報

(2) 漁業の推移

干満の差が大きい有明海では、古くからアサリ貝採取やノリ養殖が行われていますが、近年の環境変化にともない、アサリ貝の漁獲量やノリ生産枚数に増減がある不安定なものとなっています。

▼ 漁業の推移

(単位：千枚、百万円、t)

年次 項目		平成 12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
漁業経営体数		89	71	66	65	191	199	87	87	171	171
ノ リ	生産枚数	43,727	25,778	43,727	23,001	33,749	38,338	23,627	32,573	15,391	24,619
	生産金額	427	182	427	246	310	308	189	272	132	210
アサリ貝漁獲量		5	0	0	30	141	171	296	325	211	3

資料：農林水産統計年報

(3) 工業の推移

本市の工業は、従業者数が200人以下の中小事業所が中心で、事業所数や従業者数は減少傾向にあります。

▼ 工業の推移

(単位：人、百万円)

年次 項目		平成 12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
事業所数		72	65	60	61	55	57	58	65	66	61
従業者数		2,318	2,138	1,946	1,895	1,731	1,754	1,972	2,063	1,977	1,872
製造品 出額等		25,218	23,716	21,849	22,929	24,717	24,135	28,669	31,378	34,471	28,590

資料：工業統計調査より(4人以上の事業所)

(4) 商業の推移

大型店の進出や第3セクター「あらかしシティモール」の開店（平成9年）によって販売額は伸びていましたが、近年は近隣市への大型店の進出などにより、販売額、商店数が減少傾向にあります。

▼ 商業の推移

（単位：人、百万円）

年次項目	年							
	昭和63年	平成3年	6年	9年	11年	14年	16年	19年
商店数	793	772	742	736	706	654	620	575
従業員数	3,062	3,041	3,261	3,610	3,847	3,957	3,609	3,629
販売額	47,457	58,173	61,096	63,729	64,885	72,845	62,571	59,465

資料：商業統計調査

(5) 観光の推移

西日本有数の規模を誇るグリーンランド遊園地を中心に、温泉やテーマパークなどの観光・レジャー施設が集まり、年間約240万人の観光客が訪れています。

▼ 観光の推移

（単位：千人）

項目	年次									
	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
観光入込客合計	2,683	2,690	2,597	2,379	2,396	2,311	2,333	2,169	2,561	2,408
うち県内客	601	594	604	570	689	749	957	893	1,098	987
うち県外客	2,082	2,097	1,993	1,808	1,707	1,562	1,376	1,276	1,473	1,420
うち外国人客	55	39	21	26	21	29	50	26	7	13
日帰り客	2,600	2,605	2,511	2,292	2,322	2,224	2,244	2,080	2,446	2,266
宿泊客	82	86	85	86	74	87	89	90	116	142

資料：観光統計調査

※数字の単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合があります。

6. 土地利用状況

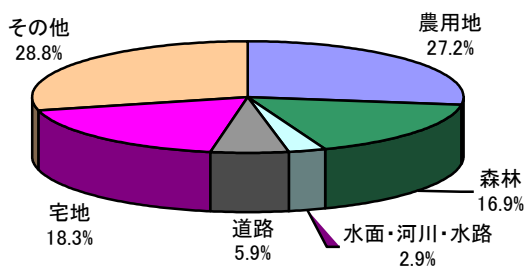
本市の土地利用状況は、平成15年と平成21年を比較すると農用地が減少し、道路、宅地面積が増加しています。

▼ 土地利用状況（平成15年～21年）

(単位：ha)

地目別\区分	平成15年		平成21年		増減	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
総面積	5,715	100%	5,715	100%	0	0%
農用地	1,600	28.0%	1,557	27.2%	-43	-0.8%
田	738	12.9%	725	12.7%	-13	-0.2%
畑	862	15.1%	832	14.6%	-30	-0.5%
森林	967	16.9%	967	16.9%	0	0.0%
国有林	—	—	—	—	—	—
民有林	967	16.9%	967	16.9%	0	0.0%
原野	—	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	158	2.8%	163	2.9%	5	0.1%
道路	332	5.8%	336	5.9%	4	0.1%
宅地	1,013	17.7%	1,046	18.3%	33	0.6%
住宅地	690	12.1%	716	12.5%	26	0.5%
工業用地	44	0.8%	50	0.9%	6	0.1%
その他宅地	279	4.9%	280	4.9%	1	0.0%
その他	1,646	28.8%	1,645	28.8%	-1	0.0%

資料：熊本県統計年鑑



▲ 土地利用状況（平成21年）



緑ヶ丘地区 上空からの写真

7. 公園面積

都市計画公園の面積は全体で 41.04ha となっており、緑ヶ丘リニューアルタウンや東屋形の宅地造成に伴って、公園が整備されたことで、一人当たりの公園面積は、6.65m²（平成 7 年度）から 7.15m²（平成 16 年度）、そして 7.29m²（平成 22 年度）へ増加しています。

▼ 公園の状況

（単位：ha）

公園種別	整備数	面積
運動公園	1カ所	28.8
近隣公園	3カ所	4.80
街区公園	37カ所	7.04
都市緑地	1カ所	0.40
合計	42カ所	41.04

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

資料：土木課



水野公園

第2節 荒尾市の環境の現状

1. 自然環境

(1) 有明海の自然

有明海は潮の満ち引きが大きく、最も潮が引いた時には沖合数キロメートルにも及ぶ広大な干潟が出現します。日本最大の面積を誇る干潟には、魚介類から小動物まで多種多様な生き物たちが数多く生息しており、干潟の生き物たちは、陸地から供給される有機物や栄養塩類などを体内に取り込むことで、水質の浄化に役立っています。

荒尾地先沖の海底は砂泥と岩礁からなり、100種ほどの魚種と80種ほどの底生生物が確認されています。有明海にはムツゴロウを代表とする珍しい生き物も多く、荒尾干潟では、ハイケガニ、ミドリシャミセンガイ、シオマネキなどの生息が確認されています。

また、干潟の豊富な生き物を餌として、毎年春秋のシーズンにはシギやチドリ類が数多く飛来します。泥質の干潟とは異なり砂質の多い干潟のため、県内のほかの海岸では見ることの少ない、ミユビシギ（シギ科）や岩礁地帯にごくまれに渡来するメリケンキアシシギ（シギ科）も確認されています。

有明海は、昔からアサリ貝やタイラギ貝の採取、ノリの養殖などが行われ、大きな経済的価値を持っていましたが、近年の環境変化に伴い、水産資源の減少が見られています。



ムツゴロウ →

← ミドリシャミセンガイ



↑ シオマネキ

オスは片方のハサミが大きく、ハサミを上下に振ってメスを誘います

撮影者：山口隆男
元 熊本大学理学部教授

(2) 小岱山の自然

小岱山筒ヶ岳の尾根部分からスタジイ林が広がり、七峰台、観音岳に向かうにつれてアカマツ、ネジキ、ソヨゴなどの陽樹が多くなっています。全体に乾燥した山でシダが多く、中腹から山麓にかけては常緑・落葉混交林が主となっています。府本地区に確認されているトキワマンサクは市の天然記念物に指定されており、全国で3カ所しか自生が認められていない貴重な植物です。

トキワマンサク



哺乳類は、^{ほにゅうるい}テン、イノシシに加え、熊本県版レッドデータブックで希少種（R）に指定されているムササビの生息も確認されています。

小岱山一帯には、28科66種の鳥類が観察されており、野鳥の豊富なことで知られる立田山や金峰山と比べても見劣りするものではありません。森林生態系の頂点を占める^{もうきんるい}猛禽類では、森林と隣接した農耕地に餌場を求めるサシバ（タカ科）を見ることができ、餌となる^{はちゅうるい}両生類や爬虫類などが生息できる環境が残されているからだと考えられます。

昆虫類も、ウラナミジャノメなどの貴重な種をはじめ、多くの種類・個体数が生息する地域であり、開発には十分配慮する必要があります。



(3) 里山の自然

平山地区は、常緑・落葉混交林、スギ、ヒノキ植林、モウソウチク林などに囲まれ、ミカン園のほか、水田、畑地の多い地域ですが、荒地化した放置水田も見られます。田舎の要素を残しており、多くのチョウ類が確認されます。

ノウサギ、テンなどの哺乳類のほか、ニホントカゲ、ヤマカガシ、ヌマガエルなども確認されており、河川上流部は、ニホンアカガエルの重要な繁殖地点になっています。農耕地は、夏季の間には水田という広大な湿原となるため、バン（クイナ科）やヒクイナ（クイナ科）といった湿地性の鳥たちがやって来ます。



ベニシジミ

(4) 身近な山の自然

市街地に近い屋形山は、コナラの優先する落葉樹林で林内にはシロダモ、クロキ、ヒサカキなどの常緑広葉樹も混生しています。北側の水田域は、山裾にヨシ群落が発達し湿原化しています。

周辺の宅地化が進んでいますが、ノウサギ、イノシシのほかにカヤネズミなどの貴重な動物も確認されています。緑地環境が残っていることから鳥類の種類は比較的多く、開けた環境を好むキジバトや林縁を好むホオジロが見られます。



屋形山

ノウサギ：屋形山

(2003年10～11月無人撮影)



(5) 川の自然

市内には大きな河川はなく、主要な四つの河川はいずれも市外に河口を持っています。そのため、淡水魚の種類及び生息数も少なく、本市を特徴づけるような淡水魚には恵まれていません。

全国的な傾向として、宅地造成などの開発とともに河川の改修が進められ、昔ながらの小川は少なくなっていました。岸辺の植物や水草が減ったことで、魚たちのすみかが奪われ、工場排水や生活排水、そして農薬による汚染で魚の減少をもたらしました。

昔は川やため池など広い範囲にたくさん生息していたメダカは、全国的に激減しており、環境省レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。幸いなことに、本市でも数は減少したものの、まだあちこちで姿を見ることができます。

「しびんちゃ」と呼ばれ昔から親しまれてきたタナゴ類も、環境の変化により非常に少なくなりました。市内には5種のタナゴ類が生息していますが、ニッポンバラタナゴは、外来種であるタイリクバラタナゴとの交雑が進み、純粋種はいなくなった可能性が大きいと考えられています。

外来種では、ブラックバス、ブルーギルが浦川や菜切川で生息し繁殖しており、在来種への食害が問題になっています。



菜切川上流



カワムツ、フナ、コイ、タナゴ類
【ふるさと水族館（八幡小学校）2004年】

資料：環境学習ビデオ「菜切川のいきもの」

(6) ため池の自然

本市には大きな河川がなく、^{かんがい}灌漑用水を確保するために多くのため池がつくられていますが、今では必要性も薄れ、管理されずに水質が悪化しているため池もあります。

市内で最も大きい大浦池には、「赤くてきれいなカメ」として以前から親しまれてきたクサガメが生息しています。クサガメは、老齢化により黒化する傾向がありますが、地域個体群に特有な種内変異として固定された形質である可能性が高いと思われます。

加藤清正が手がけた灌漑池といわれる赤田池は、昔から公園として市民の憩いの場となっています。ヘラブナやギンブナ、コイ、ウナギ、ナマズ、クサガメ、スッポンなどが生息していますが、ここにも外来種のブラックバスが放流されています。

▼ 荒尾市内のため池状況

貯水量 (m ³)	ため池数
1,000～4,999	26
5,000～9,999	19
10,000～49,999	23
50,000～99,999	3
100,000～199,999	3
200,000～	1

資料：荒尾市ため池台帳

● 市内の主要なため池

大浦池(野原)	貯水量	254,000 m ³
長池(平山)	〃	175,000 m ³
池黒池(宮内)	〃	141,900 m ³
赤田池(野原)	〃	114,000 m ³



↑ 大浦池



↓ 大浦池のクサガメ



赤田池 →

(7) その他地域の自然

野原八幡宮、唐崎宮などの各地の社寺には、クスノキ、スタジイなどの巨木がたくさん見られ、昆虫類の生息域としても重要な場所となっています。

また、国の重要文化財に指定されている万田坑では、アブラコウモリ、キクガシラコウモリが確認されています。キクガシラコウモリは、和永町トンカラリン遺跡でも確認されるなど、人工的な坑道を利用することが知られた種です。



← 蔵満八幡宮(蔵満・鴻巣)
主要木：クスノキ

まつのきどんのちしゃのき →
(蔵満・天神木)

主要木：チシャノキ



← キクガシラコウモリ
：万田坑の坑道出口にて捕獲

(2003年8月撮影)

※「自然環境」については、下記の資料を基に作成しています。

- 荒尾市自然環境調査研究会『荒尾市自然環境調査報告書』(2004 荒尾市)
- 荒尾市史編集委員会『荒尾市史 環境・民俗編』(2000 荒尾市)

2. 大気

(1) 大気汚染常時監視調査（テレメータ）

本市の大気環境については、熊本県が荒尾市役所に設置する自動測定装置により、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質を常時測定し、その結果を熊本県中央監視センターでテレメータシステムにより常時監視しています。

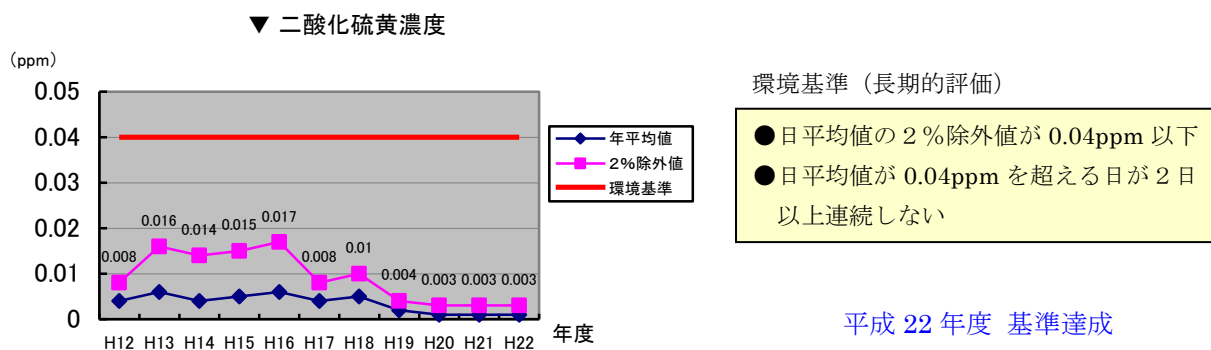
近年の状況を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素については、環境基準（長期的評価）に適合しています。光化学オキシダント、浮遊粒子状物質については、環境基準に非達成となることが多くなっていますが、年平均値は、ほぼ横ばいで推移しています。

大気汚染の原因としては、工場などの排出ガスがあげられますが、自動車が増え続けていることから、車の排気ガスの影響も大きくなっています。

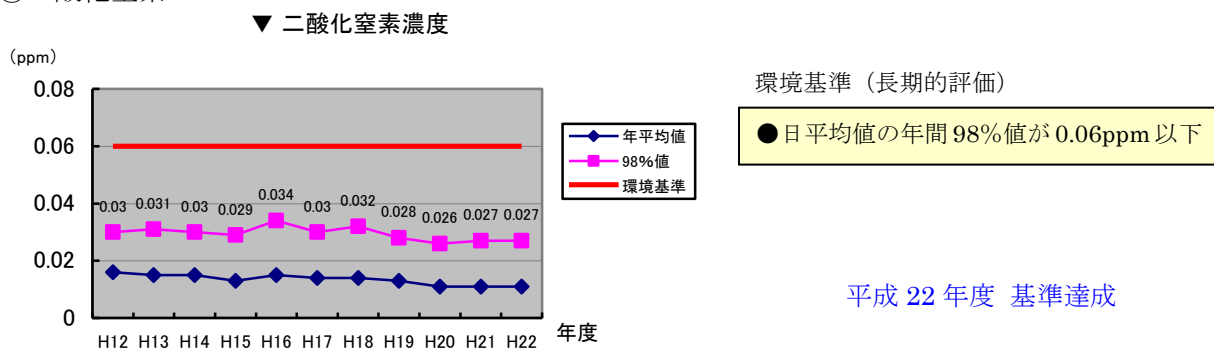
	昭和 50 年	平成 13 年	平成 21 年
熊本県内の自家用車台数	22 万台 ⇒	80 万台 ⇒	114 万台
一世帯当たり	0.5 台 ⇒	1.2 台 ⇒	1.6 台

資料：熊本県ホームページ

① 二酸化硫黄

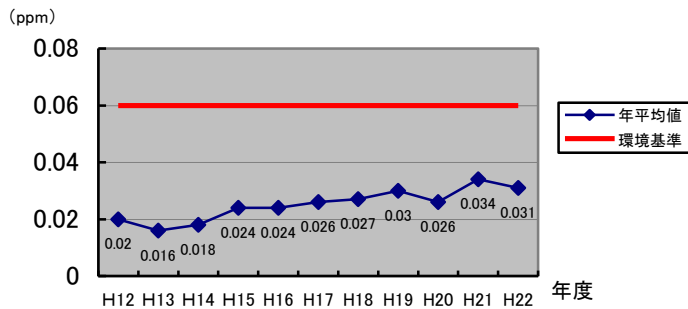


② 二酸化窒素



③光化学オキシダント

▼ 光化学オキシダント濃度



環境基準

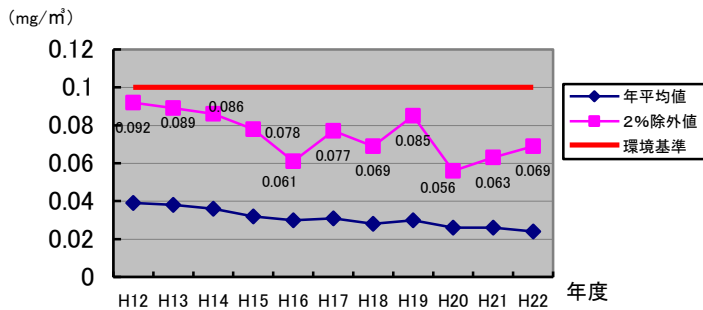
● 昼間（5時～20時）の1時間値が
0.06ppm 以下

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた
日数と時間 68日－295時間（H22）

平成22年度 基準非達成

④浮遊粒子状物質

▼ 浮遊粒子状物質濃度



環境基準（長期的評価）

● 日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下
● 日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日
以上連続しない

環境基準の長期的評価による日平均値
が0.1mg/m³を超えた日数 2日（H22）

平成22年度 基準非達成

資料：熊本県大気・化学物質・騒音等環境調査報告書

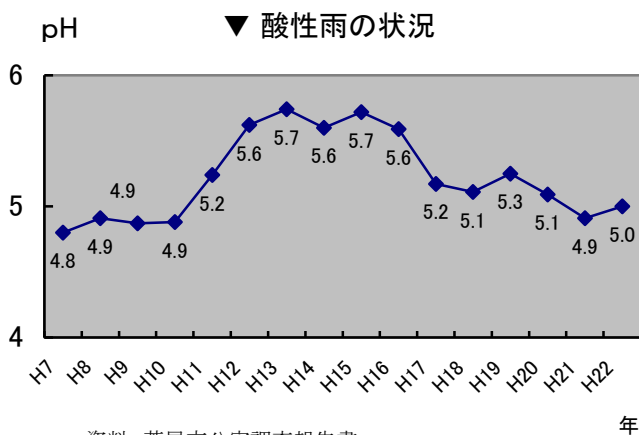
※ 日平均値の2%除外値…年間にわたる日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した日平均値
日平均値の年間98%値…年間にわたる日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当するもの

(2) 酸性雨

一般的に雨水のpH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨のことを酸性雨といいます。酸性雨の原因としては、化石燃料等の燃焼に伴って発生する硫酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸になり、それらが雨水に取り込まれることにより起こります。

pHの数値が低いほど、強い酸性雨となりますが、ここ数年は横這い傾向です。

欧米では、酸性雨による考えられる森林の枯死等が報告されていますが、日本では、明らかに酸性雨によると思われる被害は確認されていません。



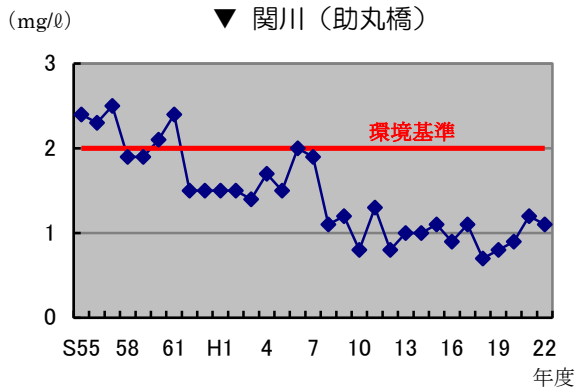
資料：荒尾市公害調査報告書

3. 水質

(1) 河川

市内には、関川、浦川、菜切川及び行末川の中小河川が流れており、それぞれの利水目的（類型）に応じた環境基準が設定されています。昭和40～50年ごろには工場排水による水質汚濁が問題となっていました。度重なる規制の強化により改善されてきました。その後は生活排水による水質汚濁の進行が見られていましたが、下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、水質は改善されてきています。近年は河川工事や農作業期間の堰止め箇所の流れ停滞での水質悪化が見られます。

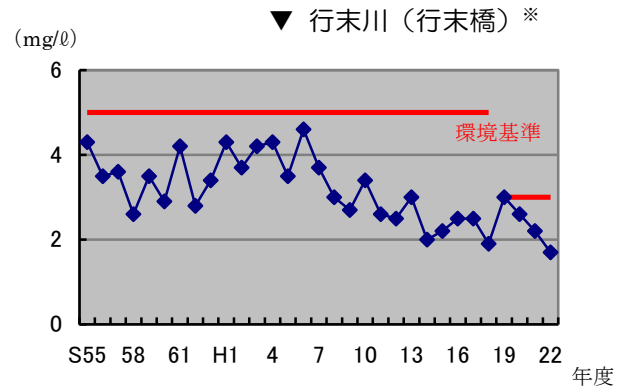
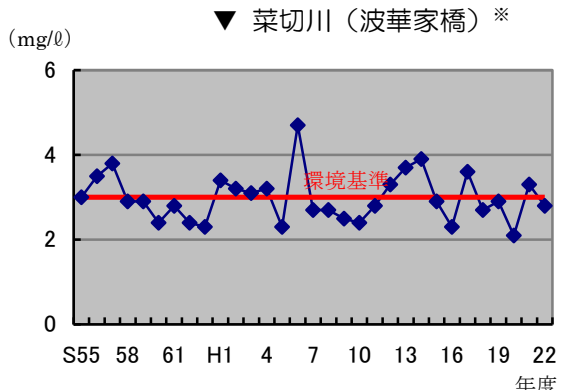
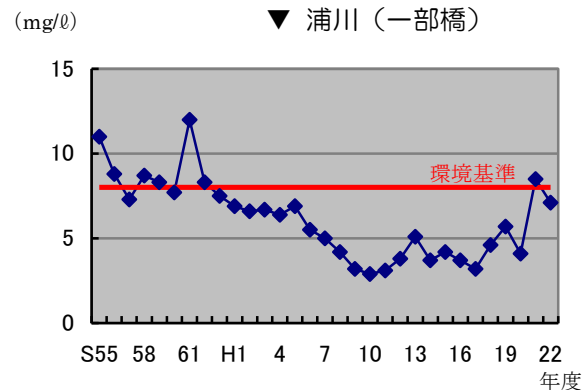
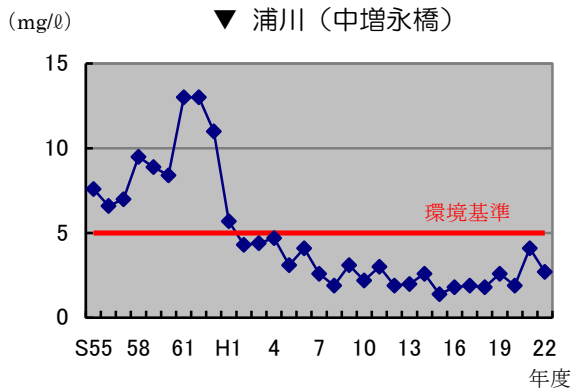
河川水質の経年変化（BOD） ※75%値



環境基準点の水質調査結果

環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として定めているものです。

*環境基準点の調査を熊本県が行い、市は環境補助地点の7地点を調査しています。



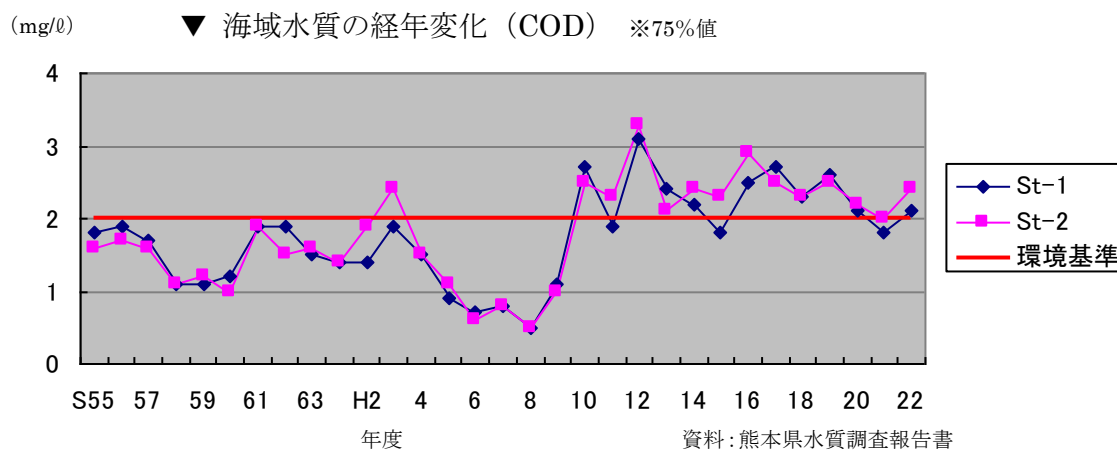
資料：熊本県水質調査報告書

※波華家橋は長洲町、行末橋は岱明町の調査地点になります

※行末川の類型は平成19年4月にCからBに変更され、BODの環境基準値は5 → 3 になりました

(2) 海域

海域における環境基準点として、大島地先（St-1）と南荒尾駅付近の地先（St-2）の2地点で調査を行っています。環境基準を超えることが多くなっていますが、本市からの汚れだけではなく、潮流の影響等も考えられます。



※平成 10 年度から、COD 測定法がアルカリ法から酸性法に改正されています

※日平均値の 2% 除外値…年間にわたる日平均値のうち、測定値の低い方から 75% に相当するもの

(3) 地下水

全国的に問題となっている硝酸性窒素による汚染が確認されています。汚染原因としては、農業系や畜産系、生活排水などが考えられており、乳幼児等ではメトヘモグロビン血症を引き起こすおそれがあると指摘されています。

また、テトラクロロエチレンによる汚染が確認された井戸がありますが、汚染の進行は見られていないものの、定期的に調査を続けています。

▼ 硝酸性窒素汚染概況調査結果の集計 (平成 6 年度～22 年度)

(単位：mg/l)

濃度範囲	井戸本数	割合
5 以下	387	55.8 %
5 超え、10 以下	198	28.6 %
10 超え、15 以下	61	8.8 %
15 超え、20 以下	32	4.6 %
20 超え	15	2.2 %

※水道水質基準及び環境基準は 10mg/l

資料：荒尾市公害調査報告書

(4) 生活排水処理

本市の下水道事業は、昭和 43 年度に事業着手し、平成 22 年度末で人口普及率が 65.9% となっています。県平均 (62.2%) と比較すると高いといえますが、合併処理浄化槽なども含めた汚水処理人口普及率は 73.6% で県内平均 (80.0%) を下回っています。そのため、下水道整備と合わせて合併処理浄化槽の普及を進めていく必要があります。

なお、下水道の未整備地域に合併処理浄化槽を設置される市民の方には、平成 2 年度から助成制度を設けています。

▼ 県内市町村の汚水処理施設整備状況

(単位：人)

市町村名	人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道		合併処理浄化槽	
				処理人口	普及率	処理人口	普及率
熊本市	724,733	667,227	92.1%	617,586	85.2%	45,244	6.2%
八代市	133,706	76,859	57.5%	55,492	41.5%	19,146	14.3%
玉名市	70,049	55,594	79.4%	33,376	47.6%	14,476	20.7%
荒尾市	56,038	41,231	73.6%	36,947	65.9%	4,284	7.6%
(熊本県)	1,828,471	1,462,668	80.0%	1,138,139	62.2%	243,913	13.3%

(平成 22 年度末現在)

資料：熊本県下水環境課

※熊本県合計の汚水処理人口には、農業集落排水処理施設、コミュニティプラントの区域内人口も含まれます



← 上下水道展
(あらおシティモール)



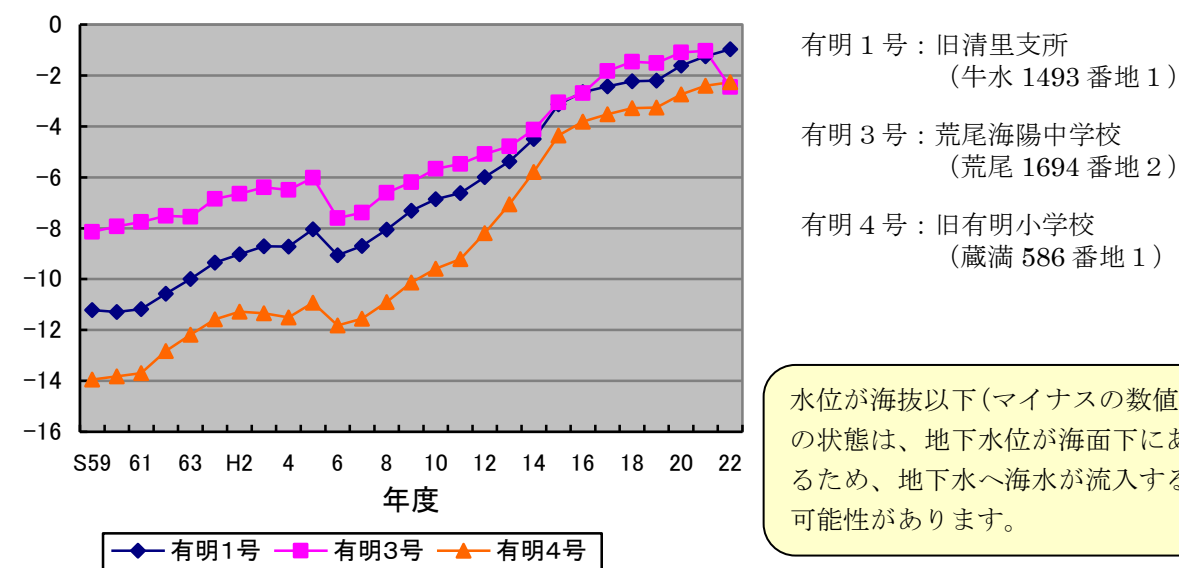
4. 地下水資源

大正時代には、清里・有明地区では井戸から自噴するほど、地下水が豊富であったとされていますが、今では地下水位は低下し、一部の地域では塩水化している井戸も見られています。

地下水保全のための調査として、一定規模以上の井戸を対象に地下水採取量調査を行っています。近年、地下水採取量は年間 1,000 万 m^3 未滿となっており、地下水位も上昇傾向にあります。近年、地下水採取量は年間 1,000 万 m^3 未滿となっており、地下水位も上昇傾向にあります。近年、地下水採取量は年間 1,000 万 m^3 未滿となっており、地下水位も上昇傾向にあります。



▼ 地下水位年平均値の経年変化



5. 居住環境

(1) 騒音・振動・悪臭

工場・事業場及び建設作業に伴う騒音・振動については、事前の届出時に指導を行うことで問題の未然防止に努めています。また、自動車騒音・振動の実態把握のため、主要幹線道路沿い※で調査を行っていますが、基準内にあります。

悪臭については、特定物質の規制基準が定められていますが、規制の対象とならない物質や複合した臭いによる悪臭への対応も求められています。

※国道 208 号線（荒尾警察署前）及び 389 号線（大島区民館前）で実施。

▼ 平成 22 年度 道路交通騒音調査結果

(単位：dB (デシベル))

調査地点	道路名	車線数	要請限度基準		測定した騒音レベル	
			昼間	夜間	昼間	夜間
蔵満 1864	国道 208 号	2	75	70	71	64
大島町 4-1639-1	国道 389 号	4	75	70	72	67

資料：荒尾市公害調査報告書

(2) 環境美化

6月の環境月間に合わせた清掃活動では、回収されるごみの量は年々減ってきていますが、タバコの吸殻や空き缶などのポイ捨ては少なくありません。また、雑草の繁茂した空き地は景観が悪だけでなく、ごみの不法投棄や害虫の発生の原因ともなっています。

各地域で元気づくり事業が進められており、ボランティアによる清掃活動も広がってきています。

▼ 環境月間のシティモール運動公園周辺清掃におけるごみの回収量

(単位：kg)

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
可燃ごみ	490	330	240	200	240	180	150
不燃ごみ	330	160	100	150	140	80	60
合計	820	490	340	350	380	260	210

※清掃イベント時以外に行われているボランティア清掃によるごみ量は含まれません

資料：環境保全課

(3) 化学物質

さまざまな化学物質を合成した製品が日常生活で利用されるようになって、私たちの生活が便利になった反面、ダイオキシン類や環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）といった有害な化学物質による環境汚染が問題となっています。

大気中のダイオキシン類濃度については、県内の4地点を熊本県が調査していますが、環境基準値（0.6 pg-TEQ/m³）以下の数値となっています。

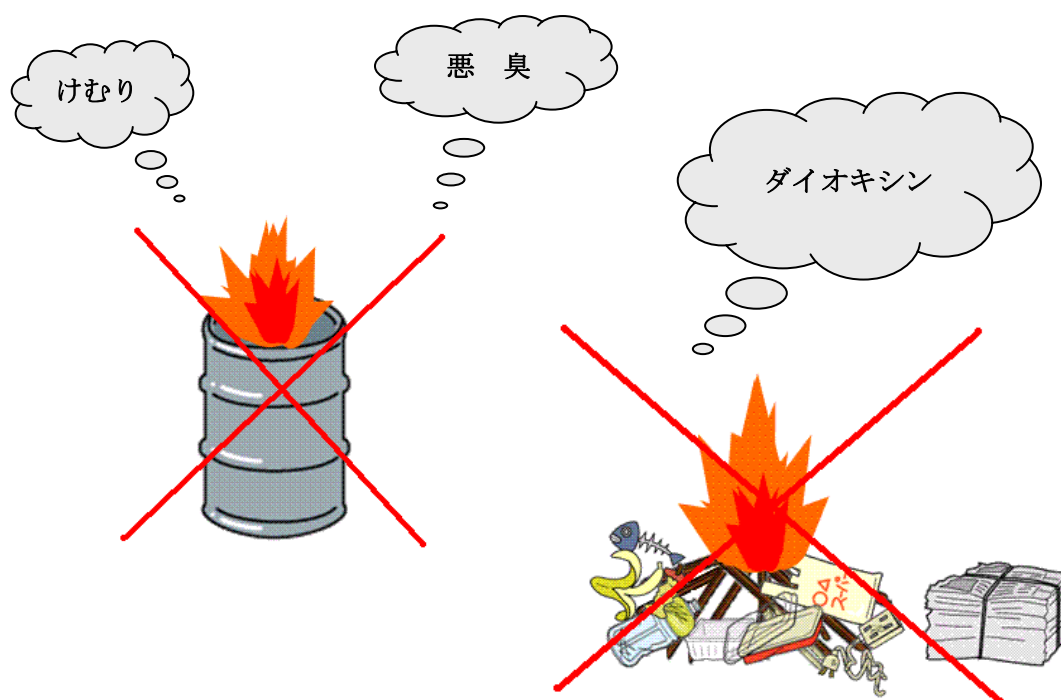
▼ 平成 21 年度 一般環境大気中のダイオキシン類調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	夏季調査	冬季調査	平均値
府本小学校	0.012	0.021	0.017
県内定点平均値	0.017	0.062	0.040

※大気環境基準値は、0.6 pg-TEQ/m³

資料：熊本県大気・化学物質・騒音等環境調査報告書

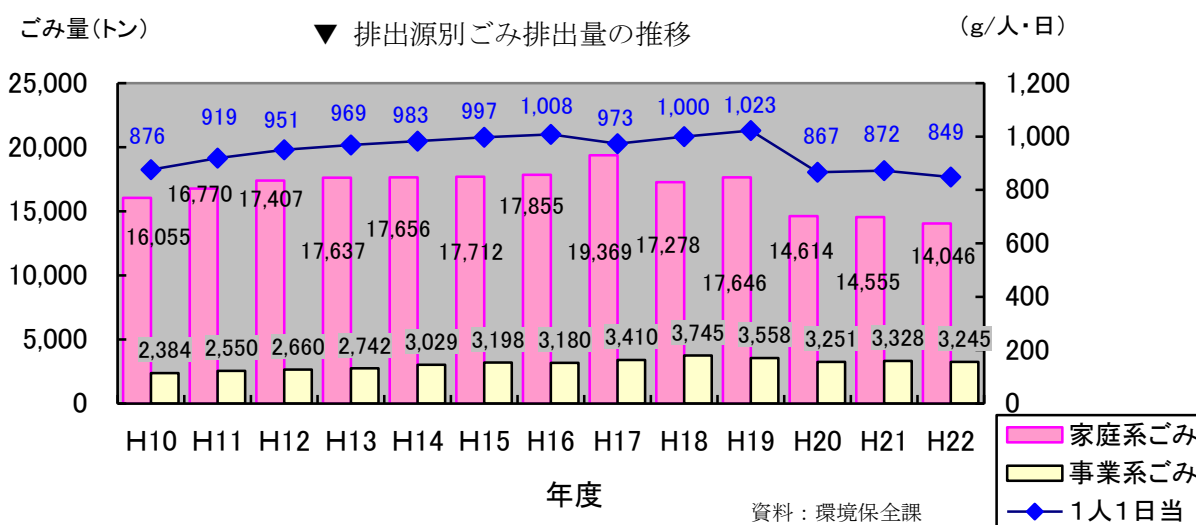
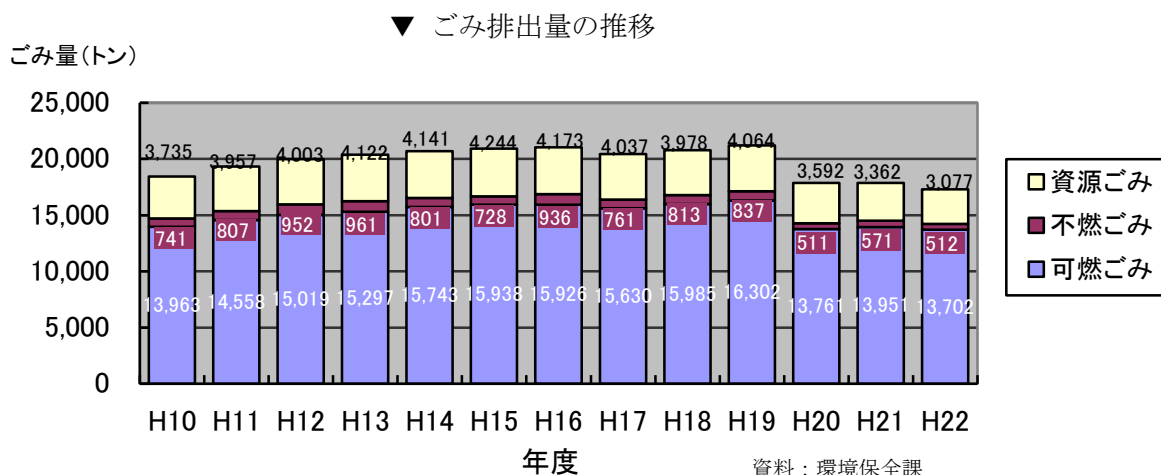


野焼きは法律で禁止されています

6. 廃棄物

(1) 一般廃棄物

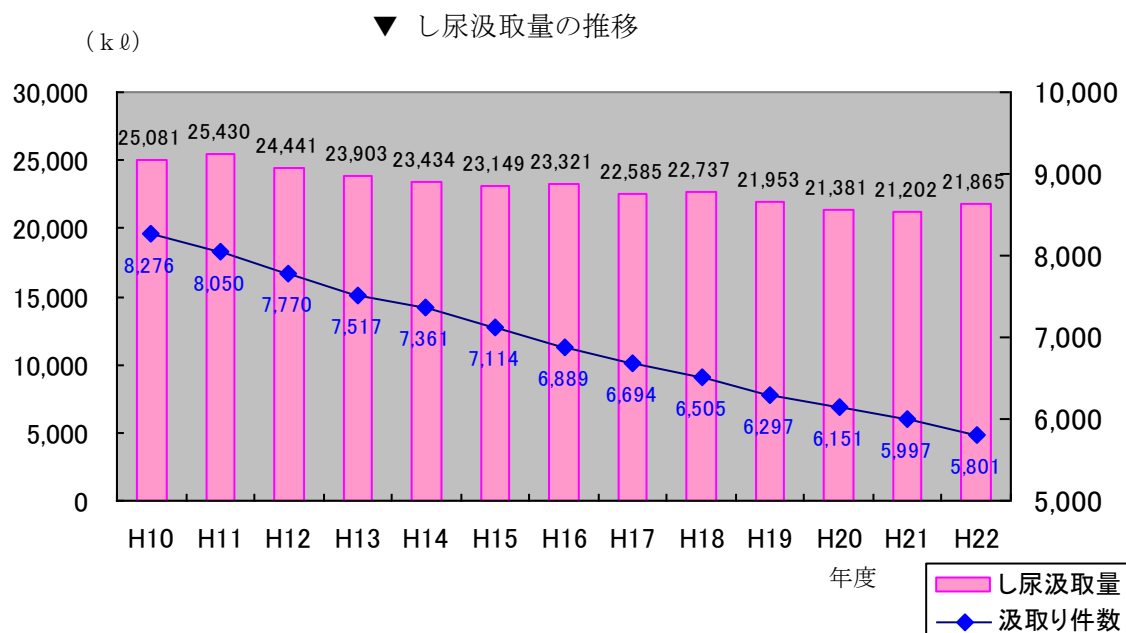
核家族化により世帯数が増えていること、ダイオキシン類規制の強化により自家処理（焼却）量が減少したことなどにより、可燃ごみ量の増加が続いていましたが、平成20年度家庭系ごみ処理の有料化にともない、年々増加傾向であったごみ排出量が減少という効果がみられ、一人一日あたりのごみの排出量は約1kg前後から900gを下回るまでに減少しています。



(2) し尿汲取量

下水道の整備に伴い、汲み取り件数は減少しています。しかし、簡易水洗トイレの普及に伴って、1件当たりの汲み取り量は増加しているため、し尿汲み取り量は横ばいで推移しています。

(件数)



※汲み取り件数は3月分の人頭制の汲み取り箇所の合計（請求件数）

資料：環境保全課

7. 地球環境問題

(1) 地球温暖化

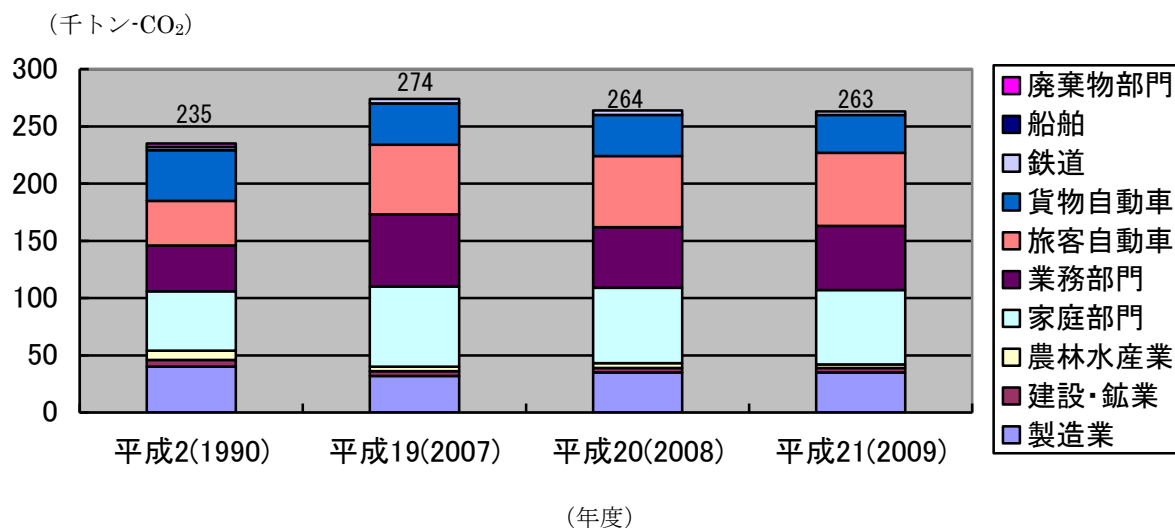
産業革命以降、化石燃料等のエネルギーを大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素濃度が急激に上昇しています。二酸化炭素は地球温暖化の一番の原因といわれており、エネルギー使用量を減らし、化石燃料中心の社会から自然エネルギー等の低炭素型社会への転換を図っていく必要があります。

本市の温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年度）から平成19年度（2007年度）にかけて17%程増加しており、家庭部門、業務部門の伸び率が大きくなっています。

本市では、平成12年に市役所が率先して取り組むための実行計画を策定しており、第1期（平成12～16年度）、第2期（平成17～21年度）ともに削減目標を達成しています。

市民・事業者も含めて荒尾市全域でエネルギーの削減を図っていく必要があることから、平成17年度に「荒尾市地域省エネルギービジョン」を策定しています。

▼ 荒尾市の部門別温室効果ガス排出量現況推計値

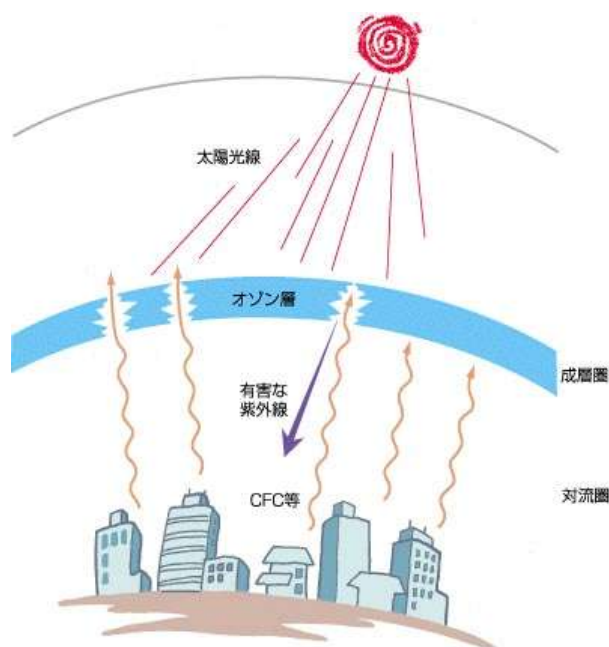


※極めて簡易的な推計手法によって得られた数値であり、あくまで参考値です。

(2) オゾン層破壊

太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層ができたからこそ、地球上で生物が生息できるようになったといわれています。それほど重要な役目を持つオゾン層が、フロンガスによって破壊されています。

本市では、冷蔵庫（平成8年）及びエアコン（平成11年）のフロン回収を行ってきましたが、家電リサイクル法の施行後は、メーカーによって回収されています。



▲ フロンガス等によるオゾン層の破壊

資料：環境省「オゾン層を守ろう」

8. 市民アンケート調査（市内小学5年生の保護者）

市民の環境に関する意識や行動の現状を把握するために、下記の要領でアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成23年10月17日～31日
調査方法	各小学校に配布依頼
調査対象	小学5年生の保護者（498名）
有効回収数	396
有効回収率	79.5%

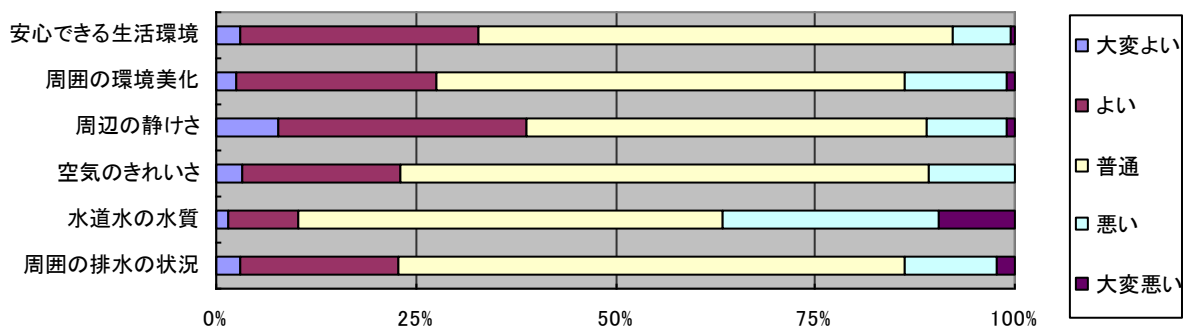
※今回の市民アンケートは、小学5年生の保護者の方を対象としているため、年齢・性別に偏りがあり（30代・40代の母親が回答の大部分であり）、全ての市民の方の意見を完全に反映しているとはいえない部分があります。

本計画内で市民アンケート調査とは、断りがない場合はこの調査を指します。

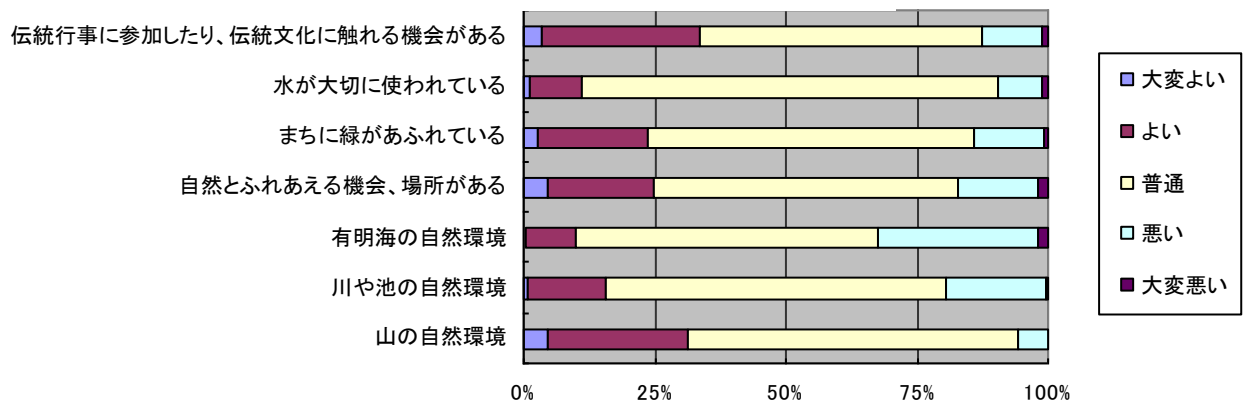
（1）市民の環境についての考え

市民の意識として、「ごみ分別意識」や「山の自然」については、良いと感じている人が多いのですが、「水道水の水質」、「有明海の自然環境」、「川や池の自然環境」については悪いと感じている人が多くなっています。

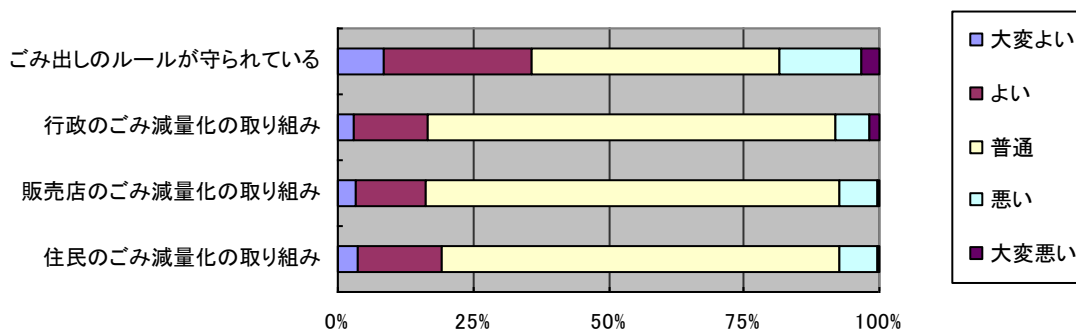
▼ 生活環境についての考え



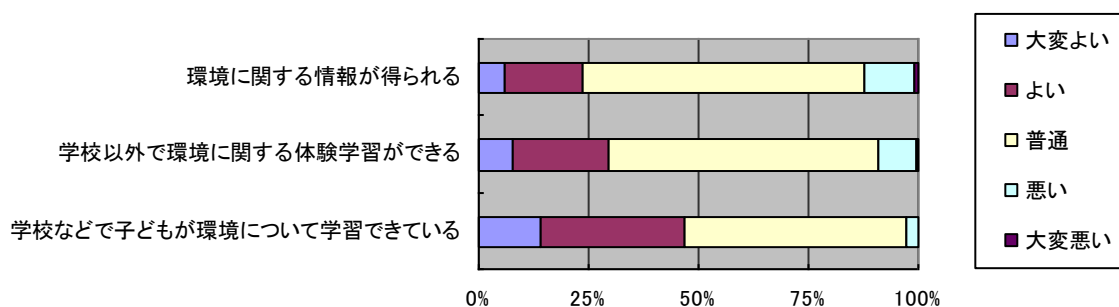
▼ 自然環境についての考え



▼ごみ問題についての考え

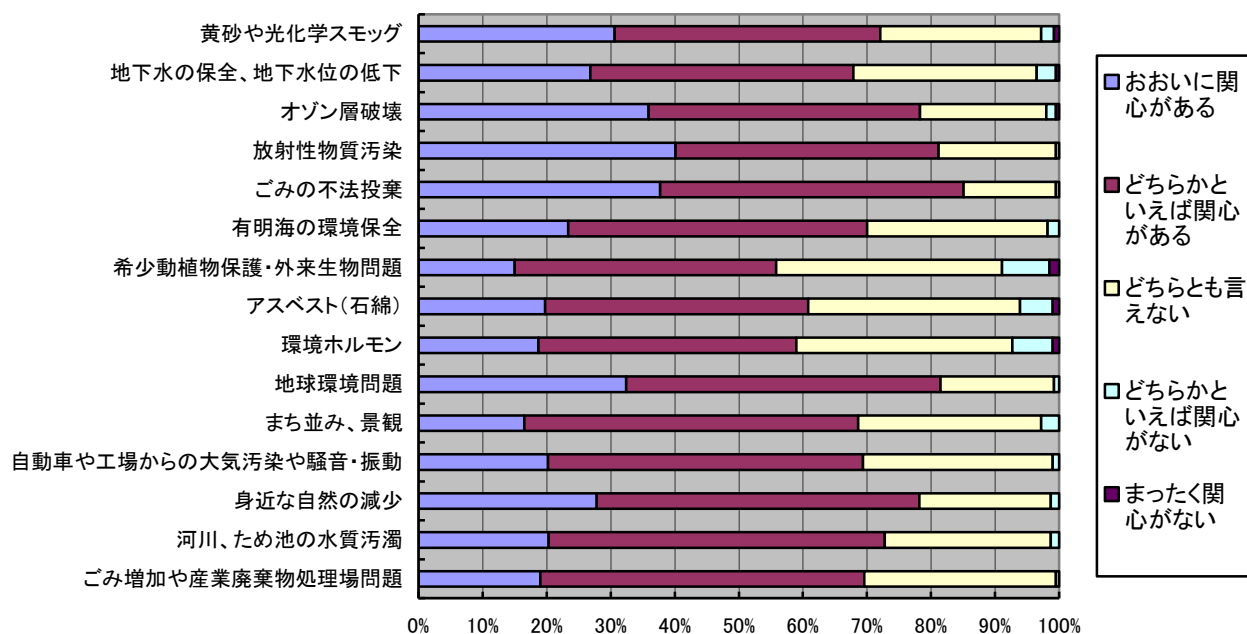


▼環境学習についての考え



(2) 環境問題への関心度

環境問題への関心度は「ごみの不法投棄」など市民の生活に身近なものから、地球規模の「地球環境問題」にまで幅広い分野について市民の関心は高くなっています。大震災の影響で放射性物質汚染についても特に関心が高くなっています。



9. 小学校アンケート調査

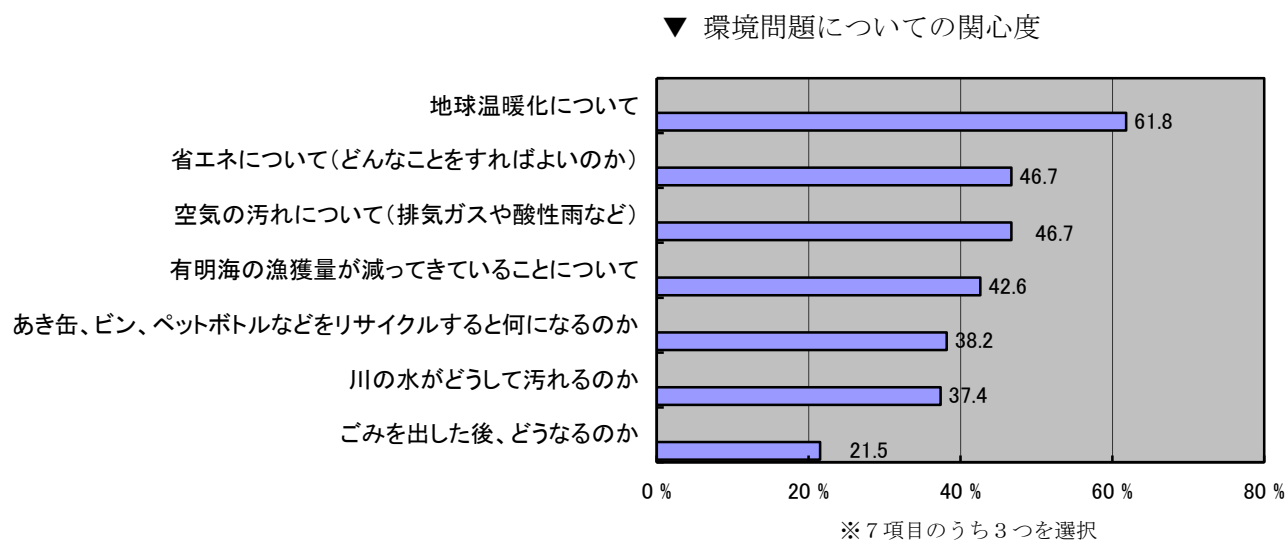
9-1 小学生の環境に関するアンケート調査

子どもたちの環境に関する意識や行動の現状を把握するために、下記の要領でアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成 23 年 10 月 17 日～31 日
調査方法	各小学校に調査依頼
調査対象	市内の小学 5 年生（498 名）
有効回収数	396
有効回収率	79.5%

（1）環境問題についての関心

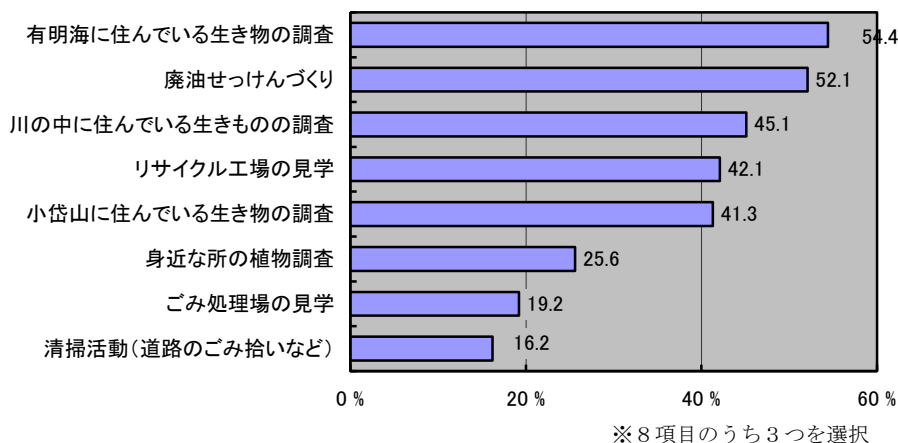
小学生の環境問題への関心では、「地球温暖化について」が最も高く、地球規模の問題への関心が高いことが分かります。「有明海」、「川の汚れ」などの関心度は、住んでいる地域の影響が考えられますが、それぞれの学校で行われている学習内容が調査結果に与えた影響も大きいと考えられます。



(2) 環境学習についての関心

やってみたいと思う環境学習では、全体的に「生き物調査」の関心が高く、特に有明海に対する関心が高くなっています。また、「リサイクル工場の見学」や「廃油せっけんづくり」といったリサイクルに対する関心が高いことも分かります。

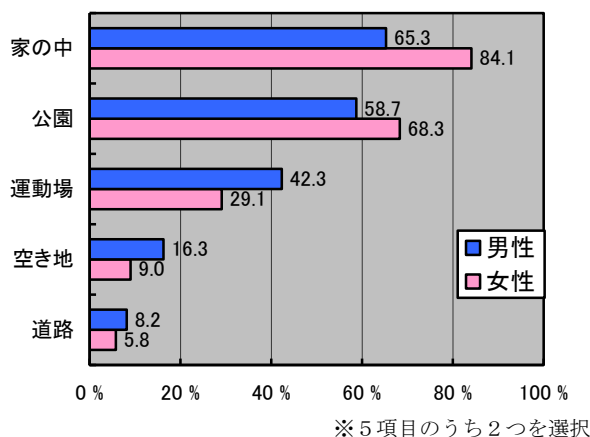
▼ 環境学習についての関心度



(3) ふだんの遊び場

子どもたちの遊び場として、外で遊ぶ方が好きという子どものほうが多いのですが、ふだんの遊び場としては、「家の中」が最も多くなっています。

▼ ふだんの遊び場



▼ 家の中と外ではどちらで遊ぶ方が好きか

	家の中	家の外
男性	31.5%	68.5%
女性	46.5%	53.5%

9-2 小学校での環境に関する取組調査

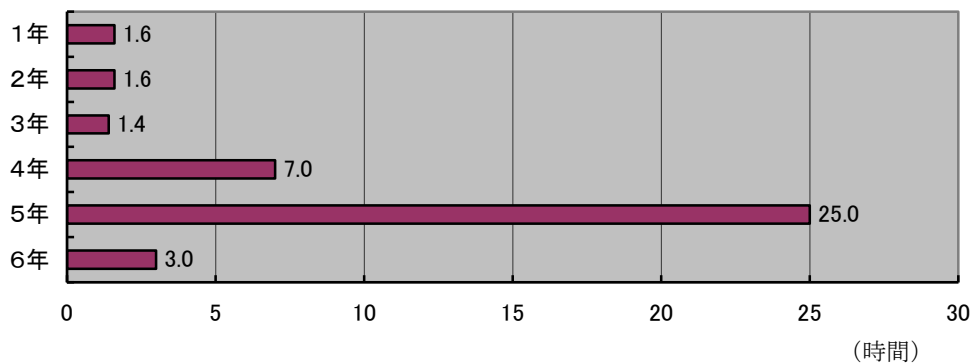
小学校における環境教育の取組状況や問題点などを把握するために、下記の要領でアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成23年10月17日～31日
調査方法	各小学校に調査依頼
調査対象	市内の小学校（10校）
有効回収率	100%

（1）総合的な学習での環境への取組状況

各小学校では、それぞれ特色のある環境学習を実施していますが、学校や学年によって学習時間に差がみられます。特に5年生では、環境をテーマにした学習が行われていることもあり、学習時間が多くなっています。

▼ 総合的な学習等における環境学習時間



◆ 環境についての学習内容

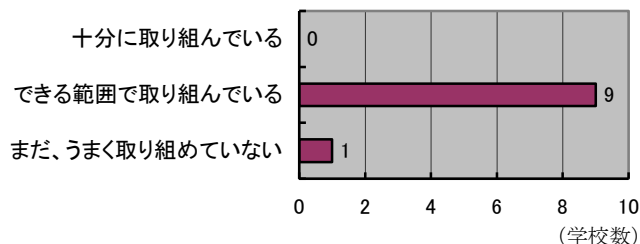
- ・ 自然に親しむ季節調べ
 - ・ あさがお育て
 - ・ 校区の自然に触れる
 - ・ 関川調べ、生物調べ
 - ・ 水俣病問題
 - ・ 地球温暖化
 - ・ 生きもの探し・飼育
 - ・ 野菜作り
 - ・ 季節と生物
 - ・ ごみの学習
 - ・ 環境破壊と人権
 - ・ 生物と環境
- など

(2) 環境教育の現状

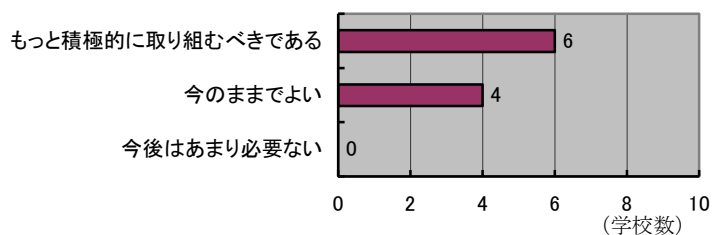
現在の環境教育については、できる範囲で取り組んでいます。しかし、「十分に取り組んでいる」は1校もなく、「もっと積極的に取り組むべきである」という意見と「今のままでよい」という意見に分かれています。

調査結果から環境学習を重要視されていることが分かりますが、限られた学習時間内での制約や予算的な不足があげられています。

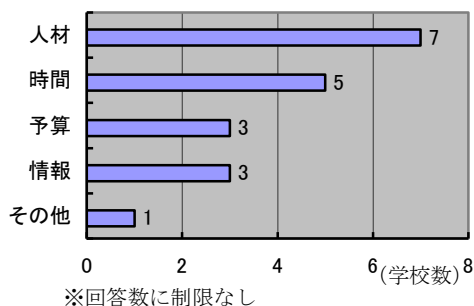
▼ 環境教育への取組状況



▼ 今後の環境教育はどうあるべきか



▼ 環境教育を行う上で不足しているもの



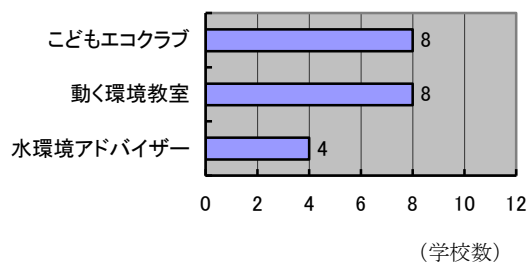
環境教育を行う上で不足しているもの(要望)

- 情報：地域の環境取組等の情報
- 人材：地域の講師（ゲストティーチャー）等
- 予算：外部講師の招待
- 時間：授業以外で体験活動として取り組む時間
- その他：人材を活用するノウハウ

(3) 環境学習に関する支援制度

環境学習に関する支援制度の認知度は高いのですが、あまり活用されていないのが現状です。支援制度を効果的に活用することで、より充実した環境学習の実施が期待できます。

▼ 環境学習に関する支援制度の認知度



▼ こどもエコクラブ登録状況（メンバー数）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
メンバー数	8	17	91	138	87	80	298	132	132	214	214
クラブ数	1	1	3	4	2	2	7	2	2	2	2

資料：環境保全課

第3章
環境の課題



リサイクル

第3章 環境の課題

第1節 環境の課題の抽出

1. 豊かな自然環境の保全

本市の特色である有明海や小岱山には、多くの動植物が生息・生育しており、市街地に近い屋形山などにも、多くの自然が残っています。平成15年度に実施した荒尾市自然環境調査では、貴重な動植物が確認されており、今後の開発行為等に当たっては十分な配慮を行い、自然と共生した社会づくりに取り組む必要があります。

昔から有明海ではアサリ貝やタイラギ貝の採取、ノリの養殖などが行われており、自然資源の恩恵を授かってきましたが、近年漁獲量が減少してきており、有明海の再生に向けた取組も必要となっています。有明海の干潟は日本でも有数の渡り鳥の飛来地となっており、ラムサール条約湿地登録を推進し、干潟の保全に向けた取り組みを行う必要があります。

また、ペットとして持ち込まれたり人や物資の移動に伴って進入したりする外来種によって、地域の生態系へ与える影響が指摘されており、外来生物、生物多様性に関する法整備がなされるなど、新たな対応が求められています。

2. きれいな空気の確保

工場等からの排出ガスについては、規制が強化され、新しい技術が導入されてきたことで、問題は少なくなってきました。自動車の排気ガスも1台当たりの汚染量は減ってきていますが、年々台数が増え続けており、環境にやさしい運転に努めるなど、排気ガスを減らすための取組が求められています。



また、ごみの焼却時に発生するダイオキシン類が問題になっていることもあり、野焼きに関する意識・関心は高まっています。ダイオキシン類の発生だけでなく、煙、臭いの問題としても、周辺に迷惑のかかる野焼きについては行われないように、啓発・指導に努めていく必要があります。

3. きれいな水環境の確保

高度経済成長期には、工場排水により公害問題が発生していましたが、規制の強化によって、問題はほとんどなくなりました。現在では、家庭からの排水や小規模の事業所からの排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。

きれいな水環境を確保するためには、使った水をきれいにして川や海に返すことが大切です。下水道と合併処理浄化槽を効果的に整備するとともに、排水への汚濁量を減らすための取組が必要です。

4. 地下水資源の確保

本市では、水道水源の多くを地下水に依存するとともに、工業用水、農業用水などに利用されています。地下水は、降った雨が地下にしみ込み、長い年月をかけて今利用している地下水となっています。

地下水を今後も貴重な水資源として利用していくためには、節水に努め、水を大切に利用するとともに、地下へしみ込む水量（^{かんよう}涵養量）を増やすことが大切です。また、地下水は非常に流れが遅いため、一度汚染されると回復が難しく、汚染を未然に防ぐことが重要です。

熊本県では、一部地域での長期的な地下水位の低下、県内各地で散見される硝酸性窒素等の地下水質汚染などの問題を背景に、地下水を公共用水と位置付け、県の管理強化を目的とした熊本県地下水保全条例の改正が平成24年度に行われます。

本市の地下水の問題としても、過剰採取による塩水化、硝酸性窒素汚染があげられ、地下水採取量調査や地下水位、水質の調査を継続して行っていく必要があります。



荒尾・長洲地域地下水利用対策協議会
「水または地下水に関するポスター展」
優秀作品

5. 快適な居住環境の確保

生活する上では、静かで住みやすい環境を守っていくことが必要です。騒音や振動、悪臭についての苦情は多くありませんが、単純に数値では測れない感覚的な要素も大きいいため、対応が難しいのが現状です。



また、本市は毎年多くの観光客が訪れるまちですが、道路へのポイ捨てや管理されていない空き地も目立つため、環境美化に力を入れていく必要があります。

6. 伝統・文化の継承

本市には、岩本橋や宮崎兄弟の生家をはじめ、本市の発展に大きく関わってきた万田坑跡といった近代化遺産まで、数多くの史跡・文化財が残されています。また、700年以上の歴史がある野原八幡宮風流なども現代に伝えられています。

昔から受け継がれてきた伝統や文化は、私たちの生活の中にとけこんでおり、それらを大切にしていくことによって、市民の郷土への誇りと愛着を深めていくことが重要であり、荒尾市文化振興基本方針に基づき、継続的に伝統の継承、文化の振興に努めます。

7. 化学物質対策の推進

ごみ焼却炉からのダイオキシン類の発生抑制のために、平成14年12月から焼却炉の規制が強化されたことから、日本国内でのダイオキシン類の発生総量は削減に向かっています。本市においても、大牟田市と共同でごみを固形燃料（RDF）化し、安定的な状態で燃焼させることで、ダイオキシン類の発生抑制を図っています。



大牟田・荒尾RDFセンター

また、動物の生体内でホルモンと同じような働きをし、生殖機能の阻害等を引き起こすおそれのある環境ホルモンへの対応も図っていく必要があります。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地のがれきに含まれるアスベストや原子力発電所事故による一般大気への放射性物質の飛散が問題となっており、荒尾市でも、市民への正しい知識の提供ができるよう国や県と協力しながら監視体制を整えていく必要があります。

8. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

ごみ処理の有料化の実施により、ごみ増加の抑制に成果はありましたが、今後、更なるごみの減量化には、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が重要です。

3Rの取組の普及・啓発を行い、効果的なごみ減量化施策の検討を進めていく必要があります。



9. 不法投棄の防止

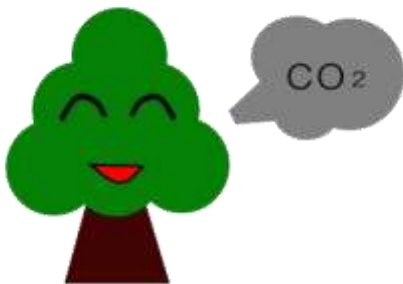
人目に付きにくい場所や管理が行き届いていない場所などへの不法投棄が発生しており、そのような場所には、さらに不法投棄が引き起こされるといった悪循環も生じています。不法投棄を行わないための啓発だけでなく、不法投棄をさせにくい環境づくりも重要となっており、地域住民や事業者と行政が協力した取組が求められています。



10. 地球環境問題への取り組み

①地球温暖化の防止

地球温暖化は国際社会でも大きな問題となっており、世界規模の会議で取り決めがなされるなど、早急な対応が求められています。地球温暖化は世界中の国が取り組まなければならない大きな問題ですが、一人ひとりの取組の積み重ねが重要です。日頃の生活の中での省エネルギー、省資源を進めるよう、市民、事業者、行政が一体となった取組を進める必要があります。



また、本市だけでは対応が難しいことですが、二酸化炭素の吸収源である森林整備、再生可能エネルギー型社会への転換などへの取組も検討していく必要があります。

②オゾン層の保護

家電リサイクル法、自動車リサイクル法の施行に伴い、冷蔵庫やエアコンからのフロンガスの回収が進み、オゾン層を破壊しない代替フロンガスへの変換も図られています。しかし、代替フロンガスは地球温暖化の原因となるなど、新たな問題も発生しています。

オゾン層の破壊によって、地表に降り注ぐ紫外線量の増加が叫ばれており、特に影響の大きい南半球では紫外線対策が進められています。荒尾市においても小中学校など教育現場で屋外での帽子着用など紫外線の悪影響防止のための対策が図られています。

11. 環境教育、環境学習の推進

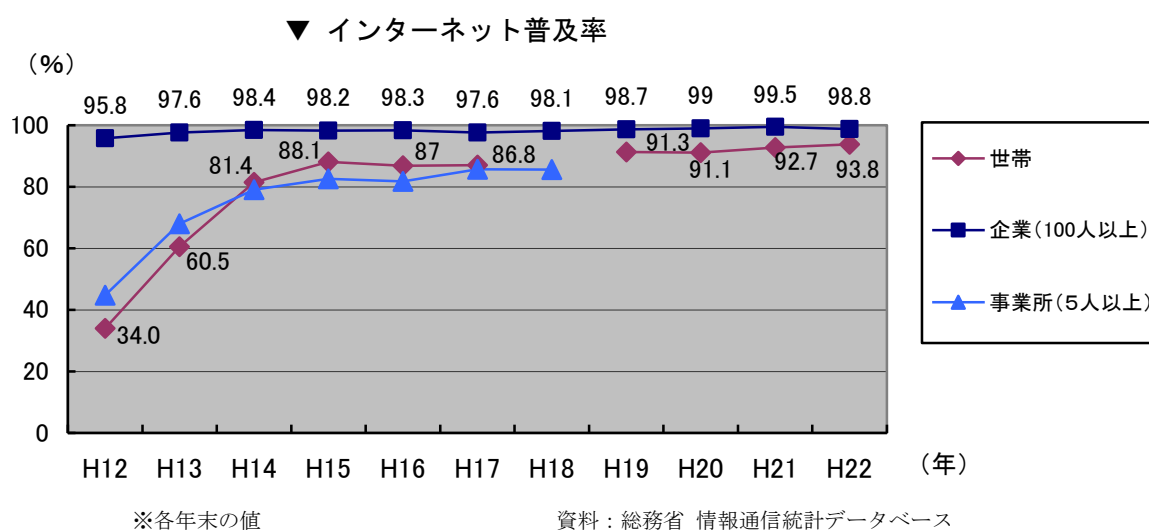
平成 15 年度に計画策定時に実施した市民アンケート調査結果によると、行政が取り組んでいくべき環境施策として「環境教育、環境学習の推進」は上位にあがっています。小学校を対象にしたアンケートでも「もっと積極的に取り組むべきである」との意見が大多数を占めています。国の方策としても、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」となり、国民、事業者、民間団体の協働取組のなお一層の推進が求められており、地方自治体や学校教育で環境保全・環境教育の果たす役割が重要となっています。

しかし、学校での環境学習を推進していく上で、時間や予算の不足、情報や人材の提供を求める声もあげられており、学校と行政が協力して取り組む仕組みづくりが必要です。また、学校での環境学習から一般の市民へ広げた環境学習制度を構築し、積極的な情報提供にも努めていかなければなりません。

12. 環境情報のネットワーク化と活用

情報化が進み、インターネット等を通じて様々な情報が入手できる時代となっています。そのような情報の渦の中で、有用な情報を探することも非常に重要です。行政の役割としては、分かりやすく、正しい情報の提供が求められており、ホームページ等を利用した情報提供システムの整備を進めていく必要があります。

また、環境保全活動を行っている団体・個人の連携を密にし、ネットワーク化を進めていくことで、大きな効果をもたらすことが期待できます。



※平成18年度のインターネット普及率(世帯)は他年度と調査手法等が異なるため除外。
また、事業所は平成19年度以降、調査を未実施。

13. 協働のまちづくりの推進

近年、少子・高齢化や地方分権の進展などに伴い、行政に対して、よりきめの細かな取組が求められるようになってきました。しかし、多様化した市民のニーズに応えるには行政の力だけでは不十分であり、市民、事業者、地域自治組織など様々な主体と協力・連携していく「協働」が求められています。

環境保全活動については、日常生活との関連が強く、市民や事業者との協働の取組は欠かせません。現在すすめられている「協働のまちづくり」でも、環境保全活動は重要な一分野となっており、今後ますます協働の取組が重要視されていくものと考えられます。

第2節 課題の解決に向けて

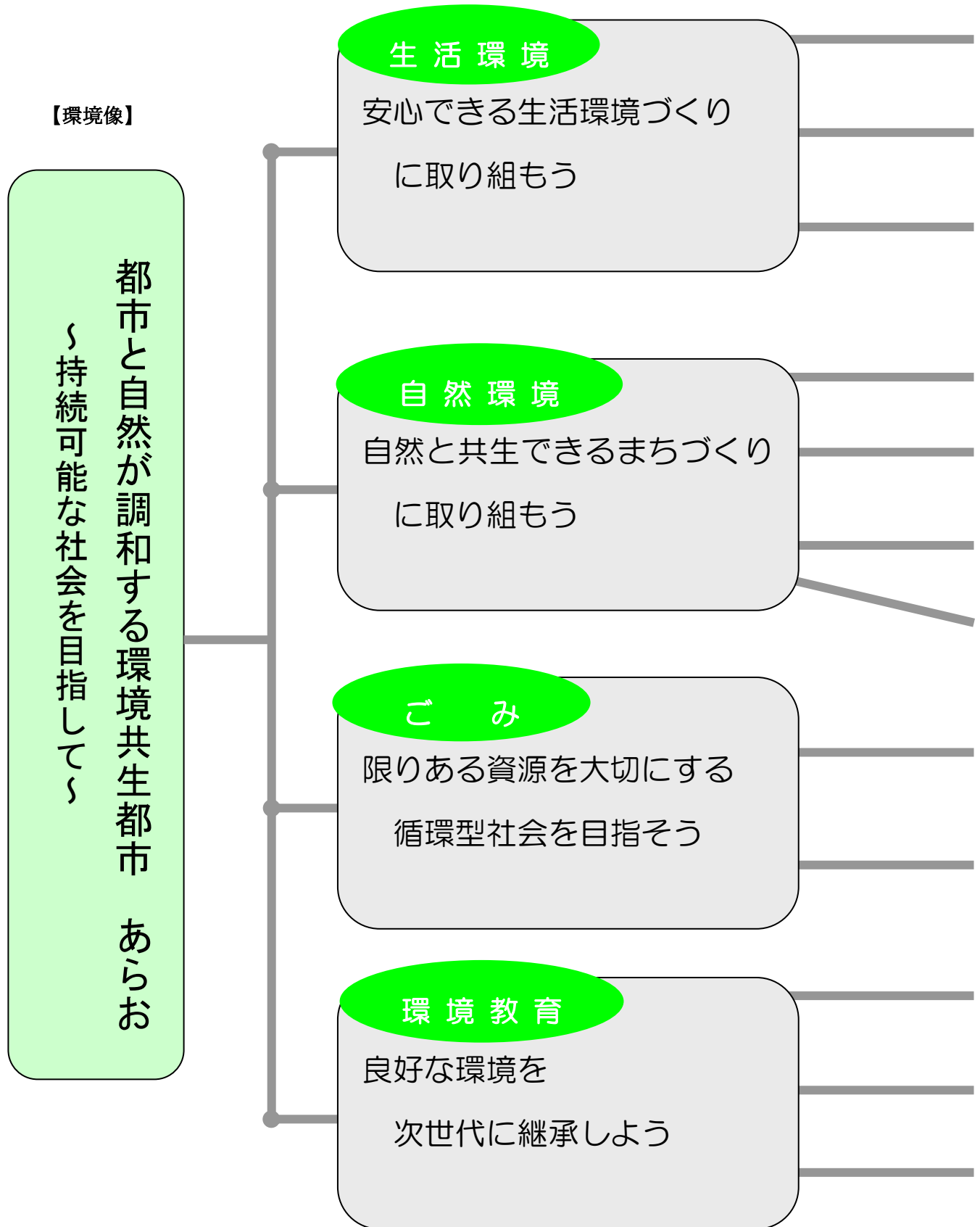
先に述べた環境の課題の解決に向けては、具体的な環境行動を次章で示しています。課題から導き出される必要な施策を第1章であげた四つの柱（基本方針）に整理し、具体的施策、市民・事業者・行政といった各主体の環境行動として展開していきます。



第4章 施策の展開



生物教室（岩本橋）



【施策の方針】

(環境目標)

【具体的施策】

きれいな水を確保しよう

- 家庭から出る排水をきれいにします
- 事業活動から出る排水をきれいにします
- 水質汚濁状況を知ります

おいしい空気を大切にしよう

- 空気を汚さないようにします
- 周辺の迷惑になる野焼きはしません
- 大気汚染状況を知ります

快適な生活の場をつくろう

- 静かで住みやすい環境を守ります
- 清潔できれいなまちづくりに取り組みます
- 安心できる生活を守ります

豊かな自然環境を守っていこう

- 山（小岱山）の自然環境を守っていきます
- 川や池の自然環境を守っていきます
- 有明海の自然環境を守っていきます
- 貴重な動植物を守ります

自然を身近に感じよう

- 自然とふれあえる機会を確保します
- 緑あふれるまちづくりに取り組みます

貴重な地下水資源を守っていこう

- 地下水を大切にします
- 地下水を汚さないようにします
- 地下水の利用実態を知ります

歴史や文化を残していこう

- 文化遺産を守っていきます
- 伝統文化を後世に伝えていきます

ごみを出さない社会を目指そう

- ごみの発生を元から抑えます（リデュース）
- ものを大切に繰り返し使います（リユース）
- 資源としての再生利用に努めます（リサイクル）
- ごみの減量化に努めます

ごみは適正に処理しよう

- ごみはルールを守って出します
- 不法投棄のない環境をつくります

環境について学習しよう

- 環境に関心を持てる体制づくりに努めます
- 互いに学びあえる体制づくりに努めます

環境にやさしい地域体制を整えよう

- 地域組織の環境活動の輪を広げていきます
- 事業活動での環境にやさしい取組を推進します

地球環境の課題に取り組もう

- 地球温暖化対策に取り組めます
- 酸性雨やオゾン層破壊などの対策に取り組めます

第4章 施策の展開

第1節 安心できる生活環境づくりに取り組もう（生活環境）

基本方針の「安心できる生活環境づくりに取り組もう」を実現するために下記の三つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. きれいな水を確保しよう
2. おいしい空気を大切にしよう
3. 快適な生活の場をつくろう



自動車交通



四ツ山からの風景

1. きれいな水を確保しよう 《水》

私たちが生きていくために最も大切なものの一つが「水」です。
 普段なにげなく使っている水は、長い年月を経て私たちのもとにやってきます。
 私たちが使った水は、きれいにして川や海へ返すことが大切です。

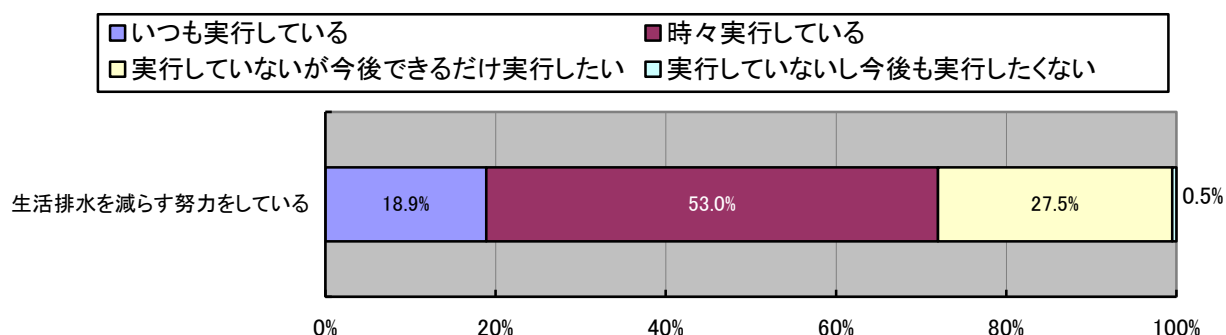
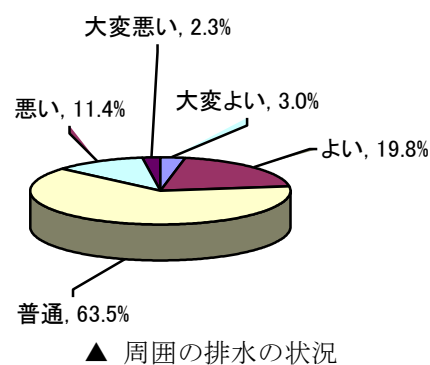
(1) 荒尾市の現在の環境

市民アンケート調査結果によると、排水の状況については「普通」という意見が大半を占めていますが、地域によって差があり、下水道等の整備状況が関係していると考えられます。

下水道の整備、浄化槽の設置補助事業などにより、汚水処理人口普及率は年々向上しています。

普段の生活の中で、「生活排水を減らす取組」は約7割の市民が実践しており、環境負荷の少ないせっけんの使用や米のとぎ汁や風呂の残り湯の利用といった取組意見があります。

一方で取組の面倒さ等から取組まれていない市民も多く、一人ひとりの関心を高め、行動につなげるために啓発活動に力を入れることが必要です。



(2) 関連する参考指標

汚水処理設備整備状況	計画策定時 (H16 年度末)	現状 (H22 年度末)	目標値 (平成 28 年度)
汚水処理人口普及率	68.2%	73.6%	79.0%
下水道普及率	62.6%	65.9%	68.3%
浄化槽普及率	5.6%	7.6%	10.7%

工場排水基準適否結果	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標
不適合件数 ／ 延べ実施件数	0 件 ／ 13 件	1 件／ 9 件	不適合 0 件

※平成 22 年度に立入調査を実施した結果、不適合となった事業所では、排水処理設備の整備不良が発見されたため、設備を修理し、正常に稼働するように指導しました。

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

きれいな水を確保しよう

【具体的施策】

- ◆ 家庭から出る排水をきれいにします
- ◆ 事業活動から出る排水をきれいにします
- ◆ 水質汚濁状況を知ります

具体的施策	主体	環境行動
◆家庭から出る排水をきれいにします	市民	調理くずなどは排水口に流さないようにします。
		食用油は排水口に流さず、適正な廃棄に努めます。
		洗剤等の適正使用に努め、できるかぎり石けんを使用します。
		下水道が整備されている地域では、速やかに接続します。
		下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
		浄化槽の定期的な保守・点検・整備に努めます。
	行政	生活排水からの汚れを少なくするような行動の啓発に努めます。
		下水道の整備に努め、整備地域での下水道への接続を促します。
		下水道未整備地域での合併処理浄化槽の設置促進に努めます。
		浄化槽や下水の汚泥柵の適正管理が行われるよう啓発・指導に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆事業活動から出る排水をきれいにします	事業者	工場・事業場排水については排出基準を遵守します。
		農薬・化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、汚染物質の流出防止に努めます。
		家畜のふん尿が流れ出さないよう適正に管理します。
		洗剤等の適正使用に努めます。
		下水道が整備されている地域では、速やかに接続します。
		下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
		浄化槽は定期的に保守・点検・整備します。
	行政	公共施設から出る排水を適正に管理します。
		工場・事業場の排水基準が遵守されるよう監視・指導を行います。
		農薬・化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業を奨励します。
		畜産業から発生するふん尿の適正管理の指導を行います。
		学校や公共施設での石けんの積極的な使用に努めます。
		下水道の整備に努め、整備地域での下水道への接続を促します。
		下水道未整備地域での合併処理浄化槽の設置促進に努めます。
排水処理施設の適正管理が行われるよう啓発・指導に努めます。		

具体的施策	主体	環境行動
◆水質汚濁状況を知ります	市民	行政の水質調査に協力します。
	事業者	行政の水質調査に協力し、排水の自主的な検査に努めます。
	行政	海・川・地下水の水質調査を行い、結果を分かりやすく公表します。
		国・県及び周辺市町村と連携を図り、広域的な水質汚濁の現状把握に努めます。

2. おいしい空気を大切にしよう 《大気》

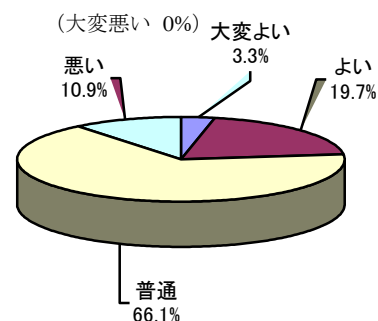
普段気にすることはあまりありませんが、生物が生きていくうえで欠かせないものが「空気」です。私たちが健康的な生活を営むために、きれいな空気を守っていかねばなりません。

(1) 荒尾市の現在の環境

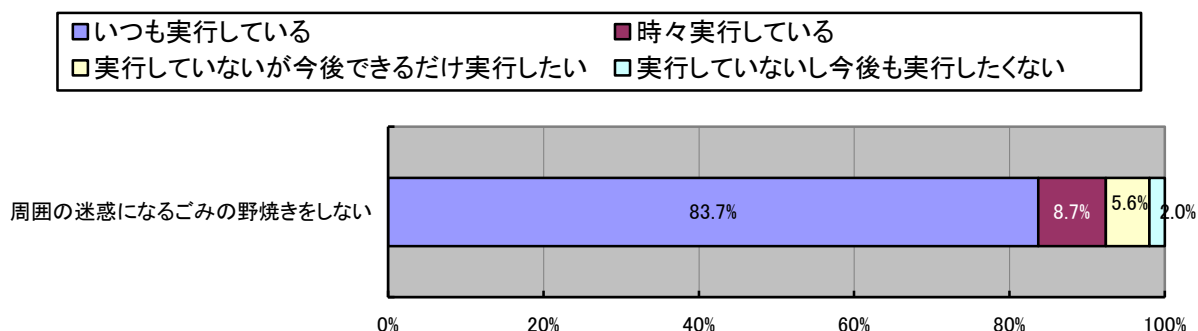
大気環境については、市民は「よい」と感じており、今後もこの状態を継続していくために、監視を続けていく必要があります。

本市には、大きな工場は少ないため、大気環境を良好な状態で保つためには、自動車からの排気ガスを減らすための取組に力を入れる必要があります。自動車使用の際に、アイドリングストップなどの環境にやさしい運転に心がけ、できるだけ公共交通機関等を利用することが望まれ、行政としても公共交通機関の利用促進に向けた取組を行っていく必要があります。

また近年、野焼きに対する苦情・相談が増加しており、意識の高揚・啓発に努めていくことが必要です。



▲ 空気のきれいさ



▲ 野焼きに関する配慮

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	備考
公用車における低公害車導入台数	7台 ／109台中	42台 ／122台中	年々増加
地域公共交通（市域路線バスなど）利用者数	43万人	27万人	第5次荒尾市総合計画 (H28目標 27万人)

	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
野焼きの苦情処理件数	21件	27件

大気汚染調査結果	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
二酸化窒素環境基準達成率 (自動車交通)	100%	100%
二酸化硫黄濃度年平均値	0.004ppm	0.001ppm
二酸化窒素濃度年平均値	0.014ppm	0.011ppm
浮遊粒子状物質年平均値	0.031mg/m ³	0.024mg/m ³

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

おいしい空気を大切にしよう

【具体的施策】

- ◆ 空気を汚さないようにします
- ◆ 周辺の迷惑になる野焼きはしません
- ◆ 大気汚染状況を知ります

具体的施策	主体	環境行動
◆空気を汚さないようにします	市民	移動時には、できるかぎり徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
		自家用車の適正な整備を行い、不必要な荷物は載せないようにします。
		急発進、急加速をせず、アイドリングストップ（駐停車時のエンジン停止）などの環境にやさしい運転に努めます。
		車の買い替えの際には、低公害車・低燃費車の購入に努めます。
	事業者	通勤や移動時には、できるかぎり徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
		業務用車両の適正な整備を行い、不必要な荷物は載せないようにします。
		急発進、急加速をせず、アイドリングストップなどの環境にやさしい運転に努めます。
		駐車場利用者にアイドリングストップの呼びかけを行います。
		業務用車両の小型化、低公害車・低燃費車の購入・利用に努めます。
		工場等から発生する排出ガスについては排出基準を遵守し、排出ガス量の削減に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆空気を汚さないようにします (つづき)	行政	通勤や移動時には、できるかぎり徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
		徒歩や自転車等の利用、公共交通機関の利用促進に向けた啓発に努めます。
		公用車の適正な整備を行い、不必要な荷物は載せないようにします。
		急発進、急加速をせず、アイドリングストップなどの環境にやさしい運転に努めます。
		環境にやさしい運転について、啓発に努めます。
		駐車場利用者にアイドリングストップの呼びかけを行います。
		公用車の小型化、低公害車・低燃費車の購入・利用に努めます。
		公共施設から発生する排出ガスについては排出基準を遵守し、排出ガス量の削減に努めます。
工場等から発生する排出ガスの基準が遵守されるよう監視・指導を行います。		

具体的施策	主体	環境行動
◆周辺の迷惑になる野焼きはしません	市民	野焼き（ごみの自家焼却処理）をしないようにします。
	事業者	適正な処理施設以外でのごみ焼却は行いません。
	行政	野焼きを行わないよう啓発・指導に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆大気汚染状況を知ります	市民	行政の大気汚染調査に協力します。
	事業者	行政の大気汚染調査に協力し、工場等から発生する排出ガスの自主的な検査に努めます。
	行政	県と協力し、大気汚染状況の調査・監視に努め、大気汚染状況を分かりやすく公表します。

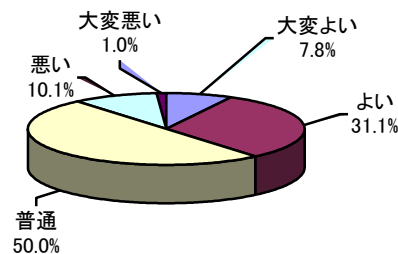
3. 快適な生活の場をつくろう 《居住環境》

騒音などのない静かできれいな環境は、私たちが生活する上での基本的な条件です。
 近年、ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害化学物質が問題化し、新たな対応も求められています。

(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

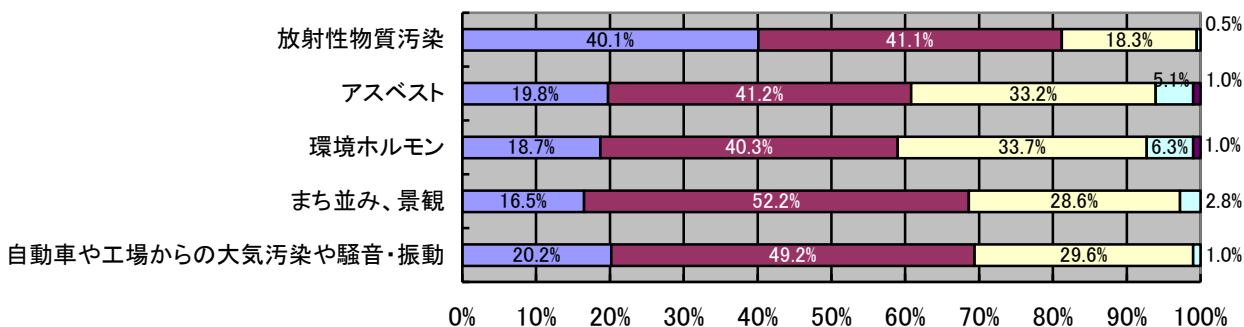
市民アンケート調査結果によると、周辺の静けさでは「よい」という意見が多いのですが、市街地や主要道路近辺では「悪い」という意見が多くなっています。特に、レジャー施設などの集まる緑ヶ丘地区ではイベント時期には交通渋滞も発生し、「騒がしい」と感じている人が多くなっています。



▲ 周辺の静けさ

環境問題への関心として、東日本大震災にともなう福島原発事故の影響により、荒尾市民の放射性物質汚染への関心が高くなっています。

■ おおいに関心がある
 ■ どちらかといえば関心がある
 ■ どちらとも言えない
■ どちらかといえば関心がない
 ■ まったく関心がない



▲ 環境問題への関心度

(2) 関連する参考指標

騒音等の状況	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	備考
苦情処理件数 (騒音・振動・悪臭)	7件	6件	環境保全課で受け付けたもの
騒音環境基準 昼夜達成状況 (自動車騒音)	昼間 2 / 2 地点 夜間 1 / 2 地点	昼間 2 / 2 地点 夜間 1 / 2 地点	(調査地点) 荒尾警察署前 大島区民館前

清掃イベント時 ごみ収集量	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
シティモール周辺清掃	340kg	210kg (H21) H22は雨天中止
主要道路清掃	870kg	390kg
海岸清掃	3,490kg	2,080kg

	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
狂犬病予防接種率	46.4%	64.5%

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

快適な生活の場をつくろう

【具体的施策】

- ◆ 静かで住みやすい環境を守ります
- ◆ 清潔できれいなまちづくりに取り組みます
- ◆ 安心できる生活を守ります

具体的施策	主体	環境行動
◆ 静かで住みやすい環境を守ります	市民	テレビ・カラオケなどの音響機器の使用に当たっては、近所の迷惑にならないように配慮します。
		車の空ぶかし、急発進、急加速をしないようにします。
		ペットの鳴き声が近所の迷惑にならないように配慮します。
	事業者	工場では、低騒音・低振動型機械の使用など防音・防振対策に努めます。
		事業場では音や振動が周辺の迷惑にならないように配慮します。
		車の空ぶかし、急発進、急加速をしないようにします。
		においの発生する施設では、適切な施設整備を行います。
		<small>ひかりがい</small> 光害防止のため照明方法に配慮するなど、屋外照明の適正化に努めます。
	行政	公共事業・公共施設からの騒音・振動の低減に努めます。
		騒音・振動の規制・指導に努めます。
		車の空ぶかし、急発進、急加速をしないようにします。
		自動車騒音調査を継続的に実施します。
		交通渋滞の緩和に向けた道路整備や案内標示による誘導に努めます。
		においの発生する公共施設では、適切な施設整備を行います。
		悪臭防止について啓発・指導に努めます。
		<small>ひかりがい</small> 光害防止のため照明方法に配慮するなど、屋外照明の適正化に努めます。
		<small>ひかりがい</small> 光害対策について啓発に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆清潔できれいなまちづくりに取り組みます	市民	身の回りの環境美化に努めるとともに、周辺地域の清掃に取り組みます。
		空き地に雑草の繁茂することのないよう除草等の管理を行います。
		犬の散歩の際には、フンの後始末をきちんと行います。
		空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにします。
	事業者	敷地内の清潔に努め、周辺地域の清掃に積極的に取り組み、きれいなまちづくりに協力します。
		空き地は除草等の管理を行い、美化に努めます。
		空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにします。
	行政	公共施設の除草・清掃に努めます。
		多くの人に参加しやすい清掃活動のイベントを実施します。
		雑草除草、ペット飼育のマナー等の啓発を行います。
		雑草が繁茂している空き地等については、所有者・管理者に適正な管理を行うよう指導します。
		空き缶やタバコのポイ捨てなどのまちを汚す行為を行わないよう啓発に努めます。
		環境美化条例の制定を検討します。



具体的施策	主体	環境行動
◆安心できる生活を守ります	市民	除草剤・殺虫剤などの使用については、毒性の低いものを使用し、隣近所の迷惑にならないように配慮します。
		できるだけ環境に害を与える化学物質に頼らない生活を心がけます。
		犬を飼う際は放し飼いをせず、登録、狂犬病予防注射を行います。
		ペットを捨てたりしないようにします。
	事業者	農薬などの散布時には周辺環境に配慮し、使用回数や量を減らすように努めます。
		環境に害を与える化学物質の適正な使用・管理を行います。
		ペットの販売の際には、飼い方の説明などを行います。
	行政	環境に害を与える化学物質の適正な使用・管理を行います。
		農薬・化学物質などの使用・管理について啓発・指導に努めます。
		ダイオキシン類、環境ホルモン、アスベスト、放射性物質などの正しい認識を持ってもらえるよう啓発に努めます。
		犬を飼う際は、放し飼いをせず、登録、狂犬病予防注射が行われるよう指導・啓発を行います。
		ペットを捨てないよう啓発に努めます。
		化学物質汚染防止・監視体制の構築に努めます。



第2節 自然と共生できるまちづくりに取り組もう（自然環境）

基本方針の「自然と共生できるまちづくりに取り組もう」を実現するために下記の四つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. 豊かな自然環境を守っていこう
2. 自然を身近に感じよう
3. 貴重な地下水資源を守っていこう
4. 歴史や文化を残していこう



ナガサキアゲハ



お田植え祭（野原）

1. 豊かな自然環境を守っていこう 《自然環境》

小岱山や有明海などの豊かな自然を市民の財産として守り育てながら、都市空間と自然が調和する共生のまちづくりを目指します。

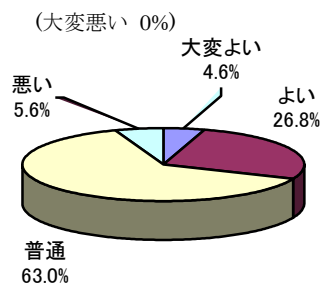
新たな問題として、生態系をかく乱するとされる外来種への対応も求められています。

(1) 荒尾市の現在の環境

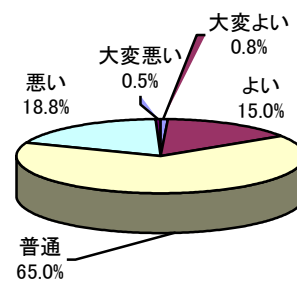
○市民意識（市民アンケート調査）

市民アンケート調査結果によると、山の自然環境については「よい」と感じている人が多く、川や池については「よい」、「悪い」と感じている市民が同じ位の割合、有明海については悪いと感じる市民が多くなっています。

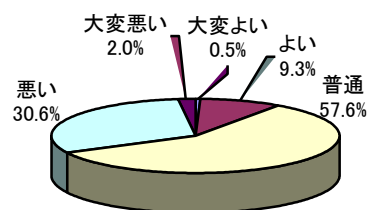
自然を大切にしているかについては、ほとんどの人が自然を破壊しないよう気をつけていると答えています。有明海には、固有の生態系が形成されており、小岱山のふもとには、日本で3ヶ所しか自生が確認されていないトキワマンサクが確認されるなど、貴重な動植物の保護にも努めていく必要があります。



▲ 山の自然環境



▲ 川や池の自然環境



▲ 有明海の自然環境

(2) 関連する参考指標

河川水質 BOD 年間 75%値	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	基準値
関川 (助丸橋)	1. 1 mg/l	1. 1 mg/l	2 mg/l
浦川 (中増永橋)	1. 9 mg/l	2. 7 mg/l	5 mg/l
浦川 (一部橋)	3. 2 mg/l	7. 1 mg/l	8 mg/l
菜切川 (波華家橋)	3. 6 mg/l	2. 8 mg/l	3 mg/l
行末川 (行末橋)	2. 5 mg/l	1. 7 mg/l	3 mg/l

※熊本県水質調査報告書

海域水質 COD 年間 75%値	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	基準値
荒尾地先 (st-1)	2. 7 mg/l	2. 1 mg/l	2 mg/l
荒尾地先 (st-2)	2. 5 mg/l	2. 4 mg/l	2 mg/l

※熊本県水質調査報告書

	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標 (H28)
緑や水辺などの自然環境に関する市民満足度	32. 7%	26. 5%	40%

※まちづくりアンケート調査結果

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

豊かな自然環境を守っていこう

【具体的施策】

- ◆ 山（小岱山）の自然環境を守っていきます
- ◆ 川や池の自然環境を守っていきます
- ◆ 有明海の自然環境を守っていきます
- ◆ 貴重な動植物を守ります

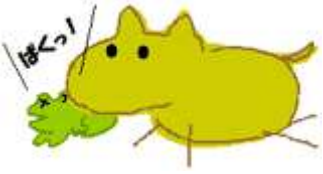


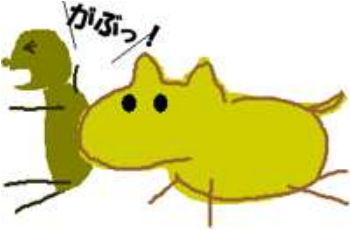

具体的施策	主体	環境行動
◆山（小岱山）の自然環境を守っていきます	市民	山に行った際には、ごみを捨てずに持ち帰ります。
		山の美化に取り組みます。
		野生動植物の生息・生育場所にむやみに立ち入りません。
		自然を大切にし、樹木を傷つけたりしません。
	事業者	山を汚す行為をせず、美化に努めます。
		開発行為に当たっては、野生動植物の生息・生育場所を壊すことのないよう配慮するなど、自然環境の保全に努めます。
	行政	ごみを捨てず、自然を大切にしよう啓発に努めます。
		野生動植物の生息・生育場所の保全に努めます。
		自然環境の保全に努めるように開発行為への適切な指導を行い、公共工事においても十分な配慮を行います。

具体的施策	主体	環境行動
◆川や池の自然環境を守っていきます	市民	川や池に行った際には、ごみを捨てずに持ち帰ります。
		川や池の美化に取り組みます。
		家庭から出る排水をきれいにし、川や池の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	事業者	川や池を汚す行為をせず、美化に努めます。
		事業活動から出る排水をきれいにし、川や池の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	行政	河川管理を適切に行います。
		川や池の美化意識の啓発を行います。
		生活排水・事業場排水対策を推進し、川や池の生き物の住みやすい環境整備に努めます。
		護岸工事の際には、多自然型工法による環境整備に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆有明海の自然環境を守っていきます	市民	海に行った際には、ごみを捨てずに持ち帰ります。
		海の美化に取り組みます。
		家庭から出る排水をきれいにし、海の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	事業者	漁業系廃棄物の適正処理など、干潟の保全に配慮した事業活動を行います。
		海を汚す行為をせず、美化に努めます。
		事業場から出る排水をきれいにし、海の生き物の住みやすい環境づくりに努めます。
	行政	海岸清掃に取り組み、海を大切にしよう啓発に努めます。
		干潟の生き物に関する情報を提供し、干潟の保全に関する啓発に努めます。
		生活排水・事業場排水対策を推進し、海の生き物の住みやすい環境整備に努めます。
		国・県及び周辺市町村と連携を図り、荒尾干潟のラムサール条約湿地登録を推進するなど、有明海の自然環境を守る取組を進めていきます。

具体的施策	主体	環境行動
◆貴重な動植物を守ります	市民	貴重な動植物を持ち帰ったりしません。
		地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種（外来生物）を飼育・栽培しないようにし、自然に放したりしません。
	事業者	貴重な動植物の捕獲・採取を行いません。
		地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種（外来生物）を販売しないようにします。
	行政	貴重な動植物の捕獲・採取を行わないよう啓発を行います。
		地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種（外来生物）に関する情報を把握し、外来種が広がらないよう啓発に努めます。
		貴重な動植物が生息し、自然が残る地域を保全していきます。

外来生物の問題点

<p>■外来生物が在来の生き物を食べてしまうことにより、本来の生態系が乱されてしまう。</p> 	<p>■外来生物が、日陰を作ってしまうことで、在来植物の生活を奪ってしまったり、在来生物と同じ餌を食べることにより、エサを巡って競争がおこる。</p> 	<p>■近縁の在来生物と交雑して雑種を作ってしまう、在来生物の遺伝的な独自性がなくなる。</p> 
<p>■毒を持っていることなどによる被害。</p> 	<p>■農林水産物を食べたり、畑を踏み荒らしたりすることによる被害。</p> 	<p>※外来生物について、詳しく知りたい方は、環境省ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.env.go.jp/</p>

資料：環境省ホームページ

2. 自然を身近に感じよう 《自然とのふれあい》

自然と共生した社会づくりには、自然とのふれあいの機会を持つことが大切です。

普段の生活の中で自然とのかかわりを持つように努め、自然体験イベントなどに参加することで自然を大切にする気持ちが養われます。

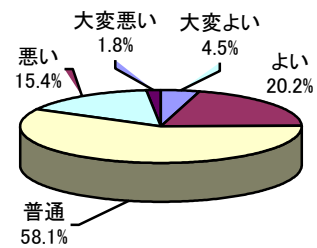
(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

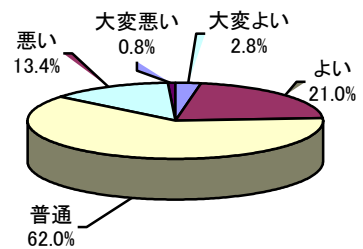
市民アンケート調査結果によると、自然とのふれあいの機会や場所は地域によって大きな差があり、市街地では、自然とふれあう機会や場所が少ないと考える人が多くなっています。

市街地に住む人も自然に親しめるように公園整備や市内に散在する自然環境の保全を図り、市民ボランティアへの花苗配布等の事業を継続していく必要があります。

本市の自然を活かしたイベントとして、有明海での「マジャク釣り大会」や関川での「生物教室」が開催されており、今後も楽しみながら自然とのふれあいを持てる機会を確保することも大切です。



▲ 自然とふれあえる機会、場所がある



▲ まちに緑があふれている



ホタルの放流（東屋形）



ホタルの幼虫とカワニナ

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標
市民一人当たりの都市公園面積	7.19m ²	7.29m ²	10m ² (国の基準)
自然体験型イベント参加者数	968人	1,193人	年々増加

※自然体験型イベント・・・

参考指標とした代表的なものとして（生物教室、梨の花元気ウォーク、マジック釣り大会）



マジック釣り大会



梨の花元気ウォーク

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

自然を身近に感じよう

【具体的施策】

- ◆ 自然とふれあえる機会を確保します
- ◆ 緑あふれるまちづくりに取り組みます

具体的施策	主体	環境行動
◆ 自然とふれあえる機会を確保します	市民	自然とふれあえる場所を大切にします。
		自然と親しめる場所として親水空間の設置を検討します。
		日常生活での自然とのふれあいを大切にします。
		地域での自然の中で学べる機会を確保するように努めます。
		自然を体験できるイベントに参加します。
	事業者	開発行為に当たっては、自然とふれあえる場所を残すように努めます。
		親水空間の設置などの取組に協力します。
		自然を体験できるイベントの開催に協力します。
	行政	小岱山県立自然公園の遊歩道など、自然とふれあえる場所の整備に努めます。
		地域での取組の支援を行います。
		ビオトープなどの親水空間の設置を検討します。
		自然を体験できるイベントを実施します。
		自然とのふれあいの大切さの啓発に努めます。



紅葉狩りウォーク（小岱山）

具体的施策	主体	環境行動
◆緑あふれるまちづくりに取り組みます	市民	生け垣などの緑化に努めます。
		地域で花壇などの整備を行います。
	事業者	敷地内への植栽、プランターによる緑化などを進めます。
		施設建設時には、緑化に配慮します。
	行政	街路樹などの緑地を確保し、公共施設の緑化に努めます。
		地域での緑化の取組への支援を行います。
緑化意識の啓発に努めます。		



荒尾コスモスの里 (野原)



おもやい市民花壇 (大島)



グリーンカーテン (市役所)

3. 貴重な地下水資源を守っていこう 《地下水資源》

大きな河川を持たない本市にとっては、生活用水や工業用水として地下水は欠かせないものになっています。

この地下水を今後も利用していくために、大切に使う必要があります。

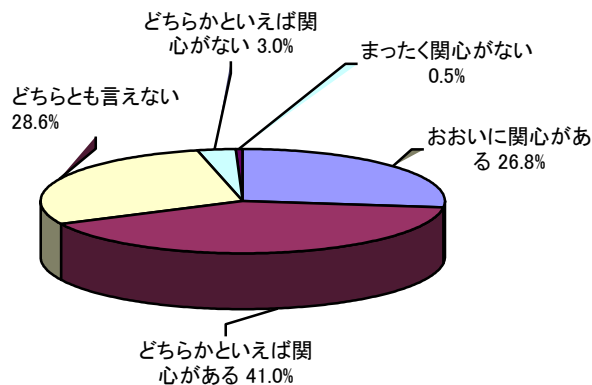
(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

荒尾市は水道水のほとんどを地下水でまかなっており、今後も大切に利用していかなければなりません。

近年、硝酸性窒素による汚染や地下水の過剰採取による塩水化が確認されており、荒尾地域硝酸性窒素削減計画による取組や地下水の保全に努めていく必要があります。

また、地下水以外の水源として有明工業用水の水利権転用で菊池川表流水の水源を確保し、平成 24 年度からは、大牟田市との共同浄水場から配水を開始します。



▲ 地下水の保全、地下水位の低下への関心

地下水保全都市宣言

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源については特に重要である。

荒尾市においても、地下水は長い年月にわたって多方面に利用され、市民生活や都市発展に大きく寄与してきた。

しかし、今日における自然環境の破壊や無秩序な地下水の開発、更には涵養源の減少などにより、水質の悪化や水位の低下を来し、今や質・量ともに憂慮される状況にある。

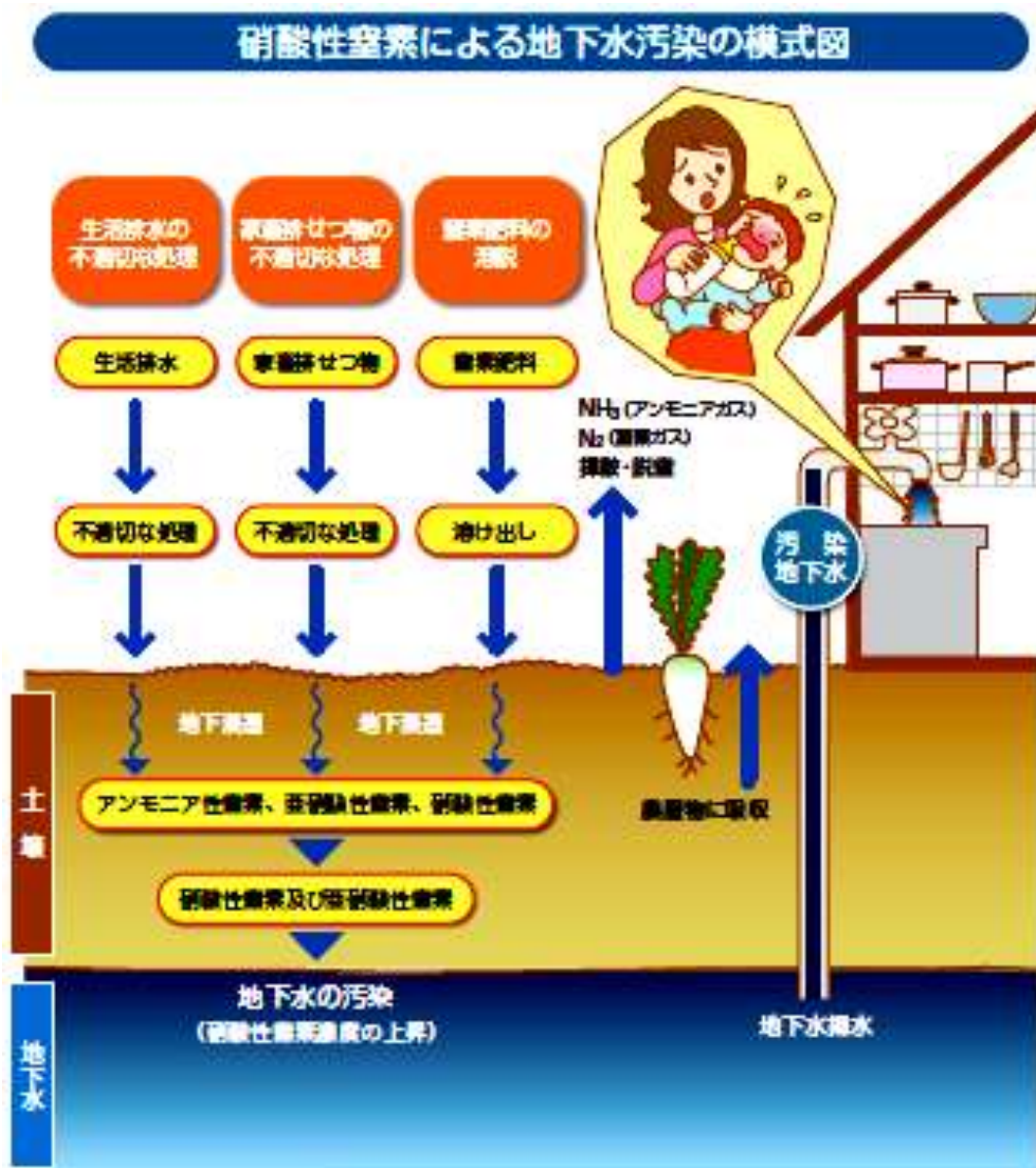
よって、本議会は地下水が市民生活にとってかけがえのない貴重な資源、財産であることを認識するとともに、後世まで守り伝えていくことを誓い、ここに荒尾市を地下水保全都市とすることを宣言する。

平成 9 年 3 月 21 日

荒尾市議会

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
硝酸性窒素汚染環境基準超過率 (県調査指標井戸)	25.7%	20.0%
地下水揚水量 (県条例届出対象井戸)	10,974 k m ³	9,531 k m ³
市関連施設の水道使用量	222 k m ³	215 k m ³
エコファーマー認定農家数	23戸	69戸



(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

貴重な地下水資源を守っていこう

【具体的施策】

- ◆ 地下水を大切にします
- ◆ 地下水を汚さないようにします
- ◆ 地下水の利用実態を知ります

具体的施策	主体	環境行動
◆地下水を大切に します	市民	水を大切に利用し、節水に努めます。
		お風呂の残り湯は、洗濯や庭木の散水に再利用します。
		敷地内の緑化に努めます。
	事業者	水を大切に利用し、節水に努めます。
		水の循環利用や雨水の地下浸透に努めます。
		敷地内の緑化に努めます。
	行政	学校や公共施設での節水に積極的に取り組みます。
		荒尾市の水が地下水でまかなわれていることの周知を図り、水の大切さについて啓発に努めます。
		し尿処理場、下水処理場などの処理水の再利用に努めます。
		透水性舗装の導入など雨水の地下浸透に努めます。
		公共施設の緑化に努めます。
		県や周辺自治体と協力して、地下水保全に取り組みます。

具体的施策	主体	環境行動
◆地下水を汚さないようにします	市民	生活排水の適正処理に努めます。
	事業者	適正な排水処理を行います。
		硝酸性窒素汚染を防ぐため、適正施肥や家畜ふん尿の適正処理を行います。
		有害物質を使用する施設では、地下に浸透しないよう厳重な管理を行います。
	行政	適正な排水処理を行います。
		適正な排水処理が行われるよう啓発・指導に努めます。
		硝酸性窒素汚染の低減のため、荒尾地域硝酸性窒素削減計画を推進します。
		有害物質の適正管理が行われるよう啓発・指導に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆地下水の利用実態や汚染状況を知ります	市民	行政の地下水採取量調査や水質調査に協力します。
	事業者	行政の地下水採取量調査や水質調査に協力します。
		水量測定器を設置し、使用水量の把握に努めます。
	行政	地下水の採取量と水位の調査を行い、地下水の利用実態の把握に努めます。
		地下水の定期的な水質調査を行い、地下水汚染の早期発見に努めます。
		地下水の利用実態や汚染状況を分かりやすく公表します。
		塩水化の状況把握に努めます。

4. 歴史や文化を残していこう 《伝統・文化》

国の重要文化財に指定されている万田坑跡などの文化遺産や伝統行事などの歴史的資源を後世に伝え、残していく必要があります。

(1) 荒尾市の現在の環境


○荒尾市の史跡・文化財

市内には、小岱山古窯跡群や別当塚古墳群、岩本橋などの史跡・文化財があります。また、本市の発展にも大きく係わってきた三池炭鉱跡も国の重要文化財に指定されており、炭鉱施設としては唯一、国史跡にも指定されています。



万田坑跡

▼ 荒尾市の史跡・文化財

	史跡・記念物	文化財
国指定	<ul style="list-style-type: none"> 史跡 三井三池炭鉱跡（宮原坑跡、万田坑跡） ※宮原坑跡は大牟田市になりますが、三井三池炭鉱跡として一括で指定を受けています 	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財 （建造物）三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱跡（旧万田坑施設） 重要美術品 武装石人
県指定	<ul style="list-style-type: none"> 史跡 小岱山古窯跡群、小岱山製鉄跡群 宮崎兄弟の生家、別当塚古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財 （建造物）岩本橋、浄業寺古塔群、 賀庭寺古塔群 有形文化財（考古資料）武装石人 民俗文化財（無形）野原八幡宮風流
市指定	<ul style="list-style-type: none"> 史跡 四山古墳、三ノ宮古墳 田次郎丸居館址及び古塔群 野原古墳群、月田蒙斎の墓 天然記念物 トキワマンサク自生地 <div style="text-align: center;">  <p>宮崎兄弟の生家</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財 （建造物）聖人塚板碑、阿蘇惟富供養碑、 御成門、三ノ宮四方仏、住吉明神石厨子、 専行寺笠塔婆、一部六地藏石塔、 阿弥陀ヶ池阿弥陀如来板碑、 藤原加賀守忠弘銘卒塔婆 （彫刻）大蔵廃寺毘沙門天立像、 賀庭寺近世石造物群、 賀庭寺薬師仏群 （古文書）野原八幡宮祭事簿、氷室家文書 （考古資料）境崎貝塚の岩偶、 大別当A窯出土の陶硯、 四山古墳出土品、立願寺出土の鬼瓦 民俗文化財 （無形）野原八幡宮神事（節頭行事）、 上荒尾熊野座神社神楽

資料：荒尾市教育委員会

(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標 (H28)
文化団体数 (文化協会加盟)	— (当時のデータ無し)	35団体	50団体
文化的な環境に関する 満足度	14.4%	16.1%	30%



節頭行事



風流



浄業寺古塔群

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

歴史や文化を残していこう

【具体的施策】

- ◆ 文化遺産を守っていきます
- ◆ 伝統文化を後世に伝えていきます

具体的施策	主体	環境行動
◆ 文化遺産を守っていきます	市民	文化遺産の調査、保存に協力します。
		歴史を感じさせるものを大切にします。
	事業者	文化遺産の調査、保存に協力します。
		歴史を感じさせるものを大切にします。
	行政	文化遺産の調査、保存に努めます。
		歴史的文化的資源を整備し、守っていきます。

具体的施策	主体	環境行動
◆ 伝統文化を後世に伝えていきます	市民	地域の祭りや伝統行事などを絶やさないように努めます。
		地域の伝統文化に関する学習に努めます。
		生活文化、伝統芸能などの伝承に努めます。
	事業者	地域の祭りや伝統行事などに参加・協力します。
		生活文化、伝統芸能などの伝承に協力します。
	行政	地域の祭りや伝統行事などに協力します。
		地域の伝統文化に関する学習の機会を確保します。
		歴史資料を整理し、郷土学習としての活用を図ります。
		文化遺産ツアーなどの伝統文化に親しむ機会を確保します。
		伝統文化の伝承のための後継者育成を推進します。

第3節 限りある資源を大切に作る循環型社会を目指そう（ごみ）

基本方針の「限りある資源を大切に作る循環型社会を目指そう」を実現するために下記の二つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. ごみを出さない社会を目指そう
2. ごみは適正に処理しよう



RDF
(ごみ固形化燃料)



ごみの分別教室



清掃作業

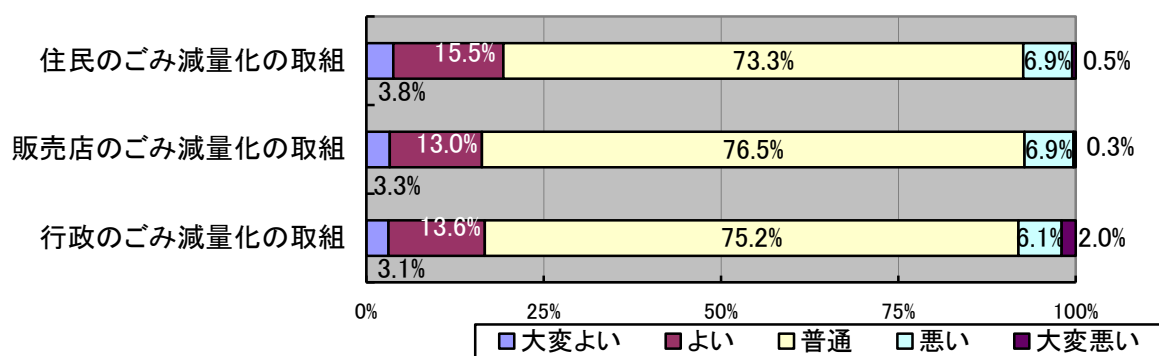
1. ごみを出さない社会を目指そう <<ごみ減量>>

私たちが生活していく上で、ごみ問題は避けて通れない課題の一つです。

普段から「リデュース」「リユース」「リサイクル」に気をつけた生活を送り、できるだけごみの出ないような社会をつくる必要があります。

(1) 荒尾市の現在の環境

▼ ごみ減量化の取組状況



市民アンケート調査結果によると、ごみ処理の有料化施行や一部の販売店でレジ袋削減の取組が進められており、住民・販売店のごみ減量化の取組を悪いと感じる人の割合が少なくなったようです。

ごみ減量化のためにはごみの発生を元から断つことが重要ですので、販売の際の簡易包装やマイバッグ持参を進めていくことが効果的です。また、販売時の店舗等の取組を推進するための制度化も必要です。

啓発例

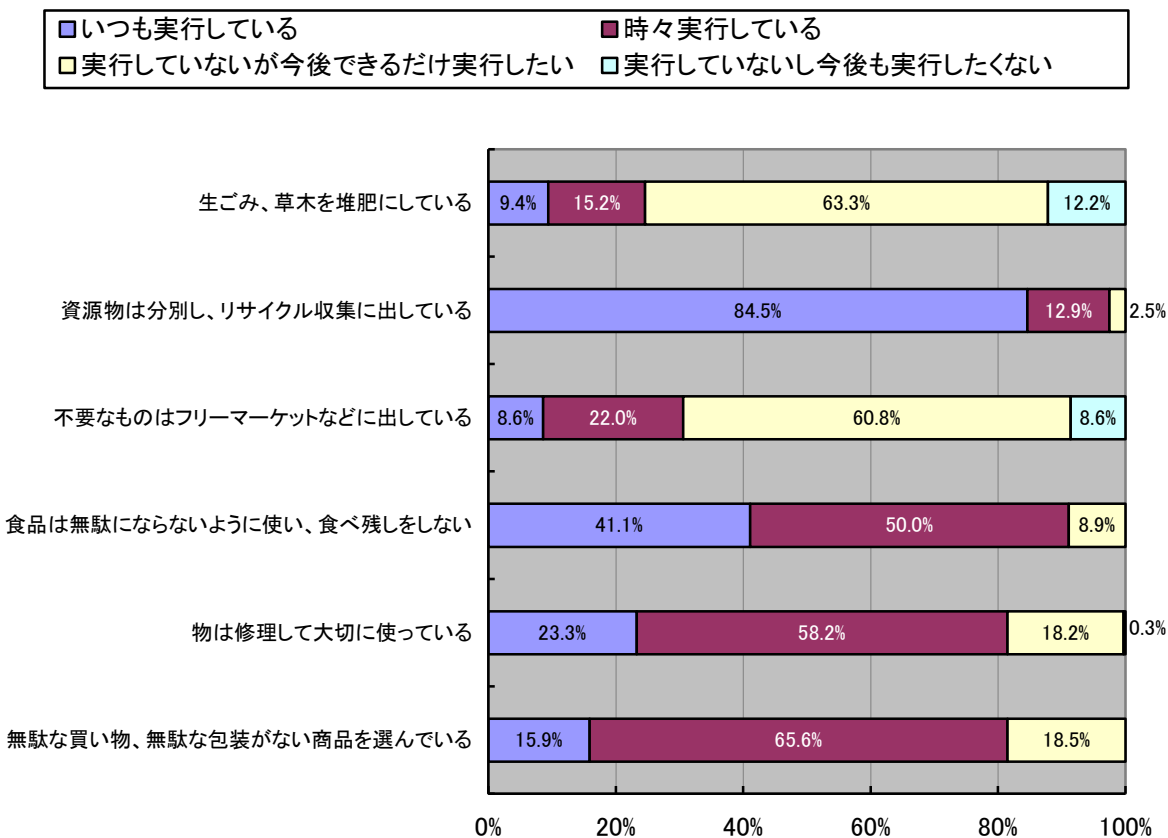
リサイクル教室（各地区や学校など）、広報あらお、資料展示（リサイクルセンター[常時]やイベント時など）

住民のごみ分別意識は高いといえますが、ごみ・リサイクルの収集回数は改善を望む声もあり、市民が利用しやすいリサイクル収集について検討を行っていく必要があります。

また、フリーマーケットなどを活用したいと思っているが、どこでどのように開催されているかわからないといった意見も寄せられており、開催の紹介や市の施設、イベントでの開催を検討していく必要があります。

生ごみや草木の堆肥化への取組は、場所や臭いなど利用にあたって問題点もありますが、ごみ減量化への効果はあり、今後も行政として生ごみ処理機購入への補助事業などを継続していくこととしています。

▼ ごみ問題に対する行動



(2) 関連する参考指標

参考指標	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標値 (H28)
一人一日当たりのごみ排出量 (家庭系・事業系ごみ/ 荒尾市内総人口)	973g	842g	805g
市の施設からの年間ごみ発生量 (市役所・病院)	172トン	119トン	現状以下
資源ごみ回収率 (資源ごみ回収量/ 全てのごみ回収量)	19.8%	17.8%	21%
生ごみ処理機補助基数 (累計 平成4年度～) コンポ 卜式・電気式	1,544基	1,798基	2,000基



(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

ごみを出さない社会を目指そう

【具体的施策】

- ◆ ごみの発生を元から抑えます（リデュース）
- ◆ ものを大切に繰り返し使います（リユース）
- ◆ 資源としての再生利用に努めます（リサイクル）
- ◆ ごみの減量化に努めます

具体的施策	主体	環境行動
◆ごみの発生を元から抑えます（リデュース）	市民	ばら売り、量り売りを利用します。
		長く使える製品や繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を選んで購入します。
		計画的で無駄のない買い物に努めます。
		包装の必要な際は、簡易な包装を選択します。
		マイバッグ（買い物袋）を持参し、ごみになるレジ袋を減らします。
	事業者	ばら売り、量り売りでの商品販売に努めます。
		ごみ減量化やリサイクルを意識した製品の開発、販売に努めます。
		物品の計画的な購入に努めます。
		包装の必要な際は、簡易な包装をすすめます。
		マイバッグを利用しやすい環境を整備します。
	行政	事務用品等は詰め替え製品を利用します。
		ばら売り、量り売りでの商品販売を行う販売店の取組を奨励します。
		長く使える製品や繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を選んで購入するよう啓発に努めます。
		物品の計画的な購入に努めます。
		簡易包装やマイバッグ運動の啓発を推進します。

具体的施策	主体	環境行動
◆ものを大切に 繰り返し使います (リユース)	市民	物品は、修理して大切に使います。
		調理の際は、野菜の皮などの廃棄を少なくする（無駄なく使う）エコクッキングに努めます。
		消費期限に注意して、無駄のないように使用します。
		食べ物を残したりせず、ものを粗末にしません。
		ベビー用品などの使用期間が限られているものは、リースを活用します。
		不要になったものでまだ使えるものは、フリーマーケットなどに出します。
	事業者	リターナブル容器（使用後に回収・洗浄され、そのままの形で繰り返し使用される容器）は、販売店に返したり、市のリサイクルに出します。
		物品は、修理して大切に使います。
		飲食店などでは、食材を無駄なく使い、廃棄部分を少なくするよう努めます。
		適切な在庫管理を行い、無駄のないように使用します。
	行政	リターナブル容器の回収を積極的に進め、再使用します。
		物品は、修理して大切に使います。
		ものを大切に長く使うよう啓発を行います。
		適切な在庫管理を行い、無駄のないように使用します。
		食材を無駄なく使うエコクッキングの普及・啓発に努めます。
		リサイクルショップやフリーマーケットなどの紹介を行います。
	リターナブル容器の販売店での回収を推進します。	

具体的施策	主体	環境行動
◆資源としての再生 利用に努めます (リサイクル)	市民	資源として利用できるものは、正しく分別しリサイクルします。
		地域のリサイクル収集に参加・協力します。
		生ごみ処理機器、ダンボールコンポストを活用するなど、生ごみの堆肥化に努めます。
		草木類の堆肥化に努めます。
	事業者	資源として利用できるものは、正しく分別しリサイクルします。
		リサイクルできる容器などについては、販売店での自主的な回収に努めます。
		生ごみの多く発生する事業所では、生ごみ処理機などによる有効活用を図ります。
		剪定枝はチップ化などによる有効利用に努めます。
	行政	資源として利用できるものはリサイクルを徹底します。
		リサイクルに出す際の正しい分別方法を分かりやすく知らせます。
		効率的で利用しやすいリサイクルの収集方法や収集回数の検討を行います。
		販売店でのリサイクル回収の実施や取扱品目の拡大を求めています。
		収集日以外のリサイクルセンターでの受入体制を整えます。
		生ごみや草木類の堆肥化（ダンボールコンポストなど）の有効利用の啓発を行います。

具体的施策	主体	環境行動
◆ごみの減量化に努めます	市民	3 R (リデュース・リユース・リサイクル) を実行し、ごみにならないように努めます。
		ごみにならないように努めてもごみが出る際は、生ごみは水切りを行い、草木類は乾燥して、減量化に努めます。
	事業者	3 R を実行し、ごみにならないように努めます。
		ごみにならないように努めてもごみが出る際は、生ごみは水切りを行い、草木類は乾燥して、減量化に努めます。
		ごみ減量に関する計画を作成します。
	行政	3 R を実行し、ごみにならないように努めます。
		ごみにならないように努めてもごみが出る際は、生ごみは水切りを行い、草木類は乾燥して、減量化に努めます。
		ごみの量や処理費用などのごみ処理の現状を分かりやすく知らせます。
		ごみ減量化のアイデア募集などを行います。
		ごみの減量化について、家庭や地域、事業者ができる実践方法の啓発に努めます。
		生ごみや草木類の堆肥化施設などによる減量化対策について検討します。
		効果的なごみ減量化施策を検討、実施します。

① 使い捨て製品など使い終わったらすぐごみになるようなものは、できるだけ買わない。

プラスチック容器入りの商品を買わないと 最大 70 g / 人・日の減量効果

② 買い物袋を持参する。

買い物袋を常に持参すると 最大 20 g / 人・日の減量効果

③ 布おむつ、ハンカチ、ソウキンを活用する。

くり返し使えるものを活用すると 最大 45 g / 人・日の減量効果

④ 生ごみを減量化する。

生ごみ処理容器を活用すると 最大 200 g / 人・日の減量効果

生ごみの水切りをする (水分 80%→75%) と 40 g / 人・日の減量効果

⑤ 計画的な買い物を実施する。

食料品の賞味期限切れによる廃棄をなくすと 最大 20 g / 人・日の減量効果

資料：ごみ処理基本計画

2. ごみは適正に処理しよう 《適正処理》

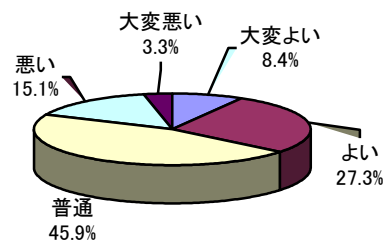
ごみの減量化やリサイクルに取り組んでも、最終的にきちんと処理されなければ、意味がありません。ごみ出しルールを守って排出し、適正に処理されるように促していきます。

(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

ごみ出しのルールについては、全体的には「悪い」という意見よりも「よい」という意見が多いのですが、地域によって大きな差があり、特定のリサイクルステーションでは違反物のごみ出しが常態化しているという意見があります。また、市内には未利用地が点在し、不法投棄も所々に見受けられます。

不法投棄を減らすために、モラルの向上に向けた啓発を行うことも重要ですが、不法投棄を許さないまちづくりを進めていく必要があります。



▲ ごみ出しのルールが守られている



環境パトロールカー

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
リサイクル回収時違反ごみ量	164トン	80トン

【不法投棄禁止の啓発例】

不法投棄の禁止

荒尾市では、不法投棄を防止するため、さまざまな取り組みを行っています。

- 青色回転灯付き車両による監視パトロール
- 不法投棄多発区域への監視カメラ設置
- 啓発看板設置

ごみを投棄すると、処罰されます。

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

法人にあっては、1億円以下の罰金刑を科す。

警告

このごみは**不法投棄**となり、**処罰(5年以下の懲役 又は、1,000万円以下の罰金)**の対象です。

現在、**荒尾市役所環境保全課**と**荒尾警察署**で調査中です。

投棄している所を目撃された方や、投棄者を知っている方は**通報**をお願いします。

荒尾市役所・荒尾警察署

(環境保全課 TEL 63-1370 リレーセンター TEL 62-0647)

(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

ごみは適正に処理しよう

【具体的施策】

- ◆ ごみはルールを守って出します
- ◆ 不法投棄のない環境をつくります

具体的施策	主体	環境行動
◆ごみはルールを守って出します	市民	ごみは決められた日に、ルールを守って出します。
		家電リサイクル対象品目などの廃棄の際は、法律に定められた適正処分を遵守します。
	事業者	一般廃棄物を排出する際は、市のルールに従います。
		産業廃棄物は適正に処理し、業者に依頼した場合は最後の処理まで責任を持ちます。
		家電製品などの適正な処分方法について、消費者に説明を行います。
	行政	廃棄物の適正処理を行います。
		ごみの分別方法やごみ出しルールを分かりやすく知らせます。
		効率的で利用しやすい、ごみの収集方法の検討を行います。
		廃棄物処理施設の適切な施設管理を行い、ごみの受入体制を整えます。
		廃棄物処理に関する法律・条例等が制定・改正された際は、分かりやすく知らせます。

具体的施策	主体	環境行動
◆不法投棄のない環境をつくります	市民	空き缶やタバコのポイ捨てをしません。
		周辺地域の美化に取り組み、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
		不法投棄を発見した際は速やかに通報します。
	事業者	ごみの不法投棄は行いません。
		敷地に柵を設けるなど、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
		不法投棄の監視など行政の施策に協力し、不法投棄を発見した際は速やかに通報します。
	行政	きれいなまちづくりに取り組み、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
		不法投棄をさせないような環境整備や不法投棄を行わないような意識向上について啓発に努めます。
		地域住民や事業者と連携し、不法投棄の監視体制を整え、警察、保健所等と協力してパトロールを強化します。
		不法投棄の通報を受けた際に警察、保健所等と協力し、速やかに対処します。

許さない 廃棄物の不法投棄

不法投棄を発見したら廃棄物 110 番へ (県庁廃棄物対策課)

ゴミゼロゼロ

TEL 096 (385) 5300 《24 時間対応》

有明保健所 72-2184

市環境保全課 63-1370

第4節 良好な環境を次世代に継承しよう（環境教育）

基本方針の「良好な環境を次世代に継承しよう」を実現するために下記の三つの環境目標（施策の方針）を設定します。

【環境目標】

1. 環境について学習しよう
2. 環境にやさしい地域体制を整えよう
3. 地球環境の課題に取り組もう



広報あらお（啓発記事）



地域ネットワーク勉強会



風力発電

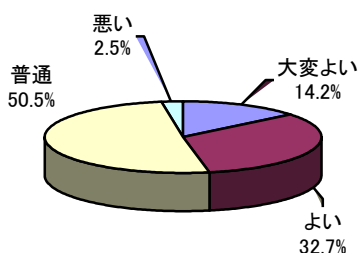
1. 環境について学習しよう <<環境学習>>

普段から環境情報にふれる機会を増やすことで、環境についての関心を高めることが重要です。

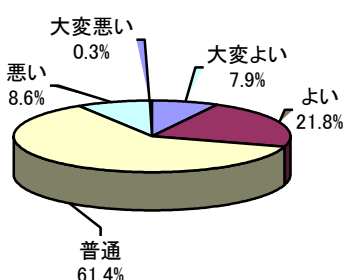
学校や地域、職場での環境学習の推進を図っていきます。

(1) 荒尾市の現在の環境

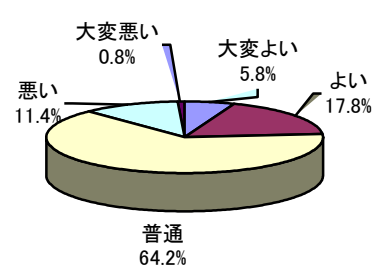
市民アンケート調査結果によると、学校での環境学習については「よい」という意見が多く、学校以外での学習の機会や環境に関する情報が得られる機会についても「よい」という意見が比較的多くなっています。今後も広報紙やホームページなどを活用した啓発の充実、環境をテーマにしたキャンペーンやイベントの実施に取り組んでいく必要があります。



▲ 学校などで子どもが環境について学習できる



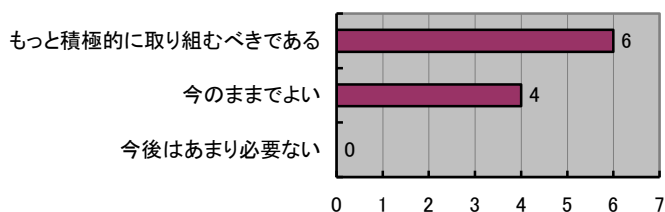
▲ 学校以外で環境に関する体験学習ができる



▲ 環境に関する情報が得られる

◇学校意識（小学校先生アンケート調査）

小学校の認識としては、今後は環境学習にもっと積極的に取り組むべきあるいは現状のままでいいと考えてありますが、様々な学習が必要とされる中、学習時間の制約などがあり、できる範囲で取り組んでいるという現状です。



▲ 今後の環境教育はどうあるべきか

(2) 関連する参考指標

	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標値 (H28)
こどもエコクラブメンバー数	80人	214人	400人
環境フェスタ来場者数	—	約900人	—



(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

環境について学習しよう

【具体的施策】

- ◆ 環境に関心を持てる体制づくりに努めます
- ◆ 互いに学びあえる体制づくりに努めます

具体的施策	主体	環境行動
◆ 環境に関心を持てる体制づくりに努めます	市民	環境に関するニュースや新聞記事からの情報収集に努めます。
		身近な環境や地域の環境に関心を持ちます。
		事業者や行政の環境保全に関する活動に関心を持ち、情報収集に努めます。
	事業者	環境情報を収集し、環境に関する意識・知識の向上に努めます。
		環境保全に関する活動について積極的に情報を発信します。
	行政	環境情報を収集し、環境に関する意識・知識の向上に努めます。
		地域の環境活動や地域環境についての情報を収集し、情報を発信します。
		荒尾市の環境についてまとめた報告書を作成し、公表します。
		環境情報をいつでも得ることができる環境情報コーナーの設置に努めます。
		広報紙、ホームページなどを活用した市民に分かりやすい情報発信に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆互いに学びあえる体制づくりに努めます	市民	環境出前講座などの環境学習制度の活用により、地域での環境学習会を実施し、参加します。
		環境フェスタなどの環境に関するイベントに参加します。
		工場やごみ処理施設などの施設見学会に参加します。
		エコパートナーあらかお市民会議の活動など協働での環境取組に参加します。
	事業者	環境出前講座などの環境学習制度の活用により、職場での環境学習会を実施し、参加します。
		環境フェスタなどの環境に関するイベントに参加し、イベント開催に協力します。
		工場などでの環境への取組を紹介する施設見学会を実施します。
		エコパートナーあらかお市民会議の活動など協働での環境取組に参加します。
	行政	環境学習に関する人材の登録制度を構築し、環境学習の推進を図ります。
		地域や職場での環境学習会に職員等が出向く「環境出前講座」や県の「動く環境教室」などの環境学習制度の利用を促進します。
		こどもエコクラブや水生生物調査などの体験学習の充実を図ります。
		職場における環境に関する研修会の実施に努め、職員の資質向上に努めます。
		環境フェスタなどの環境に関するイベントの充実に努めます。
		ごみ処理施設やリサイクルセンターなどの見学会を実施します。
		エコパートナーあらかお市民会議などと連携し、市民、事業者と協働による環境活動に取り組みます。



可燃ごみ中継基地 施設見学
(リレーセンター東宮内)

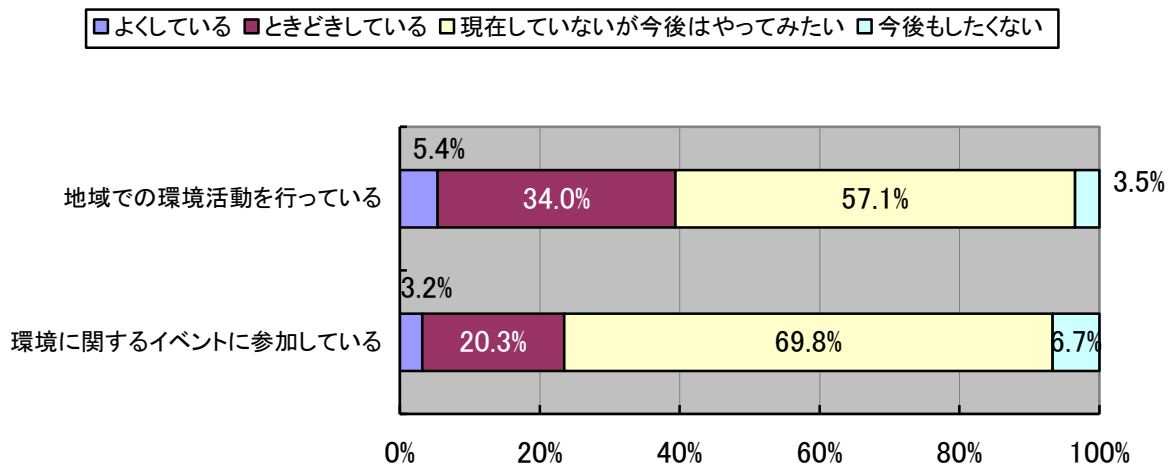
2. 環境にやさしい地域体制を整えよう 《環境にやさしい地域体制》

環境への取組を効果的に進めるためには、一人ひとりの取組を地域へ広げていくことが大切です。事業者の環境にやさしい取組を推進するとともに、市民・事業者・行政の「協働」の取組を図っていきます。

(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

地域での環境活動や環境に関するイベントに対しては、現在は参加していないが、今後は参加したいと思っている市民が多数を占めています。今後は、今まで参加していなかった人の参加を増やすための取組を進めていく必要があります。参加していない理由として、活動内容の周知が進んでいない点があげられ、情報を得る機会を増やす必要があり、活動団体の紹介や活動団体間の情報交換などを推進していく必要があります。



▲ 環境保全活動への参加

(2) 関連する参考指標

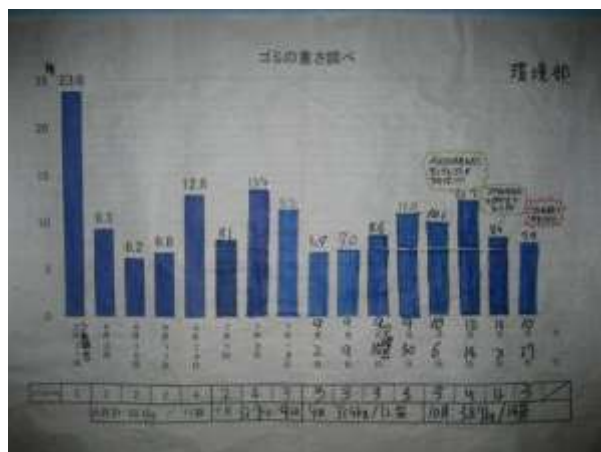
	計画策定時 (H17)	現状 (H22)	目標 (H27 年度)
元気づくり委員会設置数	4 地区	11 地区	12 地区
行政区の環境取組実施数	—	110 団体	136 団体
学校版環境 ISO 取組校数	17 / 17 校	14 / 14 校	全校



元気づくり事業の取り組み



学校版環境 ISO の取り組み



(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

環境にやさしい地域体制を整えよう

【具体的施策】

- ◆ 地域組織の環境活動の輪を広げていきます
- ◆ 事業活動での環境にやさしい取組を推進します

具体的施策	主体	環境行動
◆地域組織の環境活動の輪を広げていきます	市民	地域での環境活動に参加します。
		町内会や婦人会などの地域組織での環境活動を実施します。
		地域組織間での情報交換を行い、連携した取組を進めます。
	事業者	地域の環境活動に参加・協力します。
		掲示板などで各地域の環境活動の取組を紹介し、情報の共有化に協力します。
	行政	地域での環境活動に取り組みやすい体制づくりに協力します。
		各地域の環境活動の取組を紹介する場を設けるなど、情報発信に努めます。
		地域組織や環境活動団体の連携した取組が行えるように、地域ネットワークを構築し、情報の共有化を図ります。

具体的施策	主体	環境行動
◆事業活動での環境にやさしい取組を推進します	市民	グリーン購入（環境にやさしい製品の購入）に努めます。
	事業者	環境にやさしい製品の製造・販売に努め、自らも利用します。
		環境に配慮した販売店・事業所づくりに努め、環境活動に取り組みます。
		事業活動が与える環境への影響を把握し、環境への負荷を少なくするための環境マネジメントシステムの構築に努めます。
	行政	環境にやさしい製品の購入に率先して取り組み、グリーン購入を推進します。
		事業者の環境活動事例の紹介などを行い、環境活動の推進を図ります。
		エコショップ・エコ事業所の認定制度を確立します。
		小中学校での学校版 ISO の取組に努めます。
		市の事業活動による環境への影響を少なくするためのあらおエコオフィスの取組を充実させることで、環境マネジメントシステムの強化に努めます。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

環境汚染物質等の削減

環境や人の健康に影響を与えるような物質（有害化学物質など）の使用が少ないもの

長期間使用可能

丈夫で長く使用できるもの
修理や部品の交換が容易にできるもの

省資源・省エネルギー

製造・流通段階や使用時において、資源やエネルギーの消費が少ないもの

再使用可能

ビールビン、一升ビンなどのようにそのままの形で繰り返し使用できるもの

再生材料等の利用

古紙や再生プラスチックなどのリサイクル材料を使用したもの

リサイクル可能

素材ごとに分解・分別が容易で、リサイクルがしやすいもの

3. 地球環境の課題に取り組もう <<地球環境問題>>

産業の発達により地球温暖化や酸性雨といった地球規模の環境問題が深刻になってい
ます。持続可能な社会を目指して、一人ひとりができることから取り組んでいく必要があり
ます。

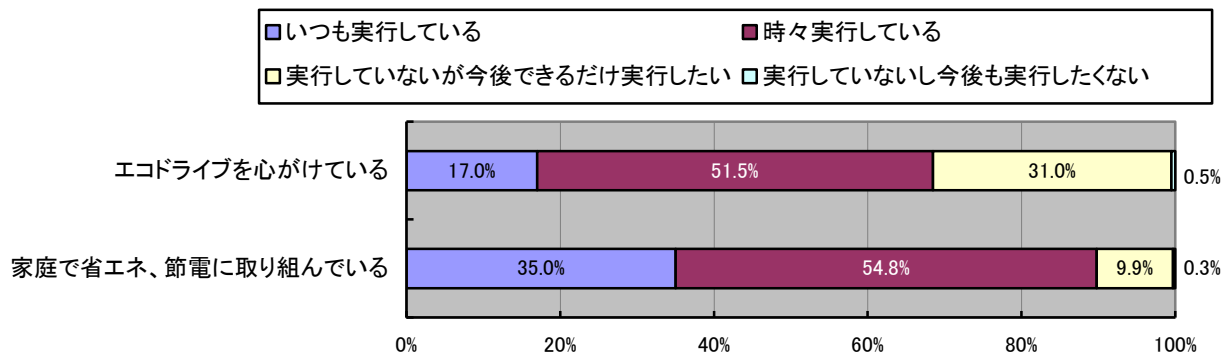
(1) 荒尾市の現在の環境

○市民意識（市民アンケート調査）

省エネルギーに対する取組では、8割以上が「いつも」又は「ときどき」実行している
としており、省エネルギーに関する意識は高いといえます。

また、エコドライブについても現在実行している人、今後実行したいと思っている人が大
多数です。

しかし、省エネルギー行動を行っていない理由として、「省エネルギーに取り組むにはコス
トがかかる」ことがあげられており、コスト面を含めた適切な支援の検討や啓発を行う必要
があります。



▲ 省エネルギーへの取組

(2) 関連する参考指標

温室効果ガス排出量	計画策定時 (H17)	現状 (H22)
市関連施設	6,182 トン-CO ₂	5,509 トン-CO ₂

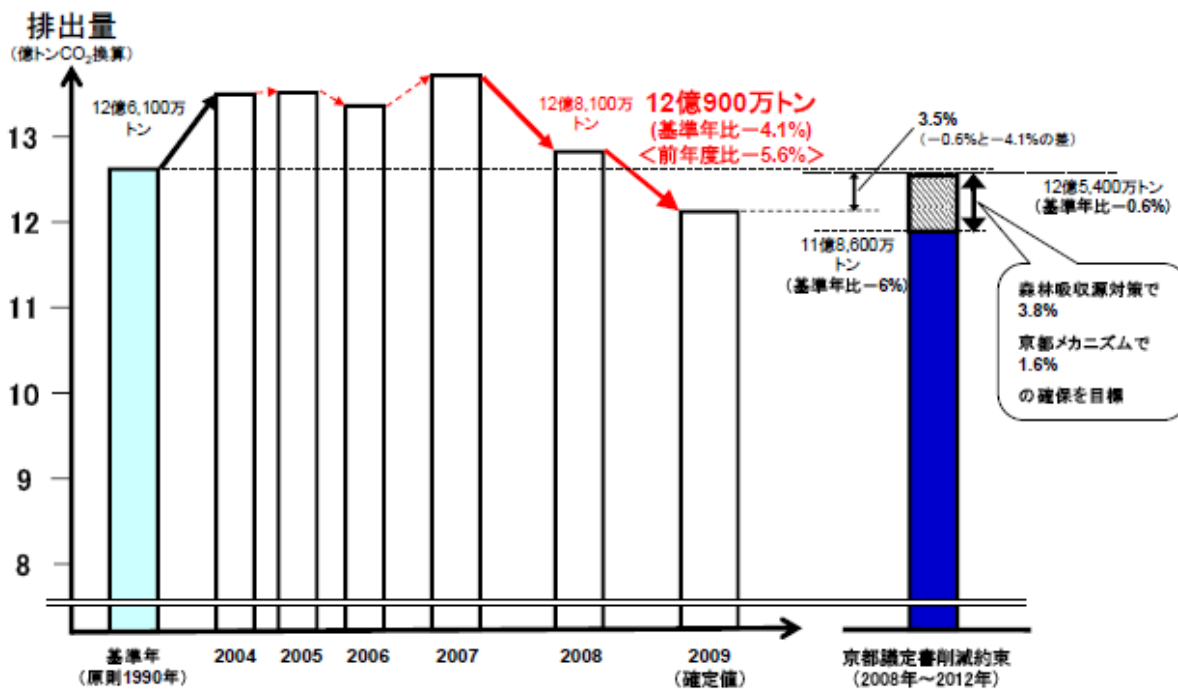
(資料：荒尾市地球温暖化対策実行計画)

温室効果ガス排出量	H 2	H 1 9	H 2 0	H 2 1
荒尾市全体	2 3 5 千トン-CO ₂	2 7 4 千トン-CO ₂	2 6 4 千トン-CO ₂	2 6 3 千トン-CO ₂

(資料：環境省ホームページ)

※京都議定書基準年度のH 2年度と直近の3年度の推計値が公表されています。

参考 日本国内の温室効果ガス排出量



(3) それぞれの環境行動

【環境目標】

地球環境の課題に取り組もう

【具体的施策】

- ◆ 地球温暖化対策に取り組みます
- ◆ 酸性雨やオゾン層破壊などの対策に取り組みます

具体的施策	主体	環境行動
◆ 地球温暖化対策 に取り組みます	市民	家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を選択して購入します。
		太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。
		家庭における省エネルギー行動の実践に努めます。 (具体的行動は 114 ページ参照)
		環境家計簿を活用することで、家庭のエネルギー使用量などを把握し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減に努めます。
	事業者	設備の新設、変更の際は、省エネルギー型製品を導入します。
		太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。
		職場における省エネルギー推進の体制を整え、省エネルギー行動の実践に努めます (具体的行動は 114 ページ参照)。
		エネルギー使用量などを把握し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減に努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆地球温暖化対策 に取り組みます (つづき)	行政	設備の新設、変更の際は、省エネルギー型製品を導入します。
		太陽光発電などの自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。
		太陽光発電などの普及啓発及び補助制度等のPRに努めます。
		職場における省エネルギー推進の体制を整え、省エネルギー行動の実践に努めます（具体的行動は114ページ参照）。
		エネルギー使用量などを把握し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減に努めます。
		地域省エネルギービジョンを策定し、荒尾市全域での計画的な省エネルギーの推進を図ります。
		地球温暖化に関する情報を積極的に提供し、地球温暖化防止に荒尾市全域で協力して取り組む仕組づくりに努めます。

具体的施策	主体	環境行動
◆酸性雨やオゾン層破壊などの対策 に取り組みます	市民	酸性雨の原因となる自動車の排気ガスを減らすため、環境にやさしい運転や低公害車の利用に努めます。
		オゾン層を守るため、フロンガスを使用したエアコン・冷蔵庫などの廃棄時には、家電リサイクル法に基づき適正処分を遵守します。
	事業者	酸性雨の原因となる自動車や工場からの排出ガスの削減に努めます。
		家電リサイクル法による適正処分を消費者に説明します。
		フロンガスの回収・適正処理を徹底します。
	行政	酸性雨の原因となる自動車や公共施設からの排出ガスの削減に努めます。
		家電リサイクル法による適正処分の啓発、指導を行います。
		酸性雨、オゾン層破壊などの地球環境問題に対する取組の啓発に努めます。

★省エネルギー行動に取り組むと、こんな効果があります！

年間の省エネルギー効果	節約金額	エネルギー削減量	二酸化炭素排出削減量
リビングでの省エネルギー行動			
暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定をしている	電気代 約1,900円	電気 約80kWh	30kgCO ₂
冷暖房機器は、不必要につけっぱなしにしないようにしている	電気代 約1,300円	電気 約60kWh	20kgCO ₂
こたつの設定温度はこまめに調節している	電気代 約1,100円	電気 約50kWh	15kgCO ₂
照明は、省エネルギー型の蛍光灯などを使用している	電気代 約1,700円	電気 1灯あたり 約80kWh	30kgCO ₂
テレビを見ないときはできるだけ消すようにしている	電気代 約900円	電気 約40kWh	15kgCO ₂
台所での省エネルギー行動			
冷蔵庫のドアの開け閉めは少なくし、開けている時間を短くするようにしている	電気代 約400円	電気 約15kWh	5kgCO ₂
冷蔵庫は、壁から適切な間隔をあけて設置している	電気代 約1,000円	電気 約45kWh	15kgCO ₂
冷蔵庫の中は整理整頓し、ものを詰め込み過ぎないようにしている	電気代 約1,000円	電気 約45kWh	15kgCO ₂
食器洗いのお湯の温度は、できるだけ低くしている	ガス代 約1,300円	ガス 約10m ³	20kgCO ₂
煮物などの下ごしらえは、電子レンジを活用している	ガス代 約1,000円	ガス 約25m ³	40kgCO ₂
電気ポットを長時間使わないときは、コンセントからプラグを抜くようにしている	電気代 約2,400円	電気 約105kWh	40kgCO ₂
浴室・洗面所での省エネルギー行動			
シャワーはお湯を出しっぱなしにしないようにしている	ガス代+水道代 約2,400円	ガス 約10m ³ 水道 約5m ³	20kgCO ₂
お風呂は、間隔をあけずに入るなど、追い炊きをしないようにしている	ガス代 約5,700円	ガス 約40m ³	80kgCO ₂
洗濯物はできるだけまとめて洗うようにしている	電気代+水道代 約3,900円	電気 約5kWh 水道 約15m ³	10kgCO ₂
自家用車についての省エネルギー行動			
アイドリングはできるだけしないようにしている	ガソリン代 約1,900円	ガソリン 約15L	40kgCO ₂
無駄な荷物を積んだまま、運転しないようにしている	ガソリン代 約200円	ガソリン 約5L	5kgCO ₂
経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないようにしている	ガソリン代 約3,200円	ガソリン 約30L	65kgCO ₂
タイヤの空気圧は適正に保つように心掛けている	ガソリン代 約1,700円	ガソリン 約15L	35kgCO ₂

資料：(財)省エネルギーセンター 家庭の省エネ大辞典

第5章
計画の推進と進行管理



あらか環境フェスタ2011

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制

行政内部の組織である「荒尾市環境推進会議」が中心となり、本計画に基づく環境施策・事業を推進するとともに、市民・事業者への計画の実行を図るよう誘導していきます。また、本計画の総合的かつ計画的な推進のため、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価、そして計画の見直しを行います。

外部の組織として、学識経験者、市民、事業者の代表などで構成する「荒尾市環境審議会」では、本計画に係る施策・事業の評価や計画の見直しなどについての意見・提案を行います。

また、本計画は行政だけでなく市民・事業者が主体となって取り組むべき計画であるため、第4章第4節の環境行動であげている「地域ネットワーク」の整備を進め、取組推進の基盤をつくった後に、市民・事業者で構成する推進組織を設置して効果的な推進を図っていきます。

平成18年6月に行政・市民・事業者で構成する推進組織としてエコパートナーあらか市民会議が設立され、荒尾市の環境行政の推進にあたっています。

荒尾市環境推進会議・・・副市長、各部長で組織する行政内部の組織で、本市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置しています。

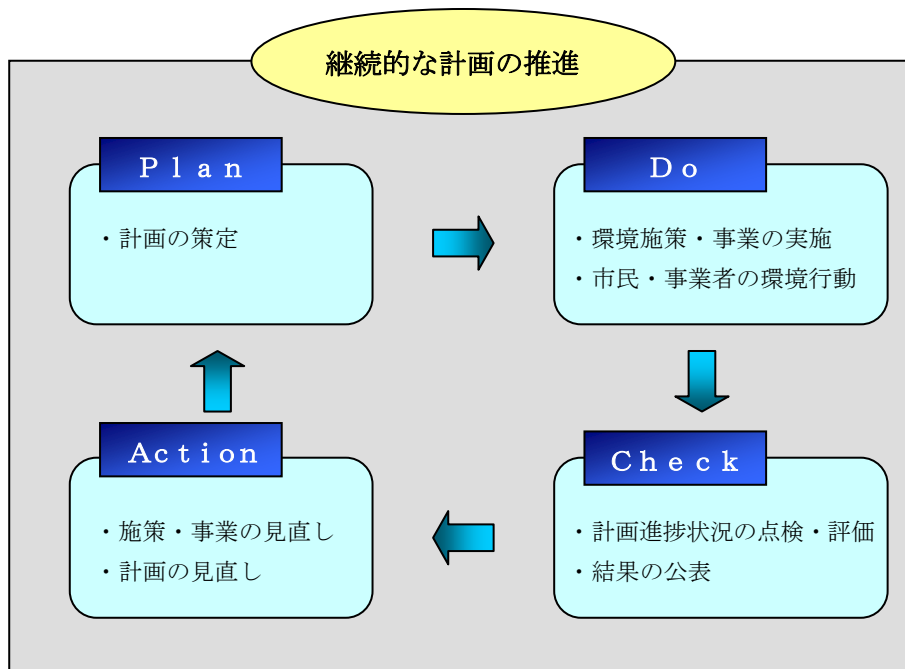
荒尾市環境審議会・・・学識経験者、市民、事業者の代表などで組織し、本市の環境に関する重要事項について審議し、意見・提案を行います。

第2節 計画の進行管理

1. 進行管理の考え方

本計画では、継続的な推進を図っていく必要があることから、環境マネジメントシステムの考えを採り入れて、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

- P …… Plan (計画の策定)
- D …… Do (実施・運用)
- C …… Check (点検・評価)
- A …… Action (計画の見直し)



2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の進捗状況を点検・評価する際には、結果が数値として毎年把握できるものと数年周期で効果を判断するものがあります。大気・水質の調査結果やごみ排出量などの環境関連部門において、毎年結果を把握できるものについては、データを整理して広く公表します。

また、3～5年ごとに計画の進捗状況を総合的に判断し、行政内部及び外部の組織において点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

第3節 関係機関・関連計画等との連携

1. 国・県・周辺市町村との協力・連携

現在の環境問題は、地域的なものから広域的なものとなっており、周辺市町村や県、国との協力・連携のもとに取り組んでいきます。また、地球温暖化などの地球規模の問題に対しては、一自治体としての責任を果たし、本市にできることから取り組みます。

2. 関連計画や関連制度への反映・調整

本計画は、環境行政に関するマスタープランとなるものです。関連する計画や条例などに本計画の考え方・方針を十分に反映させることが求められます。既に策定済みの計画などについては、見直しの際に本計画との十分な調整を図るものとします。

3. 実施計画

本計画は、環境行政全般の基本的方針を定めたものですが、具体的な施策の実施については、各部門の計画を実施計画として推進していきます。本計画の実施計画に当たるものとしては、以下のような計画が該当します。

- ・ ごみ処理基本計画
- ・ 荒尾市生活排水処理基本計画
- ・ 荒尾市地域省エネルギービジョン
- ・ 荒尾市地球温暖化対策実行計画

第4節 財政措置

本計画に示した施策・事業を推進していくために、計画的な財政的措置に努めるものとします。

資料編



市の魚：マジャク

1. 荒尾市環境基本条例

荒尾市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下で協力して取り組んでいくことにより、都市と自然が調和する環境にやさしい共生の都市づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念により、環境の保全を図るものとする。

- (1) 市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことができない良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承する。
- (2) 人と自然がより良い共生を図り、地域における多様な生態系及び自然環境を保全する。
- (3) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展する社会を構築する。

(4) 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として、すべての事業活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に取組を行う。

(5) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務と公平な役割分担の下に協働することにより、自主的かつ積極的に取組を行う。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら事業を実施するときには、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全に対する取組を支援する責務を有する。

3 市は、広域的に環境を保全するため、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努める責務を有する。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うときには、これに伴って生ずる公害を防止し、その他の環境への負荷の低減に積極的に努める責務を有する。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、第3条に規定する基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。

(2) 都市活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、住環境が快適な状態に保持されるよう努めること。

(3) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。

(4) 野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保その他豊かな自然環境の保全に努めること。

(5) かけがえのない貴重な資源である地下水の保全に努めること。

- (6) 歴史的及び文化的な遺産を保存し、及び活用し、伝統と文化の継承に努めること。
- (7) 地球温暖化の防止その他の地球環境保全の推進に努めること。
- (8) 市民及び事業者の環境の保全に対する理解と意欲を増すため、自発的な活動の促進及び環境教育の推進に努めること。
- (9) 市民、事業者及びこれらの者が構成する団体（以下「団体等」という。）との協働により、環境の保全の効果的な推進に努めること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、荒尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときには、あらかじめ団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、荒尾市環境審議会条例（平成6年条例第3号）に規定する荒尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図るものとする。

（情報の公表）

第10条 市長は、本市の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策を定期的に公表しなければならない。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策が効果的に推進されるよう、団体等の体制づくりと連携に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2. 荒尾市環境審議会

(1) 荒尾市環境審議会条例

荒尾市環境審議会条例

平成6年3月30日

条例 第3号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に荒尾市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市における環境の保全に関する基本的事項その他法に基づく施策等及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく費用負担計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要と認めるときは議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

2 荒尾市公害対策審議会条例（昭和43年荒尾市条例第38号）は、廃止する。

附 則（平成17年12月28日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 荒尾市環境審議会委員名簿（中間見直し時）

区 分	氏 名	所属・役職等
学識経験者	◎安藤 学	九州看護福祉大学教授
	富永 伸明	有明工業高等専門学校教授
	中田 晴彦	熊本大学大学院准教授
事業者代表	宮本 昭子	荒尾商工会議所常議員
	倉田 信治	荒尾商業開発株式会社取締役統括部長
	中野 雄三	第一製網株式会社 本部長
市民代表	迎 洋美	荒尾市女性モニター連合会副会長
	○田島 衆一	エコパートナーあらお市民会議会長
	坂田 尚子	エコパートナーあらお市民会議副会長
	浦田 昌子	荒尾市花いっぱい推進協議会会長

※◎印は会長、○印は副会長

任期：平成24年2月1日～26年1月31日

(3) 開催経緯

策定時

	開 催 日	内 容
第1回	平成17年12月19日（月）	・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選出 ・環境基本計画素案について（諮問）
第2回	平成18年2月6日（月）	・環境基本計画素案について（検討）
—	平成18年2月15日（水）	・環境基本計画素案について（答申）

中間見直し時

	開 催 日	内 容
第1回	平成24年2月10日（金）	・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選出 ・環境基本計画改訂版素案について（諮問）
第2回	平成24年3月8日（木）	・環境基本計画改訂版素案について（検討）
—	平成24年3月16日（金）	・環境基本計画改訂版素案について（答申）

3. 荒尾市環境推進会議

(1) 荒尾市環境推進会議設置規程

荒尾市環境推進会議設置規程

平成 16 年 8 月 17 日

訓令甲 第 18 号

(設置)

第 1 条 荒尾市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、荒尾市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について審議又は総合的な調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) ごみの有料化に関すること。
- (3) その他環境行政に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は副市長をもって充て、副会長は市民環境部長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係職員等に会議の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(専門委員会)

第 5 条 推進会議に、専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

(市民等の意見及び提案)

第 6 条 推進会議は、必要に応じ市民、事業者等からの意見及び提案を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 8 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 5 月 13 日訓令甲第 10 号)

この訓令は、平成 17 年 5 月 13 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 9 月 30 日訓令甲第 16 号抄)

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日訓令甲第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 9 月 20 日訓令甲第 13 号)

この訓令は、平成 18 年 9 月 20 日から施行し、改正後の(中略)荒尾市環境推進会議設置規程(中略)の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日訓令甲第 7 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 荒尾市環境推進会議委員名簿

(平成 24 年 3 月末現在)

職名	氏名
◎副市長	山下 慶一郎
○市民環境部長	宮里 信雄
総務部長	山崎 史郎
保健福祉部長	田上 稔
建設経済部長	小柳 健一
教育部長	西村 泰治

※◎印は会長、○印は副会長

(3) 荒尾市環境基本計画策定委員会

荒尾市環境推進会議の専門委員会として、市民部長を委員長として20課1局1室の所属長で組織する荒尾市環境基本計画策定委員会を設置しました。

委員長	市民部長		
委員	総務課長	福祉課長	教育振興課長
	企画調整課長	健康生活課長	社会教育課長
	財政課長	人権啓発課長	社会体育課長
	男女共同参画社会推進室長	商工観光課長	水道局長
	市民課長	農林水産課長	
	税務課長	監理課長	
	収納課長	土木課長	
	環境保全課長	都市整備課長	
	くらしいきいき課長	下水道課長	

(4) 荒尾市環境基本計画策定ワーキンググループ

本計画策定作業を効率的に行うため、荒尾市環境基本計画策定委員会の各所属職員1～2名で構成するワーキンググループを設置しました。

(5) 開催経緯

(計画策定時)

環境推進会議	環境基本計画策定委員会	ワーキンググループ会議
第1回 平成16年8月24日(火) ・環境基本計画について ・環境基本計画策定委員会の設置について	第1回 平成16年11月17日(水) ・環境基本計画について ・ワーキンググループの設置について ・環境に関する事業調査及び各種計画調査の依頼	第1回 平成17年2月17日(木) 【全体会】 ・環境基本計画について ・分野別部会の希望調査
第2回 平成17年5月27日(金) ・環境基本計画の進捗状況及び今後のスケジュール	第2回 平成17年11月28日(月) ・環境基本計画(素案)について	第2回 平成17年3月4日(金) 【分科会】4部会 ・環境関連事務事業の把握 ・新規事業の検討
第3回 平成17年12月1日(木) ・環境基本計画(素案)について		第3回 平成17年3月25日 【分科会】4部会 ・施策の方針の検討
		第4回 平成17年4月27日(水) 【分科会】4部会 ・環境行動計画の検討
		第5回 平成17年10月5日(水) 【全体会】 ・環境行動計画の確認

(中間見直し時)

環境推進会議	関係課会議
第1回 平成23年12月20日(火) ・環境基本計画策の評価・見直しについて(骨子) ・評価・見直しスケジュール	第1回 平成23年12月28日(水) ・環境分野施策の進捗状況について
第2回 平成24年1月26日(木) ・中間見直しの方向性 ・基本計画改訂版(素案)について	第2回 平成24年1月13日(金) ・環境分野施策の進捗評価について
第3回 平成24年3月27日(火) ・パブリックコメント募集結果について ・環境審議会答申について ・環境基本計画改訂版の策定について	

4. 荒尾市環境市民会議

(1) 荒尾市環境市民会議委員名簿

計画の策定当初、広く市民・事業者の意見を反映するため、公募による環境市民委員を募集し、荒尾市環境市民会議で検討を重ねました。

(平成16年3月～平成18年3月)

氏名	備考
池上 泰俊	無職
笠間 律子	主婦
橋高 龍也	元会社員
木村 恵子	主婦
○小出 明美	主婦
角田 昭子	主婦
◎田島 衆一	元小学校校長
田中 こずえ	主婦
谷口 義行	元民生委員
土岐 須那子	主婦
堀 秀夫	農業
宮本 利恵	主婦
森 聖也	会社員

※◎印は委員長、○印は副委員長

(2) 開催経緯

	開催日	内容
第1回	平成16年3月30日(火)	・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出
第2回	〃 4月28日(水)	・荒尾市の環境の現状 ・市民アンケート調査結果
第3回	〃 5月26日(水)	・荒尾市の環境についての問題整理 : KJ法により、荒尾市の環境の良いところ、悪いところを抽出し、分野別に整理した
第4回	〃 6月30日(水)	・「協働のまちづくり」講習会(くらしいきいき課) ・施設見学(金山不燃物理立地)
第5回	〃 7月28日(水)	・施設見学 (リレセンター東宮内、RDFセンター、エコサクセンター)
第6回	〃 9月22日(水)	・小学校アンケート調査結果
第7回	〃 10月27日(水)	・課題(問題点)の整理
第8回	〃 11月24日(水)	: 委員それぞれが荒尾市の環境の課題(問題点)と解決案を挙げ、分野別に整理した後、市民の環境行動の原案を作成した
第9回	〃 12月8日(水)	・施設見学(荒尾リサイクルセンター) ・不法投棄現場の視察
第10回	平成17年1月26日(水)	・計画の枠組みの検討(ワークショップ形式)
第11回	〃 2月23日(水)	・市民の環境行動の検討
第12回	〃 3月23日(水)	・事業者の環境行動の検討
第13回	〃 5月25日(水)	・環境行動(市民・事業者・行政)の検討
第14回	〃 6月6日(月)	
第15回	〃 10月20日(木)	・環境行動の再整理後の確認
第16回	平成18年3月30日(木)	・環境基本計画の策定報告、配付

5. 用語の解説

ア行

●ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が作成した環境マネジメントシステムに関する国際基準規格のこと。企業や団体が、環境方針、目標、計画及びその実施体制を定め、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、環境改善を自主的に推進していくもの。

●アイドリングストップ

大気汚染防止や地球温暖化防止のため、人を待つ時などの駐停車時や信号待ちの間に、自動車のエンジンを止めることをいう。近年は環境意識の高まりや自動車排出ガス規制を受け、自動的なアイドリングストップ機構を持つ車種も増えている。

●アスベスト（石綿）

繊維 1 本の細さは大体髪の毛の 5,000 分の 1 程度の細さである。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、「奇跡の鉱物」として重宝され、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺がんや中皮腫の誘因となることが指摘されるようになった。

●荒尾市生活排水処理基本計画

本市の生活排水の処理に関して、生活排水処理施設整備の基本方針及び意識の高揚を図るための啓発活動の基本方針などを定めている。

●荒尾市地域省エネルギービジョン

地域エネルギー（新エネルギーを含む）の有効利用も含め、荒尾市全体として省エネルギーにつながる今後の取組の基本方針や推進方策を示し、本市の地域特性に適合した効果的で実現性の高い省エネルギー対策を積極的に推進することを目的としている。

●荒尾市地球温暖化対策実行計画

本市自らが循環型社会の構築に積極的に取り組むことにより、事業者、市民等に対して環境保全に配慮した行動を促し、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷の低減を図ることを目的としている。第 1 期、第 2 期の計画期間では、温室効果ガス削減目標を達成し、現在は第 3 期（平成 22 年～26 年度）の計画期間で取り組みを進めている。

●荒尾地域硝酸性窒素削減計画

荒尾地域における硝酸性窒素による地下水汚染対策を総合的かつ計画的に推進するために熊本県が策定したもので、熊本県環境基本計画を地下水汚染防止の面から推進する部門別計画にあたる。

●RDF

ごみ固形燃料のこと。家庭から排出される可燃ごみを破砕・乾燥・選別・圧縮成形してつくる。乾燥し減容化するため、悪臭や腐敗を抑えられ、輸送や貯蔵がしやすいという特徴がある。また、安定して高温で燃焼ができるので、ダイオキシン類の低減を図ることができる。

●エコショップ

小売店、スーパー、コンビニなどで簡易包装の実行やマイバッグ推進、缶、ビン、トレイの回収などの環境保全行動を積極的に実施する店舗。また、認定制度などを設け積極的に推進している地域もある。

●エコパートナーあらか市民会議

荒尾市市環境基本計画に基づき、市民、事業者、民間団体及び市等が協働して環境に配慮した行動を推進し、地域の良好な環境の保全と創造を目的として平成18年6月に設立された。

環境に配慮した市民生活や事業活動の情報収集、環境に配慮した地域づくりの支援、環境イベントの開催等の事業を行っている。

●温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放熱して地表面の温度を高める効果をもつガスをいう。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

力行

●外来種（外来生物）

日本在来の生物ではなく、本来の生息地から人間が移動させた種のことを指す。外来種が自然生態系に与える影響としては、他の種の捕食や生息場所を奪う等で在来種を圧迫し、生態系をかしく乱すること、近縁在来種等との交雑による遺伝的汚染がある。

●外来生物法

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に制定されている。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より河川水質へ与える影響は小さい。

●環境家計簿

家庭のエネルギー使用量から地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量を求め、記録するための家計簿。記録を続けていくことで、日常の生活様式を見直し、環境への負荷が少ない生活への改善が期待される。

●環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）

動物の生体内でホルモンと似たような働きをすることで、内分泌作用をかく乱し、生殖機能の阻害等を引き起こす可能性がある化学物質。天然に存在するものもあるが、人工的な物質が問題となっている。

●環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える悪影響を少なくするため、環境に関する方針を自ら設定し、その実現に向けて行う計画・実行・評価の一連の手続きのこと。代表的なものに ISO14001 がある。

●グリーン購入

製品やサービスの購入の際、価格、機能、品質だけでなく「環境」の視点から、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

平成 13 年 4 月からはグリーン購入法が施行され、国等の公的機関には環境負荷の低い製品・サービスを調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられている。

●グリーンカーテン（緑のカーテン）

植物を建物の外側に生育させ、日差しを遮り、室内温度の上昇を抑え、植物の蒸散作用により、周囲を冷やす効果を図る省エネルギー手法の一つである。環境省の学校等エコ改修・環境教育モデル事業の一環としてグリーンカーテンを導入する学校もある。

●光化学オキシダント

光化学スモッグの原因物質で、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される強酸性物質の総称。目がチカチカする、のどが痛くなるという人体への影響の他、植物にも影響を与える。

●こどもエコクラブ

次世代を担う子ども達が、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援することを目的として、環境省が平成7年度から小・中学生を対象として開始した事業。現在は、(財)日本環境協会の事業として引き継がれ、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである。

●ごみ処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定される計画で、計画的なごみ処理を推進するための基本方針、ごみの発生から最終処分に至るまでの基本的事項、具体的な施策などを定めている。

サ行

●再生可能エネルギー

自然界の現象に由来し、利用される以上の速度で補充されるエネルギーの総称。例として、太陽光、風力、地熱、バイオマス等がある。持続可能な低炭素社会の実現に向けて、普及を促進する必要がある。いわゆる新エネルギーもこれに含まれる。

●3R

ごみを減らすための取組である「Reduce (リデュース)」、「Reuse (リユース)」、「Recycle (リサイクル)」の略称。第1にごみになるものを持ち込まない (リデュース)、第2にものを大切に使う (リユース)、第3に資源として再利用する (リサイクル)。

「Refuse (リフューズ)」いらぬものを断る、「Repair (リペア)」修理する、を分けて「4R」、「5R」という場合もある。

●COD (化学的酸素要求量)

海水や河川水などの有機汚染物質等を酸化剤で酸化するときに必要な酸素量のことで、数値が大きくなるほど水が汚れていることを意味する。

●硝酸性窒素

畜産糞尿の不適切処理や化学肥料の過剰施肥、生活排水などが汚染原因といわれ、乳幼児等ではメトヘモグロビン血症（血中酸素欠乏）を引き起こす可能性がある。

●生物多様性

生物多様性とは、生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していることを指す。生物多様性の定義には様々なものがあるが、生物多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生育の場の如何を問わない。）の間の変異性を言うものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

日本国内法として、2008年（平成20年）6月6日に生物多様性基本法が公布・施行され、生物の多様性を将来にわたり確保するための国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確に定め、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。

タ行

●ダイオキシン類

意図して製造・使用される化学物質ではなく、他の化学物質の製造や物の燃焼などに伴って生成される有機塩素化合物。青酸カリの1万倍の急性毒性があり、高い発がん性があると報告されている。

●多自然型工法

河川・水路の治水・利水機能の確保に加えて、自然性豊かな環境に配慮し、生態系の保全・創造までを目的として含んだ川づくりの工法。

●地球温暖化問題

地球の気温が急激に上昇し（2100年までに1.4～5.8℃上昇と予測されている）、さまざまな気候変動が生じる現象で、その原因は、人間の活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスである。このまま進行すると、海面上昇による土地の水没や生物種の絶滅を始め深刻な影響が出てくると予想されている。

●低公害車

従来のガソリン車、ディーゼル車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出ガスの量が少ない自動車。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがある。

●テトラクロロエチレン

ドライクリーニング用洗剤や工業原料などとして使用される無色透明の液体で水に不溶。地下水の汚染が問題となっている。

●デポジット制

預託金払戻制度ともいい、例えば缶やビン入りの飲料水を売る際に、販売業者は預り金を価格に上乗せして売り、購入者が空き缶、空きビンを持ってくれば預り金を返すしくみ。

●トキワマンサク

春に白い花を咲かせる常緑樹で、日本では3ヶ所しか自生が確認されていない。小岱山のふもとに自生しており、熊本県希少野生植物に指定されている。

ハ行

●BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量のこと、水の汚れを示す指標として使われている。この数値が大きくなるほど、水質が汚れていることを意味する。

●ビオトープ

ドイツ語で Bio（生物）、Top（所）を意味し、学術上は特定の生物が生存できるような環境条件を備えた一定の空間をいう。わが国では、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられている。広大な面積の森林もビオトープだが、庭の小さな植え込みや花壇、池などもビオトープといわれる。

●光害（ひかりがい）

屋外照明器具から発する光のうち、目的の照明範囲の外に漏れる光によって起こるさまざまな悪影響のこと。具体的には、居住者・運転者・歩行者への不快な影響、動植物への悪影響、夜空の明るさへの影響などがあげられる。

平成16年10月から光害の防止に関する県条例施行。

（サーチライト、レーザー等による特定物以外への照射を禁止）

●浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうちで、粒子径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。浮遊粉じんとは、空気中に浮遊する粒子で、ものの燃焼によるばいじん、ものの機械的処理や堆積物の飛散による粉じん、大気中の二酸化硫黄などをいう。浮遊粒子状物質のなかで、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質(PM_{2.5})と呼んでいる。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

●放射性物質

放射能（原子核が崩壊して放射線を出す能力）を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、のような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。

ラ行

●リターナブル容器

使い終わった後、回収・洗浄され・そのままの形で繰り返し使用される容器。ビールびん、一升びんなどが代表的なもの。

●レッドデータブック

種の絶滅を防ぎ、生物の多様性を維持するために、どの種が絶滅の危機に瀕しているかを把握し、絶滅に迫りやる要因を解析した上で対策を講じることを目的として、絶滅の危機に瀕している動植物種をリストアップしたもの。

●ラムサール条約

湿地の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年に制定され1975年に発効した。1980年以降、定期的に締約国会議が開催されている。日本語での正式題名は特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択され、開催地にちなんで一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。



荒尾市環境基本計画

平成24年 4月発行

発行：熊本県 荒尾市 市民環境部 環境保全課

住所：864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

TEL：0968-63-1386 FAX：0968-63-1376

E-mail：kanpo@city.arao.lg.jp

URL：http://www.city.arao.lg.jp